

# 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画

令和 7 年 3 月

木津川市教育委員会



# 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画

令和 7 年 3 月

木津川市教育委員会



## 序

京都府南部の山城地域に位置する木津川市は、市域中央を木津川が流れており、古来、淀川を通って瀬戸内海に入り、東アジアの国々と繋がる大和の外港として、この地に遡って流入する人や物資、文化交流の拠点として栄え、現代に至るまで京都一奈良、大阪一伊賀を結ぶ結節点として発展してきました。

木津川北岸に位置する「瓶原」を中心に造営された恭仁京は、聖武天皇が目指す国家形成のため、国分寺・国分尼寺建立の詔の発布、墾田永年私財法の制定など、主要施策を打ち出した歴史の転換期を象徴する都であったと考えられています。

ここに刊行しました『史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画』は、令和5年度から令和6年度までの2年間に実施された保存活用計画策定委員会での検討協議に基づくものです。

昭和32年の山城国分寺跡の史跡指定後、昭和63年と平成18年に保存管理計画を策定しましたが、史跡を取り巻く環境の変化や京都府文化財保存活用大綱、木津川市文化財保存活用地域計画等との整合を図るため、府と市の協働により従来の計画を発展的に改定いたしました。本書では、今後の恭仁宮跡の保存・活用を進めるうえで必要な基本方針や計画をまとめており、本計画に基づく史跡恭仁宮跡の保存と活用整備が、地域の持続可能な発展に寄与するものと期待しております。

最後となりましたが、日頃からご理解とご協力をいただいている地権者をはじめとする史跡関係者の方々、本計画策定にあたり、ご尽力を賜った策定委員各位、文化庁、京都府教育委員会など関係機関・団体の皆様に対し、心よりお礼申し上げます。

令和7年6月

木津川市教育委員会

教育長 竹本 充代

## 例　言

1. 本報告は、「史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画」に関する報告書である。
2. 本計画は文化財保護法第192条の2に定める「史跡名勝天然記念物保存活用計画」として作成した。
3. 当事業は令和6年度に「史跡 恭仁宮跡史跡等保存活用計画策定事業」として、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を木津川市が受けて実施したものである。
4. 当事業の事業費は、3,000,000円である。
5. 当事業は、「木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会」の指導のもと、下記の体制で実施した。

### （1）事務局

木津川市教育委員会 教育長 竹本 充代  
部長 平井 浩美  
理事 八田 達男（兼文化財保護課長）  
文化財保護課 課長補佐 永澤 拓志

### （2）原案作成

京都府教育庁指導部

文化財保護課 課長 石崎 善久  
主幹 藤井 整（兼係長）  
主査 中居 和志  
副主査 桐井 理揮  
技師 溝口 泰久  
木津川市教育委員会 理事 八田 達男（兼文化財保護課長）  
文化財保護課 課長補佐 永澤 拓志  
指導・助言 文化庁文化財第二課 主任文化財調査官 渋谷 啓一  
京都府立山城郷土資料館 館長 福島 孝行  
図面等編集作成委託業務 株式会社 都市景観設計

6. 本計画では、特に注記をしない限り下記の文献を参考としている。  
加茂町教育委員会編『史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定報告書』平成18年3月
7. 本報告書の執筆分担は、以下のとおりであり、木津川市教育委員会が編集、刊行した。
  - ①第1章～第3章（1）～（3）、第4章～第6章、第10章～第12章  
木津川市教育委員会 永澤 拓志
  - ②第3章（4）～（5）、第7章～第9章  
京都府指導部文化財保護課 藤井 整、中居 和志、溝口 泰久  
なお、本報告書に使用した図面類、写真資料についても、京都府指導部文化財保護課及び木津川市教育委員会文化財保護課（一部個人、府立山城郷土資料館）で保管している。

## 目 次

第1章 保存活用計画作成の沿革・目的 .....	1
(1) 計画作成の沿革 .....	1
(2) 計画作成に係る経過・目的 .....	1
(3) 保存活用計画策定委員会の設置と経緯 .....	3
(3-1) 策定委員会の開催経過 .....	6
(4) 他の計画との関係 .....	6
(5) 計画の対象範囲 .....	8
(6) 計画期間と期限 .....	9
(7) 計画の変更 .....	9
第2章 史跡周辺（木津川市）の概要 .....	10
(1) 自然的環境 .....	10
(2) 歴史的環境 .....	10
(3) 社会的環境 .....	11
(4) 瓶原地域及び恭仁京関連の文化財一覧 .....	13
第3章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の概要 .....	20
(1) 指定に至る経緯 .....	20
(1-1) 明治時代から戦前期（昭和16年まで） .....	20
(1-2) 山城国分寺跡の指定から恭仁宮跡の発掘調査開始（昭和48年まで） .....	20
(1-3) 史跡山城国分寺跡保存管理計画から史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定と史跡拡大（平成19年まで） .....	22
(2) 指定に至るまでの調査成果 .....	23
(2-1) 発掘調査の成果 .....	23
(3) 指定の状況 .....	23
(3-1) 指定告示 .....	23
(3-2) 指定地の管理団体指定 .....	24
(3-3) 指定説明文とその範囲 .....	24
(3-4) 指定地の現状 .....	29
(4) 活用の現状 .....	30
(4-1) アクセス .....	30
(4-2) ガイダンス機能 .....	32
(4-3) 地元の取り組み .....	35
(4-4) 行政による普及啓発の取り組み .....	35
(4-5) 観光協会・DMO等の取り組み .....	37
(4-6) 文化観光 .....	38

(5) 整備の現状 .....	38
(5－1) 遺構の整備 .....	38
(5－2) 史跡標柱 .....	39
(5－3) 史跡説明板 .....	40
(5－4) ガイダンス施設 .....	41
(5－5) 便益施設 .....	41
(5－6) 案内表示 .....	42
第4章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の本質的価値 .....	43
(1) 史跡の本質的価値の明示 .....	43
(1－1) 恭仁宮跡の地下遺構 .....	44
(1－2) 山城国分寺跡の地下遺構 .....	50
(1－3) 地表面上で確認できる遺構 .....	52
(1－4) 出土遺物 .....	56
(2) 史跡の副次的価値を有する要素 .....	56
(3) 構成要素の特定 .....	59
第5章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の大綱・基本方針 .....	75
(1) 保存活用の大綱 .....	75
(2) 保存活用全体の基本方針 .....	76
第6章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保存管理 .....	77
(1) 保存（保存管理）の現状 .....	77
(2) 保存（保存管理）の課題 .....	78
(2－1) 恭仁宮跡保存範囲の保存（保存活用）の課題 .....	78
(2－2) 各構成要素の保存（保存管理）の課題 .....	80
(3) 保存（保存管理）の基本方針 .....	82
(3－1) 保存管理の対象範囲と地区区分 .....	82
(3－2) 現状変更等の基本方針 .....	82
(4) 保存（保存管理）の解決方法 .....	83
(5) 現状変更の取り扱い基準 .....	84
(6) 追加指定 .....	85
(7) 公有化 .....	86
(7－1) 史跡山城国分寺跡の公有化（昭和55年度から平成18年度まで） .....	86
(7－2) 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の公有化（平成19年度から令和5年度まで） .....	89
(7－3) 今後の公有化に向けて .....	97
第7章 調査 .....	103
(1) 調査の課題 .....	103
(1－1) 恭仁宮跡 .....	103

(1－2) 山城国分寺跡	110
(2) 調査の方針	111
(3) 調査の方法	111
(3－1) 考古学的調査	111
(3－2) 多方面からの総合的調査	113
(3－3) 社会学的視点からの調査	113
第8章 活用	114
(1) 活用の課題	114
(1－1) アクセス環境の課題	114
(1－2) 史跡そのものの活用	114
(1－3) ガイダンス機能にかかる課題	114
(1－4) 地元との連携における課題	114
(1－5) 普及啓発に関する課題	115
(1－6) 文化観光の課題	115
(1－7) 平城宮跡との差別化	116
(2) 活用の基本方針	116
(3) 活用の方向性	117
(4) 活用の方法	118
(4－1) 指定地内での適切な活用	118
(4－2) 活用整備検討協議会における活用の検討	118
(4－3) ガイダンス機能の充実	119
第9章 整備	121
(1) 整備の課題	121
(1－1) 遺構の整備にかかる課題	121
(1－2) 史跡標識および標柱、説明板等	121
(1－3) ガイダンス施設	121
(1－4) 便益施設	121
(1－5) 案内表示	122
(2) 整備の基本方針	122
(3) 整備の方向性	122
(3－1) 本質的価値を深く知るための整備	122
(3－2) 副次的価値を深く知るための整備	123
(3－3) 地域に貢献する整備	124
(3－4) 多様な人々を視野に入れた整備	125
(3－5) ガイダンス機能を有する施設等について	126
第10章 保存活用事業運営・体制	128

(1) 運営・体制の現状	128
(2) 運営・体制の課題	128
(2-1) 史跡地権者、市民・地域活動団体の協力や参加、協働の課題	128
(2-2) 史跡の関係人口増に向けた課題	128
(2-3) 市民等への情報提供、発信の体制づくりの課題	129
(2-4) 市役所庁内の連携体制の課題	129
(2-5) 国・府、その他関係機関・研究機関との連携の課題	129
(3) 運営・体制の方針	129
(4) 運営・体制の方法	129
(4-1) 史跡の整備及び維持管理運営	129
(4-2) 史跡地内公有地の管理	130
(4-3) 地権者等の協力による適切な管理	130
(4-4) 瓶原地域との連携・協働による維持管理運営	130
(4-5) 国・府との連携体制	130
第11章 実施計画	132
第12章 経過観察	134

## 挿図目次

第1図 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画の位置付け	7
第2図 本計画の対象範囲模式図	9
第3図 文化財位置図	19
第4図 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存範囲図（現況図）	31
第5図 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）指定回別平面図	33
第6図 大正12年作成の史蹟山城國分寺跡（舊恭仁宮跡）指定地図面（部分）	54
第7図 昭和16年瓶原村役場作成恭仁宮跡保存施設平面図（再トレース）	55
第8図 大正12年作成の史蹟指定地図面（部分拡大）	58
第9図 本質的価値を有する要素位置図	64
第10図 副次的価値を有する要素位置図	65
第11図 本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの	66
第12図 保全または取扱いの検討を要するもの	67
第13図 史跡の周辺環境を構成する諸要素	68
第14図 保存管理区分図	87
第15図 市道位置図	98
第16図 本質的価値を有する要素の保存（保存管理）の課題位置図	99
第17図 公有化現況図	101

第18図	恭仁宮大極殿院復原案（S=1/2,000）	103
第19図	恭仁宮全体図（S=1/4,000）	104
第20図	8世紀前半の平城宮内裏の変遷（奈良文化財研究所2010）	106
第21図	各宮城中枢部の構造	107
第22図	恭仁宮跡の保存・活用に関わる運営体制	131

## 挿表目次

第1表	史跡追加指定各回筆数	2
第2表	史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会名簿	5
第3表	木津川市コミュニティバス利用実績（抜粋）	12
第4表	史跡保存範囲の国道・市道一覧	79
第5表	公有化一覧表	90
第6表	過去に第二種・第三種保存地区を公有化又は公有化を検討した事例	97

## 写真目次

写真1	恭仁京志（表紙）	20
写真2	恭仁京志（礎石図）	20
写真3	くにのみや学習館	32
写真4	恭仁小学校	35
写真5	歴史教科書（小学校・高校）	35
写真6	恭仁宮フォーラムのパンフレット	36
写真7	恭仁宮 Wabisabi Experience	37
写真8	お茶の京都DMO主催の体験発掘	38
写真9	「恭仁京大極殿址」標柱	39
写真10	「恭仁宮大極殿址」標柱	39
写真11	「山城國分寺址 舊恭仁宮址」標柱	39
写真12	「史跡山城国分寺跡」標柱（大極殿基壇）	40
写真13	「史跡山城国分寺跡」標柱（塔基壇）	40
写真14	史跡説明板（大極殿基壇跡東）	40
写真15	史跡説明板（塔跡）	40
写真16	史跡説明板（内裏西地区）	41
写真17	屋外トイレ	41
写真18	ベンチ（大極殿院地区）	41
写真19	ベンチ（大極殿院地区付近）	41

写真20 ベンチ（大極殿院地区）	42
写真21 ベンチ（バス停付近）	42
写真22 テーブルと椅子（大極殿基壇上）	42
写真23 瓶原公民館1階の恭仁保育園	53
写真24 移設後の国分寺鐘楼	53
写真25 大極殿跡（山城国分寺金堂跡）礎石	54
写真26 山城国分寺塔跡礎石	54
写真27 旧御靈神社参道	59
写真28 水路の水遊び	59
写真29 仮整備箇所（塔周辺広場）活用例（左：瓶原盆踊り 右：木津川アート）	77
写真30 恭仁小学校校庭前の段差	105
写真31 大極殿院西面回廊検出地点の高まり	105
写真32 西方官衙地区 S B 6212	109
写真33 東方官衙地区 S B 9109	109

## 写真図版

写真図版1 本質的価値を有する要素（地表面上で確認できる遺構）関係古写真等

- ①大極殿基壇上の国分寺庫裏・鐘楼（昭和16年以前）
- ②中西翁頌徳碑（昭和8年3月除幕式か）
- ③瓶原村役場（中西翁頌徳碑除幕式か）
- ④恭仁小学校母性乳幼児保護事業発会式（昭和9年春）
- ⑤「聖蹟保存」事業実施後の大極殿基壇（昭和16年 左：北から 右：南東から）
- ⑥瓶原公民館
- ⑦中西翁頌徳碑（恭仁小学校敷地内）

写真図版2 副次的価値を有する要素（中世の歴史文化に関する諸要素・近世の景観に関する諸要素・近代の瓶原地域に関する諸要素）関係古写真等

- ①大井手用水（千本杭手前）
- ②瓶原城跡（小田）北辺空堀跡
- ③例幣使料傍示石（左：恭仁小学校校庭 中：山城国分寺東面築地跡南方 右：山城国分寺東面築地跡北方）
- ④恭仁尋常高等小学校（昭和9年以前）
- ⑤校庭風景〔↓の位置に礎石（1）が確認できる〕
- ⑥校舎西側農地（校庭より高い地形が確認できる）

写真図版3 副次的価値を有する要素（近代の瓶原地域に関する諸要素）関係古写真等

- ①恭仁尋常高等小学校改築（昭和10年）

- ②新築校舎上棟式記念撮影（昭和10年9月）
- ③瓶原村道路元標
- ④校庭内の奉安殿（昭和11年以降）
- ⑤奉安殿の前の礎石（1）
- ⑥校庭の現在の位置に移動した礎石（1）（昭和21年以降）
- ⑦現在の校庭内礎石（1）
- ⑧恭仁小学校敷地内の用途不明の石材（2）
- ⑨移設された礎石

写真図版4 その他の要素（①本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの）

- ①史跡山城国分寺跡境界石柱
- ②防火水槽（例幣中切）
- ③消防詰所（例幣内垣外）
- ④防災倉庫（岡崎考）
- ⑤仮整備箇所〔塔周辺広場（張芝・紫陽花）〕
- ⑥多目的広場2（河原東大門）

写真図版5 その他の要素（①本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの）

- ①仮整備箇所（塔周辺広場）
- ②史跡恭仁宮跡看板
- ③くにのみや学習館案内板（縦）
- ④日本遺産案内板
- ⑤案内擬木柱
- ⑥くにのみや学習館案内板（横）

写真図版6 その他の要素（②保全または取扱いの検討を要するもの）

- ①道路（国道163号）と歩道橋（河原大門）
- ②電柱
- ③水銀灯（例幣溝垣内）
- ④ガードレール
- ⑤カーブミラー
- ⑥交通標識
- ⑦信号機（河原東大門）
- ⑧高圧鉄塔（例幣内垣外）
- ⑨区掲示板（例幣中切）
- ⑩公衆電話（岡崎考）



# 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画

## 第1章 保存活用計画作成の沿革・目的

### （1）計画作成の沿革

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）は昭和32年（1957）7月1日に「山城国分寺跡」として、国史跡に指定された。その後、京都府教育委員会、加茂町教育委員会（現木津川市教育委員会）による発掘調査が昭和48年度（1973）以降継続的に実施されてきたが、高まる開発圧への対応や史跡に対する住民への理解促進のため、史跡の管理団体である加茂町では昭和59年度から保存管理計画の策定に着手、昭和63年（1987）3月に『史跡山城国分寺跡保存管理計画策定報告書』として刊行した。この時点で徐々に恭仁宮跡の実態についても解明が進められ、平成4年度から平成8年度にかけて京都府教育委員会が実施した第4次5ヶ年計画による発掘調査の結果、宮域の四至を確定するとともに、聖武天皇の宮、「恭仁宮跡」であることが確実となった。四至確定後も調査は進められたが、最も重要な史跡山城国分寺跡の範囲外から恭仁宮跡の範囲までをどの様に保存していくか、京都府と加茂町は協議を進めていたが、具体的な方針は決定されなかった。この様な状況の中、瓶原地域住民の高齢化や社会情勢の変化などにより、各種開発計画の調整が従来の保存管理計画では対応が困難となってきたことを受けて、加茂町は、平成18年（2006）3月に、同計画を見直すとともに、保存を図る計画範囲を恭仁宮域まで拡大し、『史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定報告書』（以下、「恭仁宮跡保存管理計画」という。）として刊行している。当計画では、保存管理の範囲と地域区分として、第一種保存地区、第二種保存地区、第三種保存地区を定め、現状変更・公有化等の取り扱いの基本方針としている。

恭仁宮跡の保存管理に対する新たな方針が示されたことで、平成19年（2007）2月6日に、史跡の追加指定・名称変更が行われ、史跡「恭仁宮跡（山城国分寺跡）」となった。

その後、加茂町は平成19年（2007）に木津町・山城町と合併し、木津川市となった。合併後も旧加茂町時代に策定した恭仁宮跡保存管理計画に則り、追加指定・公有化、維持管理を管理団体である木津川市が実施している。

### （2）計画作成に係る経過・目的

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画は恭仁宮跡を取り巻く環境の変化や、『京都府文化財保存活用大綱』、『木津川市文化財保存活用地域計画』の内容、「恭仁宮活用整備検討協議会」の検討結果に基づき、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）を適切に保存するとともに、活用が一層推進されることを目的に作成する。

平成18年3月策定の「恭仁宮跡保存管理計画」では、策定の目的を「史跡はもとより農業をはじめ、あらゆる地域資源を活用しながら地域の人々と共に活力ある地域づくりをおこなうこと」としている。そのための基本方針として下記の1～6を定めている。

1. 恭仁宮跡の史跡追加指定。

2. 恒仁宮跡（山城国分寺跡）及び周辺の良好な環境を一体的に保全する。
3. 農業との共存を図り、地域の良好な農村景観を育む。
4. 広大な面積の史跡の継続可能な保存管理を目指す。
5. 地域住民の生活基盤を確保すると共に住民の意見が反映される保存管理手法とする。
6. 史跡整備・活用と連携した調査・研究体制を整える。

1については、平成19年の追加指定・名称変更以降8回に及ぶ追加指定を実施し、指定地の拡大を図ってきている。しかしながら、諸条件の整った場所が少なくなってきたこともあり、追加指定数は鈍化傾向にある。

第1表 史跡追加指定各回筆数

第1回 追加指定	第2回 追加指定	第3回 追加指定	第4回 追加指定	第5回 追加指定	第6回 追加指定	第7回 追加指定	第8回 追加指定
188	57	68	21	22	7	8	1

2・3については、保存管理計画地内において、比較的良好に環境が保全されているというものの、耕作放棄地とみられる遊休農地がみられるほか、計画地外ではあるが農地に土盛し、ソーラーパネルを設置するなどの景観変化がみられる場所も存在するなど、史跡周辺での環境変化が認められる。

4については、木津川市が瓶原まちづくり協議会や元地権者等に委託し、年2回の除草作業を単費で実施している。一方で、公有地の拡大による作業量の増加、まちづくり協議会構成員の高齢化などの課題も出てきており、永続的な管理が現在の体制で継続できるか疑問がある。

5については直接、または保存管理の実務にあたる瓶原まちづくり協議会を通じ、木津川市文化財保護課に各種の連絡・要望、現状変更等があがっており、恒仁宮跡保存管理計画に従って対応を行っている。

6については、京都府教育庁指導部文化財保護課が主体となって調査を実施してきたものの、史跡整備・活用と連携した体制整備はかなっていない。

また、恒仁宮跡保存管理計画では、整備・活用方針として、地域住民の参画する整備検討委員会の設置、史跡公園整備、拠点施設整備などを挙げているが実現していない。

平成30年、文化財保護法が改正され、都道府県は『文化財保存活用大綱』を、市町村は『文化財保存活用地域計画』をそれぞれ作成することができるものとされた。また、「保存管理計画」に代わって新たに「保存活用計画」が法に位置づけられ、文化財の保存と活用の一層の推進が求められるようになった。

法改正を受け、京都府教育委員会は令和元年に『京都府文化財保存活用大綱』を作成し、府が主体となって行う調査等に関する取組として、恒仁宮跡について、「木津川市と協力連携し、その調査・研究、保存活用を推進していく」と明記している。また、文化芸術部局・観光部局との連携を推進することも盛り込んでいる。

令和4年度には京都府が恭仁宮跡の特別史跡昇格への取組、活用の可能性を検討するための事業を立ち上げ「恭仁宮跡活用整備検討協議会」<sup>(註)</sup>を組織し、京都府、京都府教育委員会、相楽東部未来づくりセンター、(一社)京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)、木津川市・木津川市教育委員会が参画し、恭仁宮跡の活用整備の方向性について検討を行っている。

(註：京都府主導による広域的で多様な視点から、保存範囲外も含めて、恭仁宮跡の活用整備の可能性・方向性を検討する組織)

また、木津川市は令和5年(2023)7月に『木津川市文化財保存活用地域計画』の文化庁認定を受けた。この中で、「恭仁宮跡については京都府と協働し調査・整備・活用を推進します。」の方針と、「京都府事業に併せ「保存活用計画」の作成、史跡の追加指定、指定地の公有化を推進する。」との措置案が記載されている。

上記のような、恭仁宮跡を取り巻く環境の変化や、『京都府文化財保存活用大綱』、『木津川市文化財保存活用地域計画』の内容、「恭仁宮跡活用整備検討協議会」の検討結果に基づいて京都府・木津川市で協議を行ってきた結果、従来の恭仁宮跡保存管理計画を発展的に改定し、文化財保護法第129条の2に規定される「史跡名勝天然記念物保存活用計画」として本計画を京都府と木津川市共同により作成することとしたものである。

### (3) 保存活用計画策定委員会の設置と経緯

令和4年度からの京都府における特別史跡への昇格に向けて、50年にわたる発掘調査成果により明らかとなった遺跡の学術的価値を整理するため報告書作成や、「恭仁宮跡活用整備検討協議会」を設置して活用整備構想の検討を踏まえ、史跡の管理団体である木津川市では、府の取組み動向を反映した保存活用計画を策定するため、恭仁宮跡の適正な保存と活用にかかる指針とする目的に「木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会条例」を以下の経過により制定した。

- ①令和5年第5回政策会議：令和5年7月24日決定
- ②令和5年第8回教育委員会定例会：令和5年8月24日可決
- ③令和5年第3回木津川市議会定例会：令和5年9月26日可決、令和5年9月29日公布(同日施行)

・木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会条例

令和5年9月29日条例第25号

(設置)

第1条 史跡恭仁宮跡の適切な保存と活用を図ることを目的に、史跡恭仁宮跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保存活用計画の策定に関する事項
- (2) その他前条に規定する設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 文化財学識経験者
- (2) 地元関係者
- (3) 公募により選ばれた市民
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、保存活用計画の策定に関する事項についての協議が終了するまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由が生じた場合は、委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化財保護担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、教育長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画を策定した日に、その効力を失う。

第2表 史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会名簿

役職	氏名	所属	委嘱期間	備考
委員長	上原 真人	京都大学名誉教授		考古学
副委員長	増渕 徹	京都橘大学名誉教授		史跡整備
	増井 正哉	奈良女子大学・京都大学名誉教授 大阪くらしの今昔館館長		建造物（建築史）、修景
	上杉 和央	京都府立大学准教授		歴史地理学
	内田 和伸	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長	令和5年12月20日から 策定に関する事項についての協議が終了するまで	遺構整備・庭園学
	村井 由美子	N P O 法人ふるさと案内・かも会員		
	松本 雅史	瓶原まちづくり協議会会長		
	古城 隆弘	瓶原地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会会長		
	炭本 貴司	恭仁小学校P T A会員		
	森井 雅治	公募委員		

木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会（以下、策定委員会）の条例施行後、条例第3条第2項に規定する1号委員（文化財学識経験者）を5名、2号委員（地元関係者）を4名、3号委員（公募委員）を1名、計10名により委員会を組織した。1号委員については、史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定時の委員から上原委員（考古学）、増渕委員（史跡整備）、増井委員（建築史・修景）の3名に委嘱するとともに、新たに上杉委員（歴史地理学）、内田委員（遺構整備・庭園学）に委嘱した。2号委員については、史跡活用の立場の「N P O 法人ふるさと案内・かも」、

史跡維持管理の立場の「瓶原まちづくり協議会」、農地や農業用施設管理の立場の「瓶原地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会」、恭仁小学校児童保護者の立場の「恭仁小学校P T A」それぞれの団体から推薦された者に委嘱した。3号委員については、10月2日から16日の期間により公募した。応募者は3名あり、第1次審査として小論文審査を、第2次審査として面接を実施の上で選ばれた者に委嘱した。

事務局は、京都府教育府指導部文化財保護課及び木津川市教育委員会文化財保護課が務めた。また、文化庁文化財第二課及び府立山城郷土資料館をオブザーバーとしている。

### (3－1) 策定委員会の開催経過

#### ①令和5年度第1回

開催日時 令和5年12月20日（水）午後1時30分から

開催場所 木津川市立恭仁小学校2階図書室

#### ②令和5年度第2回

開催日時 令和6年3月27日（水）午後1時30分から

開催場所 木津川市役所本庁舎5階全員協議会室

#### ③令和6年度第1回

開催日時 令和6年5月27日（月）午前9時30分から

開催場所 木津川市役所本庁舎5階全員協議会室

#### ④令和6年度第2回

開催日時 令和6年8月28日（水）午前9時30分から

開催場所 木津川市役所本庁舎5階全員協議会室

#### ⑤令和6年度第3回

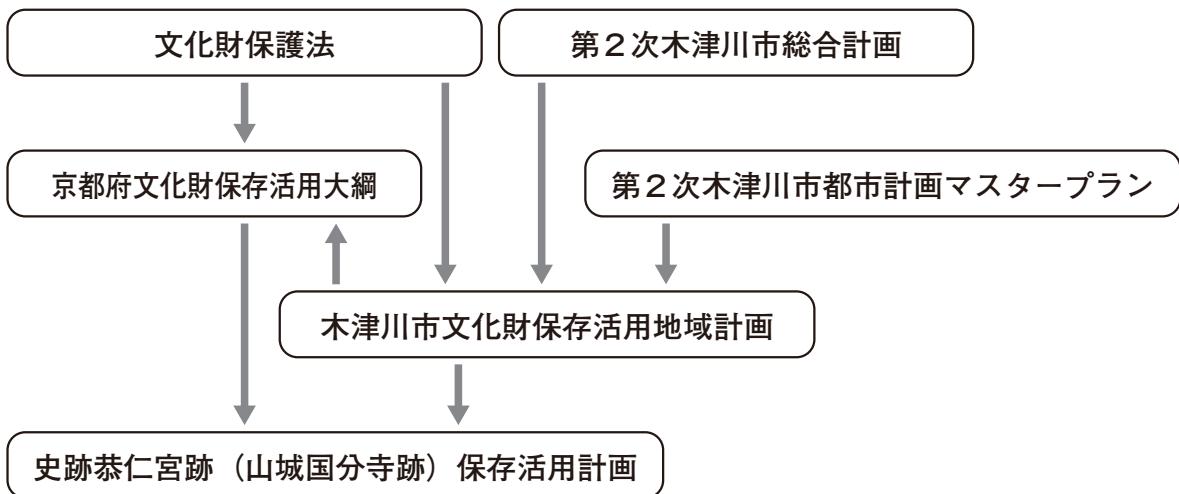
開催日時 令和6年11月5日（火）午前9時30分から

開催場所 木津川市役所本庁舎5階全員協議会室

### (4) 他の計画との関係

本計画は、府における上位計画として『京都府総合計画（山城地域振興計画）』、『京都府文化財保存活用大綱』をもつ。また、木津川市においては、『第2次木津川市総合計画』、『第2次木津川市都市計画マスタープラン』が上位計画となる。

本計画は『京都府文化財保存活用大綱（以下『府大綱』）』（令和2年 京都府）、『木津川市文化財保存活用地域計画』（以下『市地域計画』）に基づき策定するものである。『府大綱』『市地域計画』の位置づけは下図のとおりである。



第1図 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画の位置付け

前にふれたとおり『府大綱』で恭仁宮跡は、「木津川市と協力連携し、その調査・研究、保存活用を推進していく」とされており、また、『第2次木津川市総合計画』・『第2次木津川市都市計画マスタープラン』では観光・レクレーション拠点として位置づけられている。

『市地域計画』において恭仁宮跡は、「第3章 木津川市の歴史文化の特徴」の中に「4. もうひとつの古都～聖武天皇の夢、恭仁京とその時代～」を構成する関連文化財群の中核的な文化財として位置づけられている。

一方で、課題として

広大な史跡ではあるが、未整備であり、史跡恭仁宮跡を理解できる状態はない。特に遺構理解に資する説明板、遺構表示が必要。ただし、京都府との調整が必要。

また、発掘調査が全体に行われている訳ではないため、遺跡として未解明な部分も多い。遺跡の範囲内には住居・工場などが所在しており、これらに關しても調整を行っていく必要がある。

これまで、府文化財保護課による現地案内等がなされてきたが、文化財ガイドによる詳細な説明も望まれる。

とされ、これに対する措置（案）として、

本テーマの中核をなす文化財。昭和48年来調査を実施してきた京都府との調整が必要であるが、大規模遺跡の整備・管理は基本的に国もしくは都道府県が実施している事例が多い。また、調査主体である府の調査・研究成果をもとに史跡整備を実施していく必要があるため、本市単独での整備は困難である。そのため、府・市の協力体制を構築し、整備を進めていく必要がある。なお、令和4年度から京都府が特別史跡昇格、活用整備に関する調査を事業化したため、本市においても、京都府事業に併せ「保存活用計画」の作成、史跡の追加指定、指定地の公有化を推進する。

当面、文化財保護課が管理し、木津川アート、加茂まつりなどのユニークペニュー会場として利活用を図る。本格整備が決定するまでの間、花栽培などを利用した活用方法を検討する。

また、恭仁宮の案内など活用事業を行う。

としている。なお、令和4年度から京都府が特別史跡昇格、活用整備に関する調査を事業化したため、上記のように『市地域計画』においてもこれを反映し、「保存活用計画」の作成、史跡の追加指定、指定地の公有化を推進する方針が示され、本計画策定にも結びついている。

## (5) 計画の対象範囲

本計画は恭仁宮跡保存管理計画を発展的に改定することを目的としている。そのため、計画の対象範囲は、恭仁宮跡保存管理計画で定めた「恭仁宮跡保存範囲」を踏襲し、未指定地を含めた恭仁宮跡の計画範囲とする。

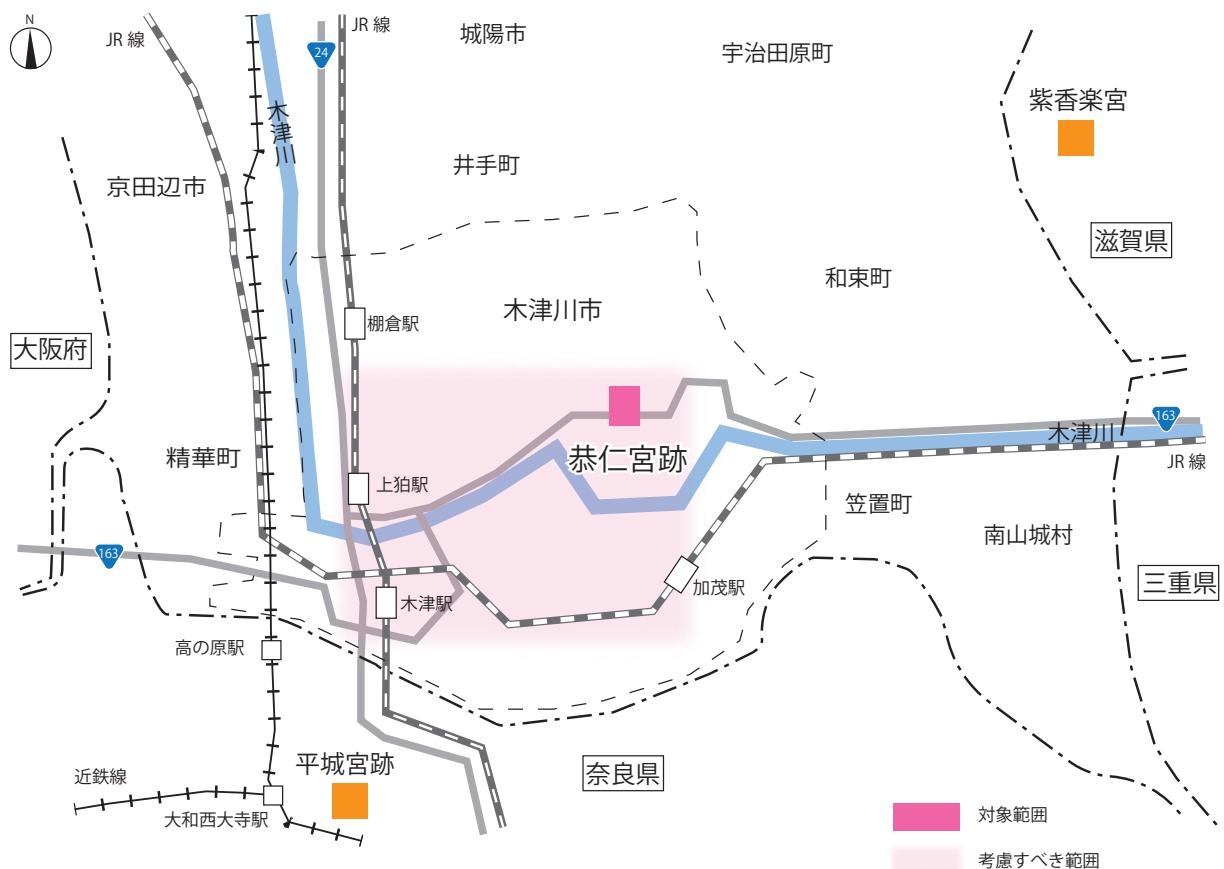
ただし、宮周辺や加茂町域の木津川右岸に、宮内に入りきらなかった附属施設が存在する可能性は高いと考えられる。また、恭仁京域は、鹿背山地域を挟んで木津川市内に拡がっている可能性も多いことから、本計画では、左京域は加茂町里や法花寺野、高田周辺にかけて、右京域は山城町北河原から上狹、さらに木津川を挟んで木津、市坂周辺までと推定した京域についても念頭に置く必要がある。

なお、恭仁宮を中心に整備されていったであろう京域については、右京域と推定できる岡田国遺跡（木津地域）、上狹北遺跡（山城地域）などで条坊側溝の可能性がある遺構が確認されているもののその実態については不明な点が多い。『続日本紀』の記述から、恭仁宮には附属する施設として、朱雀大路や東西大路、石原宮や城北苑などの離宮・苑地、恭仁京東北道などが存在していると考えられるが、これらの実態についても不明である。さらに、山城国分寺に対する山城国分尼寺の存在も忘れてはならない。木津川左岸の法花寺野に所在する法花寺野遺跡が推定地とされているが、実態は不明である。

このような現状をふまえ、『市地域計画』での「恭仁京跡」の措置（案）として、

市内の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。京内通路、市や貴族邸宅跡などが京域内に存在する可能性があるため、重要遺構が検出された場合は指定等の措置についても検討する。

としている方針に基づき、恭仁宮跡関連文化財についても適切な保存と活用を図ることとし、推定京域についても考慮すべき範囲とする（第2図）。



第2図 本計画の対象範囲模式図

## (6) 計画期間と期限

本保存活用計画の事業期間は、令和7年4月1日から、令和17年3月31日までの10年間とする。

## (7) 計画の変更

当計画について、進捗状況や環境変化等により、見直しを図る事例が生じた場合、文化財保護法第129条の3に基づいて文化庁長官の許可要否を検討する。

## 第2章 史跡周辺（木津川市）の概要

### （1）自然的環境

木津川市は、近畿地方のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、京都・大阪の中心部から約30km圏内にあり、総面積は85.12km<sup>2</sup>である。

市東部に位置する加茂町域は、木津川で南北に分断され、これに沿って盆地がひろがり、周辺に山地が展開している。瓶原地域は木津川の北部分に位置し、北には三上山、西には急峻な西山が山城町神童子桜峠や上狹大谷と接し、東部は和束川が流れる和束谷地形で地域が画されている。市域は、基盤地質構造帯の領家帯に属しており、変成岩は、古生界の泥質岩、砂岩、チャートなどが高温・低圧型の変成作用を受けてできたものと考えられ、片麻岩類に伴って花崗岩類の貫入岩体が多いのもこの変成岩の特徴の一つである。瓶原地域では、口畠の北や三上山あたりにこの変成岩による基盤山地を形成し、平野部に向かって花崗岩や礫による丘陵や洪積段丘が広がる。また、恭仁大橋の北東にある孤立した流岡山も変成岩で形成され、木津川や和束川から木津川への流出口に接しても、浸食に耐えて残るほど固い岩盤である。

植生をみると、樹木地ではアベマキ・コナラ群集や、シイ・カシ等の二次林が最も多く、水田とともに市内の主要な緑を構成している。環境省の巨樹・巨木林データベースでは海住山寺のヤマモモをはじめ15件16本があげられているなど、人々の暮らしに近い環境に、豊かな自然環境が残されていることが特徴である。

### （2）歴史的環境

木津川市は、中央を貫流して流れる木津川により、古来、淀川を通じて瀬戸内海に入り、東アジアの国々と繋がる大和の北の玄関口として一翼を担いながら、この地に遡って流入する人や物資、文化の痕跡や大和の影響を色濃く残す特異な文化を発展させてきた。

日本の国が統一されていく時期に重要な位置を占めていた有力者の首長墓である椿井大塚山古墳や渡来人との関係が指摘される古代寺院の高麗寺などは木津川を見おろす位置に造られている。

古代には、大和の北入口として木津川沿いに「泉津」が設けられ、都の外港として建築部材や物資の集積地となり、泉津から遡った瓶原地域には恭仁宮が造営され、日本の首都として国政の中心となり、国分寺・国分尼寺建立の詔などもこの地で出された。

都が平城京から平安京へ移り、この地は二都の間の地域として、水路と陸路の往還地となり、多様で豊かな農業生産が発展した。また、大和の背後に位置する南山城地域の各寺院は、興福寺など南都の末寺に入ることとなる。瓶原においても荒廃していた觀音寺を解脱坊貞慶が笠置寺から移り住むことにより海住山寺として復興させ、2代目覺真は大井手用水を築き、瓶原の農作業にとって不可欠な灌漑用水となり現在も地域により管理されている。

中世には自治的な村落ができ、米・麦などとともに、早くから茶が栽培されるようになり、京都と大和を結ぶ交通の要衝地として商業活動も活発となった。戦乱の世になると、市内の各地域の土豪たちを中心に起こった山城国一揆により「自治」の郷づくりをめざした。瓶原地域の土豪の名も

興福寺などの資料に見え始めてくる。その後、織田信長が足利将軍を奉じて入京時に発出された朱印状には「瓶原七人衆中」という宛名がある。この七人は誰を指すのか諸説あるが、「炭竈」、「津越」、「小田」、「和田」、「井上」、「新」、「石井」、「秋田」、「山田」などが瓶原の代表的な土豪であったと考えられる。

近世の瓶原は、徳川幕府になり、藤堂藩領へと代わるが、承応二年（1653）には伊勢日光両宮例幣使料が設置され、その後には禁裏御料にも編入される。その境界を明示するために例幣使料傍示石が20本設置され、現在も9本が原位置に残る。

農地も増え、綿、茶、豆類、大根、ごぼう、柿、筍など多くの作物が栽培され、今日の近郊農業の基盤となった。特に茶は幕末から明治にかけて木津川水運を利用して海外へ輸出が増大し、その集積地として発展した。また、高級麻織物である奈良晒の技術を活かした相楽木綿は京都府域最大の産地として昭和初期まで続き、その技術は蚊帳地・襖地などの織物産業として発展していく。

### （3）社会的環境

木津川市の人口推移は、平成22年（2010）3月末は69,789人であったが、令和6年（2024）1月末には79,777人となり、この14年間で約1万人の増加、世帯数では25,073世帯から33,261世帯へと増加している。恭仁宮跡がある瓶原地域をみると、平成22年3月末は1,686人であったが、令和6年1月末には1,215人となり、471人減少している。世帯数では620世帯から575世帯となり、45世帯の減少となるが、各区域ごとの数字をみると人口減少数と比較しても世帯数の減少はわずかであり、世帯全員の転出よりも世帯員の一部（例えば、若い世代だけ）の転出が多いことを示すものと考えられる。

恭仁小学校児童数の推移をみると、平成18年（2006）5月では63人であったが、令和5年（2023）5月には48人に減少している。しかし、平成29年に42人まで減少した児童数を48人まで戻しており、その要因の一つとして、平成30年（2018）から地元有志により開始された「恭仁っ子大作戦」の活動の成果が考えられる。令和2年には京都府より移住特別区域に指定され、瓶原地域への移住希望者を増加させるための地道な活動は実を結んでいる。

木津川市では、古くから米、麦などとともに茶やタケノコなどの農作物が生産され、それらの主産地として発展を続け、今日の都市近郊農業の基盤を形成してきた。特に木津川水運の地の利を生かして幕末から明治にかけて茶の輸出が増大し、茶の集散地、精製加工の場として発展してきた。

また、江戸時代の高級麻織物の技術を活かした相楽木綿は、京都府域最大の産地として昭和初期まで栄え、現在の襖地や壁紙の生産につながっている。

瓶原地域では、江戸時代から蜜柑栽培が盛んであったが、栽培地である丘陵斜面を利用して明治時代から現在に繋がる茶生産も盛んに行われ、現在に続く山並みの茶畠景観も形成された。織物産業については、襖地・蚊帳地生産から始まり、明治時代から操業を開始した地域産業が昭和時代になると木津・山城にかけて全国的な中心産地に成長し、昭和30年ごろには加茂町に4工場が存在していた。昭和30年代末頃からは安価で維持しやすい壁紙の需要が増加し、高度成長による和室から洋室への生活スタイルの変化に襖地を壁紙として活用するなど昭和50年代中頃には全国の生産量に

対し80%近いシェアを占めた。バブル期の好景気にも発展してきたが、今後の人口減少社会に向けて、織物ふすま紙の可能性を世界に伝えるため、市内織物関連企業で山城織物協同組合を令和2年に設立し、国内外に広報・販売するための事業活動を行っている。現在、瓶原地域において4工場が操業している。

市内における年間観光客数をみると、毎年100万人前後で推移している。都市部からのアクセスが良いことが影響し、観光明態は日帰り客が99%以上を占めている。また、観光目的では、「スポーツ・レクリエーション」が最も多く、令和3年（2021）では全体の56.0%を占めている。次いで、「文化・歴史」が全体の22.6%を占めている。

市内の鉄道をみると、木津駅を拠点として、JR奈良線が市域西部を南北に、片町線（学研都市線）が東西に走り、関西本線が市域東部を東西に貫いていて、大阪・奈良・京都などの都市部へと繋がっている。さらに近鉄京都線が市域西端部を南北に走っている。

道路網をみると、京奈和自動車道が市南西部を南北に走っており木津インターチェンジが本市の玄関口となっている。また、国道24号、国道163号などの幹線道路も走っており、路線バスは、奈良交通がJR木津駅や加茂駅、近鉄山田川駅や高の原駅を拠点として運行している。史跡恭仁宮跡周辺のバスは、現在、定時定路線の「奥畠線」とデマンド路線の「西線」の2線が運行している。奥畠線は、平日運行で加茂支所から奥畠までの間に停留所が17ヶ所、一日4便である。史跡恭仁宮跡保存範囲の停留所は奥畠線で「恭仁宮跡」、「恭仁宮跡北」の2ヶ所、西線で「恭仁宮跡西」の1ヶ所となる。乗降者数は第3表のとおりであり、平成29年度が最も多く、令和4年度にはその半数以下まで減少している。

第3表 木津川市コミュニティバス利用実績（抜粋）

年度 路線	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
西線	450	433	550	418	422	309	295	224	285
奥畠線	2,496	2,441	2,752	2,448	2,022	1,555	1,265	1,187	1,251

#### (4) 瓶原地域及び恭仁京関連の文化財一覧

	名称	種類	現状・概要
1	恭仁宮跡	遺跡（国指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・宮殿）出土品（有形文化財・一部府暫定登録）	<p>天平12年（740）に聖武天皇が平城京から遷都した恭仁京の宮跡。天平16年（744）までの間、古代日本の首都として機能していた。恭仁宮で政治が行われた時代には「國分寺の詔」や「墾田永年私財法」が発布されるなど、歴史上の重要な舞台となった。</p> <p>京都府教育委員会等の発掘調査により、宮跡主要部の様相は明らかにされてきている。宮は大垣で囲われ、中枢に大極殿院・朝堂院・朝集院が配置され、北部に2つの内裏があることもわかっている。</p> <p>恭仁京廃都後は、山城國分寺に造り替えられている。</p> <p>昭和32年に山城國分寺跡が国指定史跡となり、平成19年には史跡恭仁宮跡（山城國分寺跡）に名称変更され、範囲拡大と追加指定がされている。遺跡の範囲には、公有地と民地があり、未公有地、未指定地も多く存在する。発掘調査は主に府が実施し、公有化・管理は本市が実施している。</p> <p>管理状況として、除草・花栽培や維持管理を瓶原まちづくり協議会に委託して実施している。一部に土入れの仮整備を行っているが、遺構表示等なし。</p> <p>国分寺七重塔跡付近や御靈神社跡地は地域のコミュニティの場となっており、木津川市かもまつりや、木津川アートなど様々なイベントが実施されている。</p> <p>現在説明板を3ヶ所、史跡看板を1ヶ所設置している。</p> <p>出土品は京都府が所有、山城郷土資料館、くにのみや学習館で展示している。</p>
2	山城国分寺跡	遺跡（国指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・寺院）出土品（有形文化財・一部府暫定登録）	<p>天平16年（744）恭仁京廃都後、山城國分寺に造り替えられている。発掘調査により、寺域は東西約275m、南北約330mの規模で周囲は築地塀で囲まれている。現状、七重塔跡礎石が露出している。昭和32年に国史跡に指定されている（85,996.4m<sup>2</sup>）。昭和55年度から開始した公有化事業は要公有化面積77,689.41m<sup>2</sup>のうち、63,571.23m<sup>2</sup>を買収し、公有化率81.8%となっている（平成17年度実績）。</p> <p>出土品は京都府所有、山城郷土資料館、くにのみや学習館で展示している。</p>
3	恭仁京左京跡 (恭仁宮関連遺跡・京城南橋・京城外西大橋)	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・集落、官衙）	<p>恭仁宮関連遺跡は、恭仁宮跡範囲と足利説の範囲の隙間に確認された遺跡で、宮外東方ににおいて建物跡や柵列跡、瓦・礫敷き遺構（興福寺式軒平瓦・法華寺式軒丸瓦）の他、南東方向への落込み状地形（蛇吉川の氾濫原）が確認されている。左京城における条坊遺構は未確認であり、さらなる検証が必要である。</p> <p>天平13年（741）優婆塞らを召して鹿背山の東河に架橋。</p> <p>天平14年（742）宮城以南の大路西の頭と甕原宮の東との間に大橋を造る。</p>
4	石原宮（石ヶ辻遺跡）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・推定地）	恭仁宮に附属する離宮、石ヶ辻遺跡がその候補地。昭和46年度分布調査で個人所有の軒瓦（興福寺式軒丸瓦・法華寺式軒平瓦）を確認している。
5	城北苑（恭仁宮関連遺跡）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・集落、官衙・推定地）	恭仁宮に附属する離宮、もしくは苑地と推定される。実態不明であるが、平成6年度調査で検出された石敷き溝SD9415が北面大垣北谷状地形への排水遺構と考えられる。実態不明。
6	植田遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・推定地）	甕原離宮推定地が法花寺野に比定されるが実態不明。植田遺跡では、奈良時代の平瓦が茶畠から出土している。
7	恭仁京東北道 (信楽街道)	遺跡（古道、推定地）	聖武天皇が紫香楽行幸のために拓いた古道、奥畑を経由し和束町石寺を経て紫香楽に至るとみられる。
8	久保遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地）	昭和46年の府分布調査で土壇を確認。現在も2ヶ所（正方形・長方形）の土壇が残る。実態不明。
9	法花寺野遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・瓦窯）	昭和2年の発掘調査によりロストル式平窯と思われる遺構が確認されている。個人所有の出土遺物は軒瓦（興福寺式軒丸瓦・法華寺式軒平瓦他）を確認している。三宅安兵衛石碑「甕原離宮國分尼寺」あり。実態不明。
10	甕原遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地）	甕原離宮推定地。昭和62年、平成6年に発掘調査を実施するが、甕原離宮に関する遺構は未確認。恭仁宮跡と同様の文字瓦が出土するが、実態不明。
11	柞ノ森古墳	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・古墳）	相楽郡誌（大正9年）で記載あり。「周圍一町許東向にして老樹茂生し純然たる車塚制なり、維新の際、塚の前方を開きて畑とせしも後方は依然圓形を存す。其前は今民居なれども舊民圖帳には大墓と記せり」。1984年府分布調査で塚上に白長竜神を祀った祠を確認。高さ約7m、径約30m、墳丘南東部1/4強残存。実態不明。

	名称	種類	現状・概要
12	上津遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・港津、官衙）	御靈神社周辺に広がる港湾を有する古代の官衙遺跡、1976年に1次調査が実施され2017年までに11次にわたる調査が実施されている。泉津の一角と推定されている。一角に石碑を建立。
13	岡田庄瓦窯	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・瓦窯）	昭和24、25年頃に木津高校教師と生徒により発掘調査を行ったロストル式の平窯。詳細は不明であるが、奈良時代の瓦窯。出土品は土地所有者蔵。
14	神雄寺跡	遺跡（国指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・寺院） 出土品（重文）	天神山から派生する尾根に挟まれた谷部に展開する大規模な法会を行うことを主な目的とした山林寺院。存続時期が極めて短く、「神雄寺」も史料上記録がないことから、謎の寺ともいわれている。 国指定史跡、本市管理、未整備。出土品は国指定重要文化財、本市所有。
15	高麗寺跡	遺跡（国指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・寺院） 出土品（有形文化財・未指定）	恭仁京期の京内寺院の一つ。本市管理、令和3年度に第1期整備事業が完了。出土品についても本市所有。
16	岡田国遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地） 出土品（有形文化財・未指定）	国道163号木津東バイパスに際し発掘調査が実施された。恭仁京期の条坊側溝、建物等が検出されている。 出土品は京都府に帰属。
17	上狛北遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地） 出土品（有形文化財・未指定）	府道70号椿井バイパス新設工事に際し発掘調査が実施された。恭仁京期の南北道路側溝とみられる溝、大型建物などが検出されている。 出土品は本市所有。
18	釜ヶ谷遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・祭祀） 出土品（有形文化財・未指定）	学研都市開発に伴い発掘調査が実施されている。墨書き人面土器や斎申などが流路から多数出土している。恭仁京期にも祭祀場として機能していた。記録保存の上消滅。 出土品は本市所有。
19	作り道遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・古道）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・古道）
20	泉橋院（泉橋寺）	遺跡（市指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・寺院）	行基が建設した泉橋に伴う寺院。布施屋などとセットをなし泉橋の管理を実施したとみられる。泉橋寺はその後繼寺院。聖武天皇と行基がここで対談したという伝承をもつ。
21	海住山寺五重塔	建造物（国宝）	鎌倉時代に中興第二世覚真（慈心上人）により建立された。仏舎利の安置を目的とし、心柱を初層天井上に立てる最古の事例。同時代に裳階を付す塔の造立として尊勝寺（京都）、春日神社（奈良）などが文献から知られるが現存する唯一の例。なお海住山寺は日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」の構成文化財である。所有者により管理されている。原則公開
	海住山寺文殊堂	建造物（重文）	鎌倉時代初期の建造とみられる。元仁2年（1225）「追善願文写」記載の「経蔵」の可能性がある。所有者により管理されている。原則公開（内部非公開）
	木造十一面觀音立像	彫刻（重文）	古い像を基に平安時代（10世紀）に造立されたとみられる。現本尊である。所有者により管理されている。原則公開
	絹本著色法華経曼荼羅図	絵画（重文）	鎌倉時代の制作。「法華経」の内容を図示した繊細で工芸的にも優れた作品。京都国立博物館承認
	海住山寺文書	古文書（重文）	鎌倉・室町時代の文書二十四通。貞慶自筆の仏舎利安置状・修正神名帳・加判の五ヶ条起請文を含み、海住山寺の寺勢を知る上で、また、貞慶関係文書として価値が高い。京都国立博物館寄託
	木造十一面觀音立像	彫刻（重文）	像高45.5cmの小像。平安時代初期の作品、名作といわれる。奥の院の本尊であり貞慶の念持仏とも伝わる。奈良国立博物館勧告
	木造四天王立像	彫刻（重文）	鎌倉時代制作の色彩・装飾を含め保存状態が非常に良好な四天王像。当初、五重塔初層に安置されていたとする見解もある。奈良国立博物館寄託

名称	種類	現状・概要
絹本着色春日宮 曼荼羅十六善神 図	絵画（府指定）	春日神を勧請して行われた大般若經転読の様子を描いたもの。鎌倉時代の作。京都国立博物館寄託
絹本着色釈迦三 尊十六羅漢図 附絹本着色三千 仏図	絵画（府指定）	建武4年（1337）法印円順の作、当初摂津国に所在した3幅からなる釈迦三尊と十六羅漢画。三千仏図は12月の仏名会で用いられた本尊画。釈迦三尊十六羅漢図同様、法印円順の作。奈良国立博物館寄託
梵鐘	工芸（府指定）	総高58.3cmの小型の青銅製梵鐘、正嘉元年（1257）修禪院別院無量寿院の梵鐘として鋸られたもの。奈良国立博物館寄託
木造扁額「海住 山寺」	工芸（府指定）	鎌倉時代に掲げられていた扁額2面である。うち1面は当尾隨願寺の僧瞻空（せんくう）の書であり、貞慶が笠置寺から海住山寺に移った承元2年（1208）のものである。奈良国立博物館寄託
金銅能作性塔 木造彩色宝珠台	工芸（府指定）	宝珠（水晶）を安置する宝瓶をかたどった金銅製容器とその水晶を置く山形の木製宝珠台。製作は鎌倉時代末期頃と考えられ、宝珠台には石清水八幡宮の社殿が描かれ、全体で男山の様子をかたどっている。奈良国立博物館寄託
紙本金地著色西 王母獻桃図・紙 本金地著色明皇 楊貴妃並笛図屏 風	絵画（府暫定）	安土桃山時代狩野派により描かれた屏風絵。白楽天の「長恨歌」を画題とする。京都国立博物館寄託
紙本金地著色明 皇擊梧桐図襖	絵画（府暫定）	本坊の襖絵、当初は屏風絵であったと見られる。安土桃山時代狩野派の作。所有者により管理されている。原則非公開
紙本墨画淡彩西 湖図	絵画（府暫定）	所有者により管理されている。原則非公開
絹本着色地蔵十 王図 地蔵菩薩 像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 秦広王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 初江王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 宗帝王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 五官王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 閻魔王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 変成王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 泰山王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託

名称	種類	現状・概要
絹本著色地蔵十王図 平等王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本著色地蔵十王図 都市王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本著色地蔵十王図 五道輪王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
板絵著色十一面観音来迎図	絵画（府暫定）	本堂の旧壁画、室町時代の作であり、補陀落山浄土図と対をなす。奈良国立博物館寄託
板絵著色補陀落山浄土図	絵画（府暫定）	本堂の旧壁画、室町時代の作であり、十一面観音来迎図と対をなす。奈良国立博物館寄託
絹本著色阿弥陀浄土図	絵画（府暫定）	阿弥陀如来の極楽浄土を描いた絵画、鎌倉時代の作。奈良国立博物館寄託
紙本著色海住山寺縁起	絵画（府暫定・市指定）	江戸時代に狩野永納により描かれた2巻からなる縁起絵巻。奈良国立博物館寄託
絹本著色大威徳明王像	絵画（府暫定）	海住山寺宝篋院伝来の大威徳明王を描いた鎌倉時代の仏画。奈良国立博物館寄託
絹本著色十六羅漢図 その一からその十六	絵画（府暫定）	室町時代の仏画、南宋の仏画が鎌倉時代以降もたらされ写されるものがあるが、本作は龍光院（京都）所蔵の南宋で描かれた十六羅漢図を写したものと考えられている。奈良国立博物館寄託
絹本著色愛染明王像	絵画（府暫定）	鎌倉時代の仏画、外題から山城国分寺に伝來したものであることがわかる。京都国立博物館寄託
絹本著色釈迦如来像	絵画（府暫定）	南北朝時代の作、文殊菩薩像・普賢菩薩像と組をなす。京都国立博物館寄託
絹本著色文殊菩薩像	絵画（府暫定）	南北朝時代の作、釈迦如来像・普賢菩薩像と組をなす。京都国立博物館寄託
絹本著色普賢菩薩像	絵画（府暫定）	南北朝時代の作、釈迦如来像・文殊菩薩像と組をなす。京都国立博物館寄託
絹本著色蓮華化生図	絵画（府暫定）	鎌倉から南北朝時代の作、二曲一隻の屏風に改変されている。阿弥陀浄土図の宝池に表される蓮華・蓮葉に転生した人物を描く。京都国立博物館寄託
海住山寺文書	古文書（府暫定）	鎌倉時代から明治時代までの文書群。京都国立博物館寄託
大般若経	書跡・典籍（府暫定）	平安時代、河内国滝尾寺の範齋により勧進書写されたもの。18世紀初頭に海住山寺に伝わったとみられている。奈良国立博物館寄託
般若心経（千部心経）	書跡・典籍（府暫定）	鎌倉時代の作、98巻が伝わる。奈良国立博物館寄託
紺紙金字般若心経	書跡・典籍（府暫定）	鎌倉時代の作、7巻が伝わる。金銀泥で釈迦説法図・経文を記す。奈良国立博物館寄託
般若心経（五巻本）	書跡・典籍（府暫定）	鎌倉時代の作、書写した僧の名が記されるが海住山寺との関係は不明。奈良国立博物館寄託

	名称	種類	現状・概要
	般若心経（紙背消息本）	書跡・典籍（府暫定）	鎌倉時代の作、書写した人物等については不詳。奈良国立博物館寄託
	海住山寺本堂	建造物（府暫定）	慶応4年（1868）の大雨により大破した本堂を明治17年（1884）に再建したもの。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺鐘楼	建造物（府暫定）	江戸時代前期、寛文3年（1663）頃建造。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺春日社	建造物（府暫定）	江戸時代初頭頃の建造とみられる鎮守社。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺天満宮	建造物（府暫定）	江戸時代初頭頃の建造とみられる鎮守社。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺稻荷社	建造物（府暫定）	江戸時代初頭頃の建造とみられる鎮守社。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺中門	建造物（府暫定）	鐘楼の南に位置する四脚門。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺山門	建造物（府暫定）	参道の途中に位置する四脚門。江戸時代中期とみられている。所有者により管理されている。常時公開
22	大井手用水	遺跡（用水路）文景（農業）	鎌倉時代、海住山寺の覚真（慈心上人）が拓いた用水路。現在も瓶原の水田を潤すとともに、井手守や土地改良区により保全されている。昭和28年の水害により上流部が破壊され、取水口を変更している。
23	阿弥陀寺遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・寺院）	明治初期に海住山寺に合併した中世の寺院跡、石造物を安置する建物が2棟残る。石風呂も出土している。実態不明。
24	上の庵遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・寺院）	奥畠地域に所在したと伝わる寺院跡、和束町との境界に立地し、中世の建立と伝える。現在は石仏と仏像を祀る小屋が残る。
25	狭間瓦窯跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・瓦窯）	昭和40年代に個人が発掘調査を実施。窯跡は平窯2基。 出土遺物は市に寄附。窯体構築部材に恭仁宮瓦を使用しているが、格子叩き目平瓦が確認できるため中世以降の瓦窯跡。実態不明。
26	瓶原城跡（炭竈）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・城館）	瓶原土豪の一人炭竈氏の城館。恭仁宮北谷状地形を南を画する堀、北を大井手用水までの範囲を城館跡に比定している（承応2年（1653）「瓶原井手之覚」図面に遺跡付近の井戸の一つに「炭竈」が確認できる）。文献では興福寺「経覚私要鈔」嘉吉4年（1444）条に名が見える。
27	瓶原城跡（小田）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・城館）	瓶原土豪の一人小田氏の城館。恭仁宮西内裏の南西部分の発掘調査で16～17世紀頃の遺物が出土する堀跡が検出されており、地表面にも堀跡や土塁が確認できる。瓶原地域に伝わる歌「瓶原名所」の中に「猫坂越えての小田屋敷」があり、遺跡付近と合致している。文献では「井平尾堂講文書」享禄3年（1530）記事に氏名が見える。
28	瓶原城跡（津越）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・城館）	瓶原土豪の一人津越氏の城館。恭仁宮南東大垣南東の高台が城館跡と推定されている。地域内には六角形の石組井戸や墓地に津越家墓石も残る。文献では興福寺「経覚私要鈔」文安元年（1444）条に名が見える。慶長11年（1606）古田織部が瓶原茶会を開催したときの宿所と推定できる。
29	瓶原城跡（朱雀）	城館（推定地）	瓶原土豪の一人朱雀氏の城館。恭仁京推定朱雀大路傍に六角形の石組井戸が残る。河原地域が城館跡と伝わる。実態不明。文献では河原恵美須神社「蛭子明神記録（写）」天文21年（1552）記事に名が見える。
30	鳶城跡	遺跡（市指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・山城）	瓶原から神童子までの尾根筋に広がる大規模な山城。中井均氏は柏氏の築城と想定するが明確ではない。実態不明。
31	願応寺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・寺院）	『拾遺都名所図会』に記載される禪宗寺院跡。近世期に東福門院により再興されたが、江戸時代に焼失し、薬師堂が西の鳶滝寺に移築されたと伝わる。詳細不明

	名称	種類	現状・概要
32	カブロ遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・石切丁場跡）	瓶原から神童子までの尾根筋に所在する石切丁場跡であるが、矢穴跡の規模から徳川大坂城石垣用材の石切り場もしくは例幣使料傍示石用材の石切り場の可能性が考えられる。詳細調査未実施。
33	例幣使料傍示石	遺跡（石造物）	承応2年（1653）に藤堂藩領であった瓶原地域の5村に設置された例幣使料範囲を明示するため、境目に埋設された石柱。20本が設置されたが、現在もほぼ原位置で建っているのは9本である。
34	恵美須神社（河原恵美須）	神社	河原集落を東西に貫く市道の西端に位置する。江戸時代中期までに書かれた「蛭子明神記録」の写が残り、瓶原に所在した土豪が運営に関わっていたことが窺える。現在も残る大野浜への渡御船が明治30年代まで継続されたと伝わる。
35	二ツ井（樅ノ井・柏ノ井・菜切石）	井戸（街道）	井平尾集落の東、信楽街道と笠置への伊賀街道との分岐点に位置する二つの井戸の総称。上方の「樅（假）ノ井」と下方の「柏ノ井」から構成されている。柏ノ井の傍らには、「菜切石」と呼ばれる弘法大師靈場の立石があり、大師が菜をこの石上で切った伝説が残っている。安永9年（1780）刊行の「都名所図会」には街道を行く人々と「菜切石」が掲載されている。
36	心光庵跡	寺院跡	袋中上人が瓶原に居住する際に黒田新蔵が建立した庵跡。 寛永元年（1624）から寛永14年（1637）まで使用し、飯岡に移った後も使用され現光寺末となっている。跡地には歴代住職の墓石が残る。詳細調査未実施。
37	鷲滝寺	寺院	天平14年（742）聖武天皇の命により良弁僧正が草庵を建立したのがはじまりと伝える。寺名は裏山の滝（鷲滝）から付けたと伝わる。江戸時代に焼失した願応寺から残った薬師堂を明治27年に当寺境内へ移築し、同時に心光庵も合併された。
	木造薬師如来坐像	彫刻（府暫定）	薬師如来としては通行の姿の等身大の坐像。円満で彫りが浅い穏やかな作風の定朝様にのっとるが、堂々とした体躯に次代への過渡期的要素をもつ12世紀の作例。
	袋中上人絵詞伝	絵画（市指定）	袋中上人の一生を描いた絵巻物、心光庵に伝わっていた2巻。琉球での上人の布教活動を知る上で重要。 山城郷土資料館寄託
38	仏生寺六斎念佛	無形民俗文化財（府登録）	袋中上人が疫病まん延防止、病気平癒、死者供養のため教え広めたと伝える。念佛講により伝えられた芸能。現在活動を休止している。
39	恭仁神社本殿	建造物（府暫定）	恭仁神社は昭和40年、天満宮に御靈神社を合祀したもの。本殿は春日大社第一殿を弘化3年（1846）移築したもの。春日移しと称される。
40	泉川座人形淨瑠璃用具	有形民俗文化財（府登録）	加茂町井平尾に存在した人形淨瑠璃座泉川座の用具、明治初期から大正にかけて活躍、奈良県狹川や滋賀県朝宮でも興行を実施。用具は木津川市所有となるが一部不足が見られ地域から見つかる可能性あり。
41	デ・レーヶ堰堤（大井谷川砂防堰堤）	建造物	デ・レーヶの指導により明治21年に小方亀二郎が施工した砂防堰堤3基のうちの1基、上・中流域の堰堤は昭和28年の水害で損壊。
42	京織ふすま紙・織物壁紙	無形・有形民俗文化財（伝統産業）	生平から発展してきた織物業、明治初期には麻織物から明治中期には蚊帳織物へ、明治末期から襖織物・蚊帳織物が発達し、以後機械化により生産量が伸びる。一方、和室などの減少により織物襖の需要が減少、現在織物壁紙なども生産している。
43	恭仁小学校校舎	建造物	明治6年に国分寺境内に校地を借り受け始まった小学校。昭和9年の室戸台風により校舎が倒壊し、西側に校地を拡張し、東向きから南向きに全校舎を改築し昭和11年に落成する。現在の校舎は当時のもので、その後数度の増築・改修が行われている。



第3図 文化財位置図

## 第3章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の概要

### （1）指定に至る経緯

#### （1－1）明治時代から戦前期（昭和16年まで）

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の指定は古く昭和32年7月1日付文化財保護委員会告示第46号によるが、それ以前にも恭仁宮跡では遺跡の保存活動が行われていた。

恭仁宮跡の位置については、万葉集に詠まれるほか、江戸時代の『都名所図会』などにも記載されていたが、その実態については不明であった。

明治32年（1899）当時の恭仁尋常高等小学校長沖本忠太郎は瓶原住民有志を募り恭仁京の調査を実施、湯本文彦（考古）、松室重光（工学士）の協力を得て翌33年（1900）に『恭仁京志』（恭仁尋常小学校編刊）としてまとめた。また、喜田貞吉が「恭仁京遷都考」（『歴史地理』第13巻）を発表した。

瓶原村は恭仁京の顕彰を行っていたものの、まだ具体的な遺跡・遺構を保護保存する機運は薄く、大極殿基壇上には西半に国分寺の本堂・庫裏・鐘楼が、東半には瓶原村役場庁舎が建てられていた。また、恭仁尋常高等小学校は明治6年の開校時は瓶原小学校と称して、国分寺境内を間借りして授業を開始しており、明治32年には大字例幣小字中切において校舎の落成式が行われている。

大正8年（1919）史蹟名勝天然紀念物保存法が公布されると、大正13年（1924）4月14日に京都府により「山城國分寺跡（舊恭仁宮跡）」として史蹟の仮指定を受けた。昭和15年（1940）の紀元二千六百年記念事業として計画された「聖蹟保存」事業により、翌16年（1941）に国分寺の庫裏・鐘楼が撤去され、瓶原村役場庁舎も移転し、ほぼ現在の姿となった。



写真1 恭仁京志（表紙）

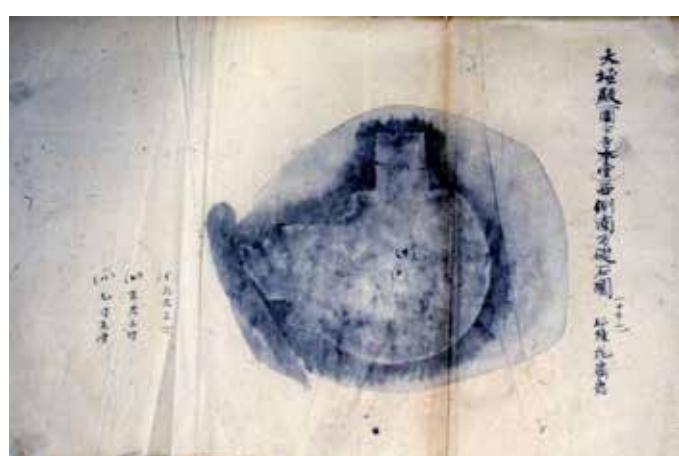


写真2 恭仁京志（礎石図）

#### （1－2）山城国分寺跡の指定から恭仁宮跡の発掘調査開始（昭和48年まで）

現行の文化財保護法において、昭和32年（1957）7月、史跡山城国分寺跡として、その寺域が史跡指定を受けた。この段階では仮指定名称に含まれていた「（舊恭仁宮跡）」という名称が、「さりながら遽に從い難」いことから外されている。また、翌33年には管理団体として加茂町が指定されている。一方、昭和36年（1961）に国道163号が指定地を迂回するかたちで南側に通され、

昭和40年代の高度経済成長期を迎えると、地元から小学校のプール整備、町道の拡幅など生活環境整備の要望、あるいは国道163号整備にともなう住宅建設等の開発行為など、遺跡に対する開発圧が高まった。一方で史跡山城国分寺跡内の現状変更には厳しい制限がなされた。

このような状況の中、昭和46年8月5日開催の第1回ろばた懇談会において、加茂町登大路地域から史跡山城国分寺跡に関する質問があり、京都府教育委員会社会教育課長より文化財保護課長あてにろばた懇談会への出席要請が出された（昭和46年9月3日付け）。第2回ろばた懇談会は同年9月6日登大路集会所で開催された。府文化財保護課長、管理調整係長、山城教育局主事、加茂町長、教育長、総務課長が出席する。地域住民からの意見を纏めると以下のとおりであった。  
(註：京都府で1960年代から1970年代にかけて行われた住民の自治意識を育てる目的とした地域社会教育の取り組み)

1. 指定当時と現在とは社会状況が異なる。暮らしを守ることと文化財との関係で、  
①宅地造成は不可能である。②地価が低下する。③公共施設もできない。④農業改善もできない。以上のとおり地域の発展を阻害し、住民の暮らしを圧迫しているのでなんとかしてほしい。
2. 史跡指定範囲を縮小整理できないか。発掘調査の必要があるなら早くやってほしい。  
協力はする。指定地内には4部落所有者50余世帯がある。文化財の価値をはっきりさせてほしい。指定地内にある神社跡を整備してほしい。
3. 学童通学の問題で、自動車のスピード制限の措置はとれないか。指定地をはずして道路の新設は困るので、現在の道路を拡幅するしか方法はないと思う。
4. 指定地内の民有地を買い上げ保存する場合、一方的買い上げは困る。
5. 地元では、文化財保存運動をすることと、所有者との対立を考えられるので、運動の進め方について教えてほしい。

上記に対して、府文化財保護課の指導概要は以下のとおり。

- ・恭仁京と山城国分寺の歴史を説明し、今後もこの文化財を後世に伝えていく必要のあることを強調する。
- ・当史跡の環境整備等については、加茂町が管理団体となっているので、まず町の考えはどうかという点が必要となる。
- ・府としては、府下の宮殿跡の保存等についてどうするか検討中であり、その中には山城国分寺跡（恭仁京跡）も含めて考えている。
- ・国の考えは、公有化を計画的に進めることになっているが、莫大な予算を伴うので早期実現は難しいと思う。買い上げは國の一方的な額で買い上げることにはならない。
- ・埋蔵文化財の発掘調査は、今後検討しなければならないものと考えている。そのことにより文化財の価値も納得されるものとなろう。恭仁小学校にも出土品が保管されている。
- ・史跡山城国分寺跡の保存・整備計画を進める必要があるが、相当な時間を要し、早期というわけにはいかない。現状変更もこの計画に基づいて行うことが望ましいが、だからといって現状変更が認められないことはない。

- ・学童通学のための道路問題は深刻と思う。町と協議のうえ考慮していきたい。
  - ・文化財保存と所有者との対立は他地域でも見られるが、所有者と対立しながらの保存運動は本来の運動とは言えない。理解し合う方法を見つけて発展させていくことが大切。
  - ・土地所有者の経済的優遇措置は、制度として僅少であるので町で検討されると思う。
- また、加茂町長の回答は以下のとおり。
- ・所有者の優遇措置については検討する。
  - ・道路問題は、検討する。
  - ・全国史跡整備協議会においてこの問題を取り上げてみたいと考えている。

京都府教育委員会は、上記問題を昭和46年12月10日に文化庁調査官と協議した結果、文化庁からも京都府に対し、山城国分寺跡とともに恭仁宮跡についても範囲・内容確認を進め、保存・活用を図るよう積極的に発掘調査を実施するよう指導があった。この経過を受け、昭和48年（1973）度から京都府教育委員会による発掘調査が実施されることとなった。

### （1－3）史跡山城国分寺跡保存管理計画から史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定と史跡拡大（平成19年まで）

調査は昭和48年（1973）度から分布調査、地形測量、文献調査が実施され、昭和49年度からは現地での発掘調査が着手された。

調査は第1次10ヶ年計画（昭和48～57年度）、第2次5ヶ年計画（昭和58～62年度）、第3次5ヶ年計画（昭和63～平成3年度）、第4次5ヶ年計画（平成4～8年度）を経て宮四至を確定し、平成9年度から宮跡の内容確認に主眼を置いた保存・活用のための発掘調査を実施している。調査成果については、毎年度刊行される『京都府埋蔵文化財調査報告書』（旧『埋蔵文化財発掘調査概報』）に概要が掲載されるとともに、恭仁宮跡については、『恭仁宮跡発掘調査報告一瓦編一』（京都府教育委員会1984年）、『恭仁宮跡発掘調査報告Ⅱ』（京都府教育委員会2000年）の正報告書が刊行されている。

これらの調査進捗に伴い、史跡山城国分寺跡の範囲を超えて恭仁宮跡の遺構が広がっていることが徐々に明らかとなった。旧加茂町では昭和62年（1987）に『史跡山城国分寺跡保存管理計画』を策定していたが、平成8年度に宮四至が確定したことを受け、史跡の指定範囲についても拡大していく必要が生じ、旧加茂町では地元との調整、京都府・文化庁との協議を経て平成15年度から史跡恭仁宮跡として指定するため保存管理計画の策定に着手、平成17年度に『史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定報告書』としてとりまとめた。

平成17年度までの調査成果と『史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定報告書』をもって文化庁に意見具申を行い、平成19年（2007）に史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）として名称変更・追加指定が実施された。

なお、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保護すべき範囲は広範囲にわたっており、平成19年以降も京都府教育委員会による保存・活用のための発掘調査は継続されており、旧加茂町及び現木

津川市では 恭仁宮跡の保存範囲を第一・二・三種保存地区として区分し、条件の整った箇所について、追加指定、公有化を実施している。

## (2) 指定に至るまでの調査成果

### (2-1) 発掘調査の成果

#### ①昭和48年度から第1次10ヶ年計画

恭仁宮の大極殿跡及び国分寺金堂・塔跡付近の発掘調査が行われた。調査の結果、大極殿礎石跡や中央階段跡、東西内裏地区建物跡、国分寺塔跡基壇や南大門跡などを検出する。

#### ②昭和58年度から第2次5ヶ年計画

調査範囲を恭仁宮域に広げ、内裏跡地区と国分寺の範囲確認調査が行われた。調査の結果、朝堂院西側区画塀跡や国分寺北面築地跡などを検出する。

#### ③昭和63年度から第3次5ヶ年計画

史跡地から離れて恭仁宮の朝堂院地区を中心に宮域の範囲確認調査が行われた。調査の結果、朝集院南側区画塀跡や南面大垣跡などを検出する。

#### ④平成4年度から第4次5ヶ年計画

宮域の範囲確定が積極的に行われた。調査の結果、東面大垣跡や東面南門跡、北面大垣跡などを検出する。平成8年度に南西隅を検出。宮四至の確定により、東西約560m、南北約760mの宮域が確定。

#### ⑤平成9年度から保存活用調査（平成16年度まで）

宮内内裏地区範囲確認調査を本格的に開始する。調査の結果、内裏は東西に並ぶ2つの区画施設であることを確認。また、大極殿北東隣接地において大型の掘立柱建物跡を検出する。

#### ⑥平成17年度から保存活用調査（平成20年度まで）

宮内大極殿院地区回廊の解明並びに朝堂院地区区画施設及び朝堂の確認を目的に調査を開始する。調査の結果、大極殿院北西隅部礎石抜き取り痕跡を検出した。

#### ⑦平成21年度から保存活用調査（令和3年度まで）

宮内朝堂院、朝集院地区の解明を目的に調査を開始する。調査の結果、朝堂院、朝集院ともに掘立柱塀で四周を囲まれていたことが確定できた。また、朝堂院の南側に幢旗遺構を検出する。

## (3) 指定の状況

### (3-1) 指定告示

史跡恭仁宮跡は昭和32年に山城国分寺跡として指定されたが、その後の調査の進捗により、恭仁宮跡と重複する遺跡であることが明らかとなったため、平成19年には範囲拡大を追加指定及び名称変更により行われた。その後計8回の追加指定を行っている。各段階の名称・指定年月日・指定基準は以下のとおりである。また、回数ごとの指定範囲は第6図のとおりである。

なお、保存管理計画により示した計画範囲を史跡指定、公有化することを最終的な保存の措置の目標としている。

①当初指定

山城国分寺跡 史跡

昭和32年（1957）7月1日 文化財保護委員会告示第46号

指定基準三. 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

②指定名称変更と第1回追加指定

恭仁宮跡（山城国分寺跡） 史跡

平成19年（2007）2月6日 文部科学省告示第11号

指定基準二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

三. 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

③第2回追加指定

平成20年（2008）7月28日 文部科学省告示第126号

④第3回追加指定

平成22年（2010）2月22日 文部科学省告示第18号

⑤第4回追加指定

平成27年（2015）3月10日 文部科学省告示第44号

⑥第5回追加指定

平成29年（2017）2月9日 文部科学省告示第13号

⑦第6回追加指定

平成30年（2018）2月13日 文部科学省告示第18号

⑧第7回追加指定

平成31年（2019）2月26日 文部科学省告示第26号

⑨第8回追加指定

令和4年（2022）11月10日 文部科学省告示第144号

### （3－2）指定地の管理団体指定

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の管理団体は旧加茂町（昭和33年8月22日 文化財保護委員会告示第65号）であり、現在は木津川市が管理団体を引き継いでいる。

### （3－3）指定説明文とその範囲

#### 1. 当初指定（文化遺産データベースより）

主要遺構は国分寺境内と寺有原野より成る金堂跡とその南東60間余のところにある塔跡である。金堂跡は東西約33間、南北約20間の土壇をなし、その北西隅に円形造出と地覆石を有する花崗岩の礎石があり、南西隅にも礎石かと思われるものがある。また他から移したという凝灰岩の礎石3個と花崗岩の臼状石製品1個が点在している。塔跡は方約8間の土壇上に、花崗岩の礎石がある。側柱東端線の南端2個を欠くのみで、何れも円形造出を有し、中

心に出■(?)を見え、側柱礎石には地覆石が造り出されている。

指定地域としては、この2ヶ所の遺構を中心として、東西凡そ150間、南北凡そ191間の地域にわたり、南端部には大門、東大門と字する地域があり、また恭仁小学校運動場の一隅に凝灰岩の円形造出と地覆石を有する礎石がある。

金堂跡は『続日本紀』天平18年9月戊寅の条に「恭仁宮大極殿施入国分寺」とあるものに当るべく、ここをもって大極殿の地そのものに擬する説もある。さりながら遽に従い難く、いま現状に即し、山城国分寺跡として指定しようとするものであって、塔跡の礎石の如きは天平時代の遺構として典型的なものであるばかりでなく、最も優れたものの一といふことができる。

## 2. 指定名称変更と第1回追加指定（『月刊文化財』平成19年2月号より）

山城国分寺跡は、奈良時代の天平13年（741）聖武天皇の詔により全国に建立された寺院の一つであり、奈良県境に近い木津川右岸に位置する。大宰府での藤原廣嗣の乱を契機に東国を巡幸した聖武天皇が、山背国相楽郡甕原の地に入った天平12年から、難波宮を京都とする同16年までの5年間、京都として經營した恭仁宮の故地に当たる。平城宮から恭仁宮に遷った聖武天皇は、天平13年、五位以上の者の平城京居住を禁じ、恭仁京への移住を促し、造宮卿を任じて造営を推進するとともに、人民に京の宅地を班給した。京は鹿背山の東西に左右京があつた。恭仁宮の正式名称は大養德恭仁大宮という。聖武天皇は天平14年には近江に紫香樂宮を造営してしばしば行幸し、15年には恭仁宮の造営を停止、翌年難波宮に遷り、17年に平城に戻った。天平18年9月に恭仁宮の大極殿が国分寺に施入されたことが『続日本紀』にみえる。

恭仁宮・京の位置については明治時代以降議論されることがあったものの、その具体的な位置、範囲等については不明なままであったため、昭和32年の時点では、金堂跡や塔跡の基壇・礎石等寺跡の遺構が良好に残存している現状に即して、東西約150間・南北約191間の寺域が山城国分寺跡として史跡に指定された。

その後、恭仁宮跡の全体的保存を図るべく、昭和48年以降、京都府教育委員会及び加茂町教育委員会が恭仁宮跡の範囲確認調査を継続して実施した結果、宮の規模は、東西約560m、南北約750mであることが判明した。周囲に大垣が廻り、宮城門としては現在のところ東面南門を確認している。宮中央や北側に大極殿院地区があり、大極殿基壇の規模は東西約60m、南北約30mを測る。基壇上には建物の北西隅と南西隅に原位置をとどめる花崗岩製礎石2基と、移動および転用された凝灰岩製礎石6基が残存する。基壇化粧は現状では瓦積であるが、恭仁宮大極殿段階での姿は不明である。基壇上には東西9間×南北4間の大極殿建物が復元可能であり、その規模からみて、『続日本紀』の記載どおり、平城宮第一次大極殿を移築したものと考えるのが妥当である。大極殿回廊についても大極殿と同様に平城宮から移築したものとみられる。

大極殿地区の南の朝堂院地区は、南および東西の三方を掘立柱塀で区画し、東西幅は約

125m。朝集殿院南門等も確認しているが、朝堂の建物は未確認である。大極殿の北方は、掘立柱塀で区画された二つの地区に分かれていた可能性があり、そのうち「内裏西地区」の規模は東西約97.9m、南北約127.4mである。「内裏東地区」では中心建物と思われる南北に二棟並ぶ庇付きの東西棟建物が見つかっている。

恭仁宮跡は平城宮跡・紫香楽宮跡と並ぶ古代の都城の一つであり、天平期の聖武天皇を中心とする当該期の政治状況を理解する上で重要な遺跡であり、かつ宮跡の構造等が良好に残っている。そこで、史跡山城国分寺跡に追加指定し、名称を恭仁宮跡（山城国分寺跡）に変更して、保護の万全を期そうとするものである。（以下、追加指定時の説明文は同じ）

当初指定及び追加指定範囲は第2～10表に示すとおりである。なお、指定範囲については第6図に示した。

#### 史跡山城国分寺跡当初指定範囲（昭和32年7月1日 文化財保護委員会告示第46号）

市区町村	大字	小字	地番
京都府相楽郡加茂町	例幣	溝垣内	一番ノ一、二番ノ一、三番、四番、五番、六番ノ一、七番ノ一、九番ノ一、一〇番、一一番ノ一、一六番、一七番、一八番、一九番、二〇番、二一番、二二番、二三番、二四番、二五番、二六番、二七番、二八番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番、三五番、三六番、三七番、三八番、三九番、四〇番、四一番、四二番、四三番、四四番、四五番、四六番、四七番、四八番、四九番、五〇番、五一番、五二番、五三番、五四番、五五番、五六番、五七番、五八番、五九番、六〇番、六一番、六二番、六三番合地、六四番、六五番、六六番、六七番、六八番、六九番ノ一、六九番ノ二、七〇番、七一番ノ一、七一番ノ二、七二番、七二番ノ一、七三番、七三番ノ一、七三番ノ四、七四番、七四番ノ一、七四番ノ二、七五番、七六番、七七番
		中切	八番、九番、九番ノ乙、一〇番、一〇番ノ乙、一一番、一二番、一三番、一四番、一五番、一六番、一七番、一八番、一九番、二〇番、二一番、二二番、二三番ノ一、二三番の二、二四番、二五番、二六番、二七番、二八番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番ノ一、三三番ノ二、三四番、三五番ノ一、三五番、三六番ノ一、三六番ノ二、三七番、三七番ノ一、三八番、三八番ノ一、三九番、四〇番、四一番、四二番、四二番ノ乙、四三番、四四番、四五番ノ二、四五番ノ三
	河原	大門	三八番、三九番、四〇番、四一番合地、四二番、四三番、四四番ノ一、四四番ノ二、四四番ノ五、四四番ノ六
		東大門	三四番ノ一、三五番ノ一、三六番、三九番、四〇番、四一番、四一番ノ二、四一番ノ三、四二番、四三番、四四番、四四番ノ一、四五番、四六番、四七番、四八番、四九番、五〇番、五一番、五二番、五三番、五三番ノ一、五四番、五五番、五五番ノ二、五六番、五六番ノ二、五七番、五八番、五九番、五九番ノ二、六〇番、六〇番ノ二
			右地域内に介在する道路敷

※地番等は昭和32年指定時のものであり、分筆等の土地の異動により必ずしも現況の地番とは合致しない

第1回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（平成19年2月6日 文部科学省告示第11号）

市区町村	大字	小字	地番
京都府相楽郡加茂町	岡崎	久保垣内	七番、八番、一〇番、二八番、二九番、三〇番、三九番、四〇番、四一番、四二番、四三番、四四番一、四五番一、四五番三、四六番一、四七番四、六〇番、六一番
		考	一番一、二番、三番、四番、二二番一、二三番、二四番、二五番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番、三五番、四三番、四四番、五七番、五八番、五九番
		狛堰	三二番一、三二番二
	河原	青木	一番、一二番、一三番、一四番、二三番、二四番、三二番、三三番、三四番、三五番、三七番、三八番、三九番、四〇番、四一番、四二番、五〇番
		大門	一番、五番、一九番、二〇番、二一番、二四番、二五番、二六番一、三〇番一、三〇番二、三一番一、三二番、三四番、三五番、三六番、三七番
		中垣内	四八番一、四八番二、五〇番、五六番、五七番、五八番
		長ヲサ	三六番、三七番、三八番、四七番、四八番、四九番、五七番一、六〇番一、六六番、六七番、六八番一、七〇番一、七一番、八〇番、八一番一、八四番一、八五番
		東大門	一番、三番、四番一、五番、一三番、一三番一、一八番一、二〇番、二一番一、二一番三、二二番、二三番、二四番、二五番、三三番一、三七番、三八番一、三八番二
		樋用	三九番、四三番、四四番一、四四番二、四九番、五六番、五七番、六〇番一、六〇番四
	例幣	小ノ林	一番、二番、七番一、八番、一三番、一四番、一五番、二三番、二四番、二五番、四四番、四五番、四六番、四七番、四八番、五〇番、五一番、五二番
		正等庵	九番二
		中切	一番、二番、六番一、七番
		登垣内	一番一、一番二、二番、二番二、五番、一四番、一六番、一七番、一八番、二一番、二四番、二五番、二六番、二八番、二九番、
		奈良垣内	二一番、二二番、二三番、二六番、二七番、四一番一、四一番二、四一番三、四二番、四三番、四五番一、四五番二、四五番三
		内垣外	四四番、五九番二、六一番、六三番一、六四番一、六四番二
		立川	二番一、二番二、三番、三番二、五番、四〇番、四一番一

第2回 史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)追加指定範囲(平成20年7月28日 文部科学省告示第126号)

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	岡崎	考	一六番
	河原	青木	一一番、四九番
		大門	三三番
		中垣内	五九番
	例幣	小ノ林	七番二、七番三、二〇番、二二番、二六番、二七番、二八番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番、三五番、三六番、三七番、三八番、三九番、四〇番、四一番、四二番、四三番
		正等庵	四番、五番、七番二、八番、一三番、一三番二
		登垣内	三番、一〇番
		中切	三番五、三番六、四番二、四番四、四番六、四番九、五番一、五番二、五番三、五番四、六番二
		奈良垣内	一番一、二番一、二番二、二四番、二五番
		内垣外	三番、七番、八番、一一番、二七番二、三七番

第3回 史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)追加指定範囲(平成22年2月22日 文部科学省告示第18号)

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	岡崎	考	五〇番、五一番、五二番、五六番
	河原	東大門	一四番、一五番三、一六番一、一七番一、一七番三
		樋用	五三番一、五四番一、五四番三
		大門	三番、二七番、二八番、二九番一、三四番一、三五番一
		長ヲサ	三九番、四〇番、四一番、四二番、四三番、四四番、四五番、四六番、五五番、五六番、五九番、六九番一、七三番一、七三番二、七四番一、七四番二、七四番四、七四番五、七四番六、七五番三、八二番一、八七番一、八七番二、八七番三、八七番四、八七番五、八七番六、八七番七、八八番、八九番一
	例幣	小ノ林	四番、五番
		奈良垣内	三番、四番、五番、六番、七番、八番、一二番、一三番、三五番、三六番、四〇番一、四〇番二
		内垣外	四三番、四七番、六七番、六八番、七〇番、七一番

第4回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（平成27年3月10日 文部科学省告示第44号）

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	岡崎	久保垣内	一三番、一四番、一五番、一六番、一七番、二一番
		考	九番、一三番、一三番二、一三番三、一四番
	河原	樋用	四八番
	例幣	奈良垣内	一六番、一七番、二八番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番

第5回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（平成29年2月9日 文部科学省告示第13号）

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	河原	青木	七番一、八番一、九番一、一〇番一
		大門	一五番、一六番、一七番、一八番
		東大門	六番、七番一、七番二、二九番一、二九番二、三〇番一
	例幣	奈良垣内	三七番、三九番
		小ノ林	九番、一〇番、一一番、一二番
		内垣外	二七番七、二七番八

第6回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（平成30年2月13日 文部科学省告示第18号）

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	例幣	小ノ林	一六番、一七番、一八番、一九番
		内垣外	六番、九番、一〇番

第7回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（平成31年2月26日 文部科学省告示第26号）

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	河原	大門	二三番
		東大門	一二番
	長ヲサ	五〇番、五一番、五二番、五三番、五四番、七六番	

第8回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（令和4年11月10日 文部科学省告示第144号）

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	河原	大門	四番

### （3－4）指定地の現状

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）は、宮の範囲南北約750m、東西約560mを測る広大な遺跡である。京都府教育委員会が主体となって内容確認、保存・活用のための発掘調査を実施している

が、宮内の遺構の全容が確認された訳ではなく、朝堂院内の建物、宮内の官衙群、朱雀門など恭仁宮を構成する遺構で内容が明らかでないものも多数存在する。

恭仁宮跡保存範囲として対象としている面積は409,277.23m<sup>2</sup>、令和6年3月末現在の史跡指定面積は267,510.69m<sup>2</sup>であり史跡指定率は約65%となっている。残りの約35%は未指定となるが、土地所有者と今後も指定同意に向けた協議が必要である。平成19年から始まった追加指定は計8回に及ぶが、当初の協議において同意されない所有者の意見で最も多い理由が「家族・親族と協議した結果、同意は見送る」であり、その他に「周辺の同意進捗により同意を検討する」や「公有化確約なら同意する」などがあったという。これらの理由には、(1-2)に記述した昭和32年以降の史跡地内の厳しい制限の印象が根深いことが原因と考えられる。恭仁宮跡保存管理計画では、史跡地の地区区分を行い、史跡の印象を払拭するため下記のとおり3種類の保存地区を設定している。

第一種保存地区：重要遺構の確認された地区として規制を厳しくする代わりに計画的な公有化を図る。

第二種保存地区：未確認の大垣や官衙地域を農地として使用するなら共存を図りながら規制を緩和するが重要遺構が確認された場合、公有化を検討する。

第三種保存地区：未確認の遺構が推定される既存住宅地区について地域との共存を図りながら規制を緩和するが、重要遺構が確認された場合、公有化を検討する。

3種類の保存地区について、恭仁宮跡保存管理計画策定後、第一種保存地区の公有化は順調に進捗している。それに比べ、第二種保存地区の農地については、所有者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地の増加とともに史跡公有化要望も増加しているが断っている例が多い。第三種保存地区については、文化財保護に協力していただき、史跡指定に同意された所有者がいる一方、自宅の建替えによって、現状変更許可申請の提出や発掘調査の条件などの規制が発生することを考慮すれば指定同意されない方が居ることも当然であろう。

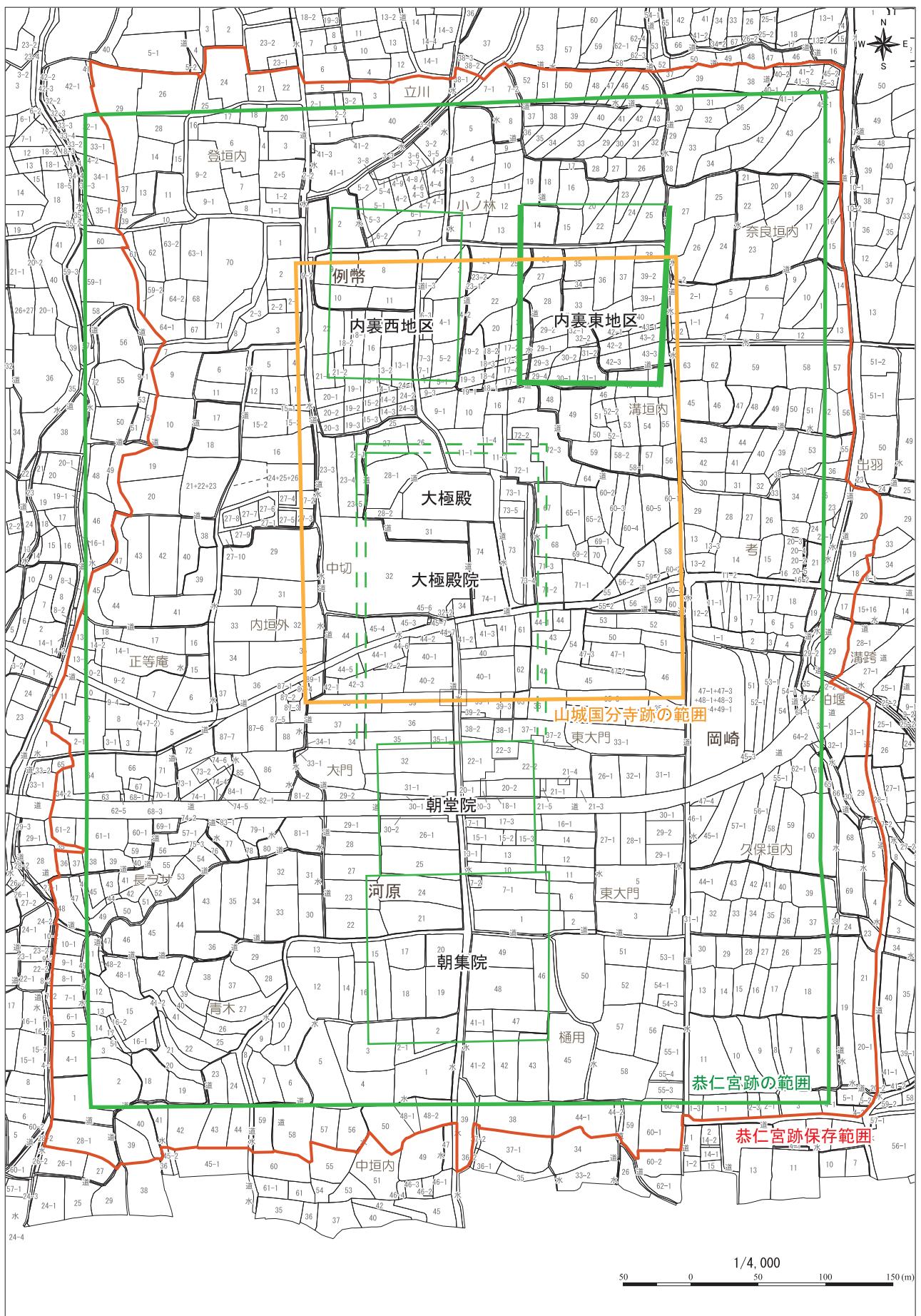
## (4) 活用の現状

### (4-1) アクセス

恭仁宮跡の最寄駅となるJR加茂駅は、京都駅から快速で約1時間の距離にあるが、木津駅で乗り換える必要がある。大阪駅からは、大和路線を経由する大和路快速が運行されており、終着駅である加茂駅まで乗り換えなしで1時間10分の距離にある。木津駅から加茂駅までは、お昼の時間帯を除けば1時間に2本、朝8時台には3本の列車が運行されている。

JR加茂駅から恭仁宮までは、奈良交通バスを使って「岡崎」で下車すると、そこからくにのみや学習館までは徒歩で約4分の距離である。奈良交通バスは、土日に運休せず、7時から20時までの間に10本以上が運行されている。コミュニティバスは、大極殿院地区に「恭仁宮跡」、内裏地区に「恭仁宮跡北」のバス停があり、恭仁宮跡の中心部へ直接入ることができるが、バスの運行は平日のみとなっている。

「岡崎」バス停南の交差点には、昭和4年に建てられた高さ約174cmの三宅安兵衛遺志碑があ



第4図 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存範囲図（現況図）

り、南に「加茂ステンショ」（加茂駅）と淨瑠璃寺、北に笠置街道があり銭司や和束、信楽に至ること、西に木津、奈良、京都があることが示される。この傍に、高さ70cmの道標がある。大正14年に置かれたもので、海住山寺とともに「恭仁京跡」として大極殿方面が指し示されている。

J R 加茂駅から恭仁宮跡まで徒歩で移動すると、約20分の距離にある。恭仁宮跡へと向かい一つ、駅から木津川へ向かう府道44号奈良加茂線から西側へ少し外れると、伊賀街道の宿場町「船屋」地区がある。信楽街道の分岐点として、また江戸時代の水運においても重要な位置を占める場所で、現在も宿場町の面影が残されている。

駅から恭仁宮跡に至る府道44号の中間付近に、木津川を渡る恭仁大橋が架けられている。加茂駅の開業と、この大橋の架設が、水運から陸上交通へと転換するきっかけとなった。大橋の南詰には、新古今和歌集に収録されている中納言藤原兼輔による「みかの原 わきて流るる いづみ川 いつ見きとてか 恋しかるらむ」、北詰には万葉集卷六に収録されている内舎人大伴宿禰家持による「今造る 久邇の都は 山川の さやけき見れば うべ知らすらし」の歌碑が置かれており、この地が奈良時代の都であったことを感じながら恭仁宮跡へと歩を進めることとなる。

車でのアクセスに関しては、恭仁宮跡を南北に分断するように国道163号が通過していることから、車での来訪客も多い。現状では、くにのみや学習館に数台駐車可能なスペースはあるものの、公的な駐車場施設はない。

#### (4-2) ガイダンス機能

現在、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）のガイダンス機能は、くにのみや学習館（木津川市文化財整理保管センター分室）が担っている（写真3）。くにのみや学習館は、旧恭仁保育所建物を、平成21年度に（財）宝くじ協会助成金事業として改装したものである。

くにのみや学習館のエントランスでは、恭仁宮跡の説明と、木津川市の文化財について紹介する20分の映像が流され、各種パンフレットが置かれている。展示室（約40m<sup>2</sup>）には、

恭仁宮跡から出土した瓦や須恵器だけでなく、考古墳から出土した埴輪や例幣使料に関する資料なども展示されており、地域の歴史について学ぶことができる施設となっている。多目的室は、文化財に関するイベント会場や地域団体の活動場所として使用されている。

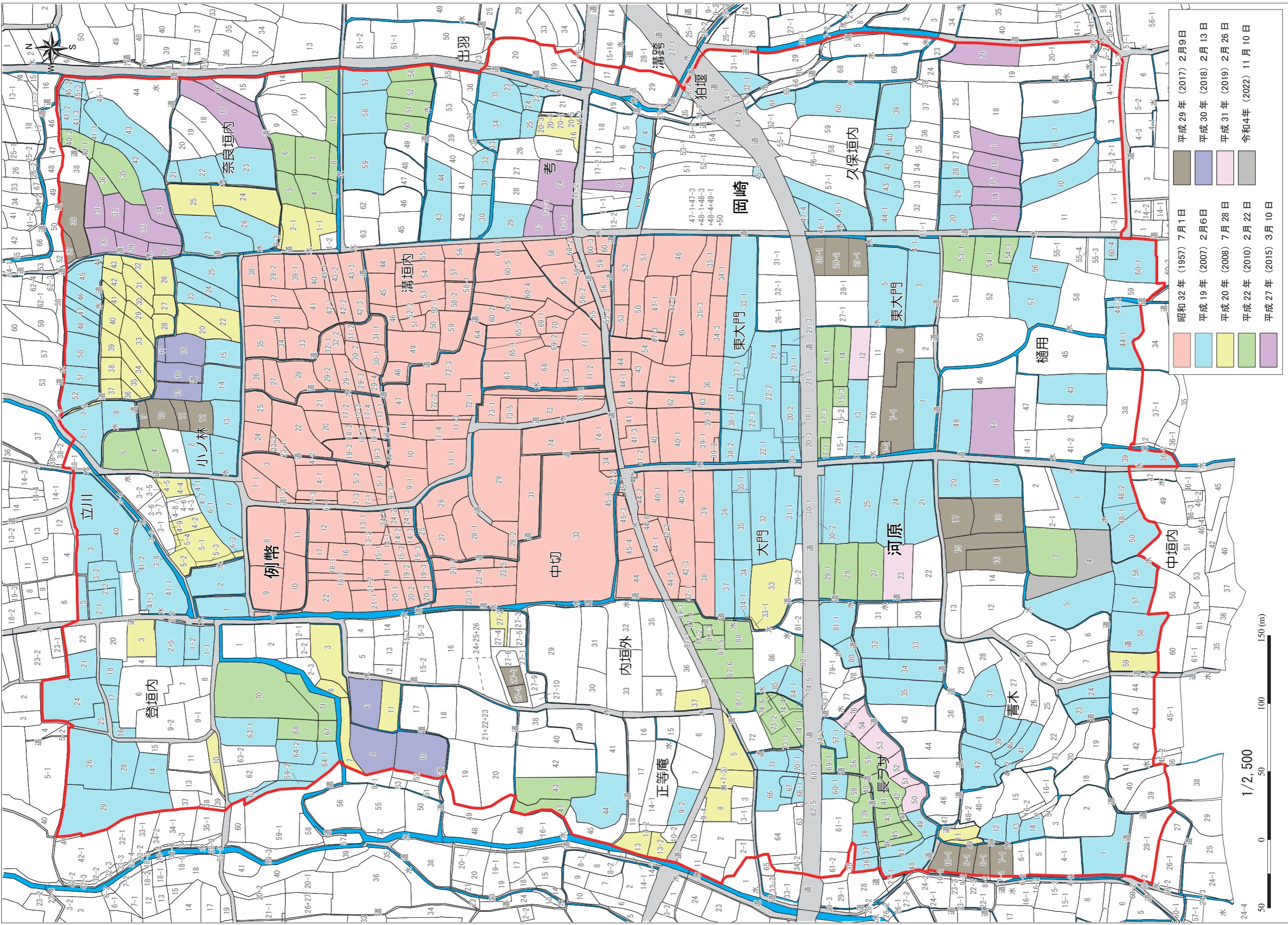
くにのみや学習館は入館無料で、瓶原まちづくり協議会へ管理を委託している。入館者は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けていなかった平成30年までは、年間5,000人程度の来訪者が記録されている。特に、4月・5月、9月から11月の来訪者が多く、恭仁宮跡の桜やコスモスの魅力が人々を惹きつけているものと考えられる。

恭仁宮跡を含む山城地域全域の歴史の普及啓発を担うのは、京都府立山城郷土資料館の役割で



写真3 くにのみや学習館

第5図 史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)指定回別平面図





ある。展示室には、恭仁宮を紹介するコーナーがあり、出土した瓦を屋根に葺いた状況での実物展示や、山城国分寺の模型などが置かれている。ここでは、縄文時代から現代までの幅広い展示が実施されており、山城地域の文化観光の拠点としての役割を担っている。

#### (4-3) 地元の取り組み

旧加茂町域だけでなく、市内外で広く活動する「NPO法人ふるさと案内・かも」は、市内の自然や歴史的遺産の魅力を市内外の人々や子どもたちに伝え、守っていくことを目的として、平成14年に発足した。年間約2,000人の観光客を案内する活動だけでなく、郷土学習支援など幅広く活動している。

木津川市立恭仁小学校は、恭仁宮大極殿跡の前面に位置する(写真4)。現在の小学校は、昭和9年の室戸台風による被害を受けたのち、地元の人々の寄付によって再建された建物で、平成29年に耐震工事を完了し、今も現役の校舎として利用されている。

明治31年には、恭仁尋常高等小学校の奥本校長が『恭仁京誌』を執筆するなど、小学校と恭仁宮跡の関わりは深く、現在も瓶原地域から出土した遺物などは小学校2階で展示されている。恭仁小学校の児童は、京都府教育委員会が実施する範囲内容確認調査の際に、体験学習として発掘調査を経験したり、恭仁宮跡でのイベント時に恭仁宮の紹介を行うなどの活動をしているほか、令和6年度には、木津川市役所2階展示スペースで「みかのはら歴史再発見」と題した展示も行うなど、積極的な活動を展開している。

#### (4-4) 行政による普及啓発の取り組み

小学校の歴史教科書では、年表の中に「740年都を恭仁京に移す」とあるだけで、詳しく学ぶことはない(写真5)。このため、京都府内でも平安京や長岡京に比べ認知度は低い状態にある。一方で、墾田永年私財法や国分寺建立の詔、大仏造立の詔などについては、高い認知度を誇るが、それらの施策が、恭仁京が都だった時期に行われたということは、ほとんど知られていない。また、市内小学3・

4年生を対象とした副読本『わたしたちの木津川市』の中に「わたしたちの市の文化財」と題して恭仁宮跡が紹介されている。

市のホームページでは恭仁宮跡の紹介文と現地に設置する説明板を外国語に翻訳した説明文も



写真4 恭仁小学校



写真5 歴史教科書 (小学校・高校)

掲載している。

京都府教育委員会では、史跡の範囲内容確認調査とその現地説明会を中心に普及啓発を続けてきた。昭和63年度には「恭仁宮－15年の調査の歩み－」(Bサイズ6p)を刊行した。恭仁宮の復元図を示すなど、調査成果を広く普及啓発することを目的としたものであった。

平成7年には「恭仁宮～発掘調査20年の成果から～」(A4サイズ6p)を発行するとともに、平成10年には小中学生にむけた「恭仁宮探索ハンドブック～7つの謎の解明にいどむ～」(A5サイズ18p)を配布し、幅広い年齢層への普及啓発活動を行っている。

平成14年度から平成21年度までは、持ち歩くことを意識したA4三つ折りのリーフレット「恭仁宮～天平の都を探る～」を配布するようになった。発掘調査成果の蓄積を受け、平成22年に木津川市が「恭仁宮 よみがえる古代の都」(A5サイズ18p)を刊行した。この冊子には、恭仁宮跡の散策マップが示されており、現地を訪れる来訪者を強く意識したものとなっていた。京都府教育委員会も、調査成果の更新を周知するため「史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）」(A4サイズ4p)と題するパンフレットを平成29年度から継続的に更新し、毎回2000部を配布している。

恭仁宮の発掘調査成果は、財団法人（現公益財団）京都府埋蔵文化財調査研究センターが実施する京都府埋蔵文化財セミナーで公開されてきた。昭和63年度の第45回を皮切りとし、平成12年度の第87回からは毎年発表を行っている。

平成22年度には、山城郷土資料館が秋の特別展として「平城の北 恭仁宮」の展示を行った。これにあわせて同名の冊子(A4サイズ40p)を山城郷土資料館が編集し、平城遷都1300年祭・第26回国民文化祭木津川市実行委員会が発行し、約4000部が配布されている。

令和4年度に、恭仁宮活用整備検討協議会が発足し、恭仁宮整備のあり方についての検討がはじまったことをきっかけに、普及啓発事業の積極的な展開が図られている。京都府教育委員会では、認知度の向上と特別史跡昇格への機運上昇を目的として、普及啓発事業の強化に取り組んでいる。

令和4年度には、府が恭仁宮跡の特設HPを開設したほか、令和5年2月4日（土）には、国立京都国際会館Aホールで恭仁宮フォーラムを開催した（写真6）。パネラーとして上原眞人京都大学名誉教授や瀧浪貞子京都女子大学名誉教授に加え、文化庁文化財第二課長の山下信一郎氏を迎え、さらに直木賞作家の澤田瞳子先生にも登壇いただいた。会場はコロナ禍ということもあり、定員735名に縮小しての募集となったが、締切前に満席となった。このシンポジウムにあわせ「恭仁宮フォーラム」資料(A4サイズ20p)800部と「天平の都・恭仁宮とその時代」(A4サイズ56p)を刊行した。

恭仁宮フォーラムの翌日には、専門職員が案内する恭仁宮跡の現地見学会を実施し、198名の参加を得たほか、コアな歴史ファン以外への訴求を目指したイオンモール高の原での「恭仁宮を体験しよう」イベントは、2日

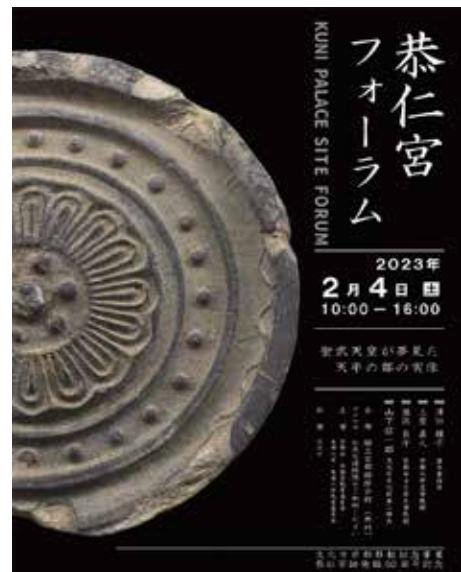


写真6 恭仁宮フォーラムのパンフレット

間で1,200名の参加者を集めた。令和4年度のイベントにあわせ、京都府では恭仁宮跡の特設HPを解説し、情報発信をはじめた（<https://kunikyu.com>）。

さらに、より幅広い層への普及啓発を目的とし、マンガ文化財入門「幻の都 恭仁宮編」を、京都精華大学（京都国際マンガミュージアム）事業推進室の協力を得て、えのきろうちょう先生の作画により作成された。同冊子は、京都府がイベント等で令和6年度までに約8000冊を配布したほか、木津川市内の小学校にも配布した。また、令和5年度には、一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）と京都精華大学の協力を得てマンガの英語版も作成した。

令和5年度から6年度にかけては、京都府立山城郷土資料館での企画展「恭仁宮と神雄寺」展（1,051名）にはじまり、奈良国立博物館「聖地南山城」展（58,559名）や甲賀市の「紫香楽宮と恭仁宮」シンポジウム（200名）、そして京都文化博物館での「恭仁宮展」（11,307名）など、様々な組織や館との連携事業を行ったほか、京都府立図書館でも「恭仁宮跡調査50周年記念」展示を実施した。

また、木津川市では、令和5年度に国の補助事業「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」において、市内小学5・6年生親子を対象に現地見学ツアー「恭仁宮周遊ツアー」及びミニ瓦製作体験を実施した。10組、計19人が参加している。また、海外からの見学者にも対応できるように、史跡地内の説明板を3ヶ国語（英語・中国語・ベトナム語）に翻訳し、現地で読み取るための二次元コードを張り付けている。さらに、市の文化財普及啓発事業として実施している「ふれあい文化講座」と府が聖武天皇に関する都城跡の調査を実施する団体と協力した「史跡恭仁宮跡連続講座」を同時開催として、恭仁宮跡に関する講演会を加茂文化センターで実施した。102人が参加されている。

令和5年12月には、恭仁宮活用整備検討協議会による恭仁宮整備のあり方についての検討材料とするため、WEBアンケートを実施し、その結果は本計画の第8章と第9章に反映されている。

#### （4－5）観光協会・DMO等の取り組み

一般社団法人木津川市観光協会は、JR加茂駅西口を出たところに案内所を設置し、土、日曜日の午前中にはJR加茂駅構内にも案内所を開設し活動している。市観光協会内におかれた木津川アートプロジェクト事務局が、木津川市内の様々な地域を舞台にして開催する「木津川アート」は、平成22年に初めて開催され、恭仁宮跡の所在する瓶原を舞台としても何度も実施された。令和4年度に実施された際には、出土瓦等を展示し、奈良時代のアートとして、好評を博した。一般社団法人木津川市観光協会が開催する木津川市フォトコンテストは、令和4年で13回の開催を迎えており、コンテストへの参加者は、木津川市内の様々なスポットを題材とするが、恭仁宮大極殿跡や、山城国分寺塔跡での写真が入選することも多く、



写真7 恭仁宮Wabisabi Experience

恭仁宮跡を訪れるきっかけにもなっている。

一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）も、恭仁宮跡とその周辺でのイベントを開催している。特に、令和5年度は、「恭仁宮Wabisabi Experience」と題し、恭仁宮跡でのお茶体験を実施した（写真7）。京都府教育委員会も展示解説や現地案内などで協力し、普及啓発の幅を広げた。また、一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）が近畿日本ツーリストと協力し、京都府南部の寺社見学と恭仁宮跡の発掘調査を体験するツアーを企画し販売したところ、関東地方や山陰地方からの参加があるなど、コンテンツとしての潜在力が高いことが確認できた。

令和6年度には、クラブツーリズムが難波宮跡の側にある大阪歴史博物館と連携し、学芸員がガイドを行う恭仁宮から紫香楽宮ツアーを実施するなど、恭仁宮への注目度が高まっている。



写真8 お茶の京都DMO主催の体験発掘

#### （4－6）文化観光

恭仁宮跡の周辺には、覚真（慈心上人）による大井手用水や明治政府に招かれて河川改修を行ったヨハニス・デ・レーケの指導により建設された堰堤などがあり、幅広い時代の歴史を体験することができる。恭仁宮跡の所在する木津川市加茂町には、海住山寺や淨瑠璃寺などの文化観光資源があり、当尾には広範囲に磨崖仏が分布することが知られるほか、明治31年（1898）に開業した大仏鉄道の遺構も残されている。木津川市全域に目を向けると、恭仁宮跡とその周辺の時代に関連するものとして、高麗寺跡や神雄寺跡、泉橋寺などがあり、奈良との境には、奈良山瓦窯跡が展開している。それ以外にも、椿井大塚山古墳や、鹿背山城跡など、多様な時代の歴史を知ることができる。

木津川市の周辺には、和束町、笠置町、南山城村が所在する。いずれもお茶の産地として知られ、日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」の構成自治体でもあるほか、自然景観を活かしたボルダリングやカヌーなどのスポーツアクティビティなどのために来訪する人も多い。

笠置町には、国指定の名勝笠置山があり、和束町と宇治田原町の間に位置する鷺峰山にも国指定史跡金胎寺境内があるほか、和束町の茶畑が重要文化的景観の選定も目指しているなど、それぞれに魅力のある地域といえる。

### （5）整備の現状

#### （5－1）遺構の整備

現状では、遺構表示等の整備を実施した箇所はないが、大極殿基壇跡や国分寺塔跡は、奈良時代の礎石が据えられたままの状態で地上に顕在化しており、現物が露出展示されている状況となっている。

木津川市が公有化を進めた土地のうち、大極殿院東半エリアについては、文化財の理解及び市民のふれあいの場として活用するため、木津川市が仮整備を行い、広場となっている。

### (5-2) 史跡標柱

現在、史跡恭仁宮跡もしくは山城国分寺跡と記載のある標柱は4種類が5ヶ所に設置されている。

#### ①「恭仁京大極殿址」標柱（写真9）

基壇の東南隅にある高さ155cmの石碑で、側面に「大正十二年十一月十一日建文學博士内藤虎次郎敬書」、裏面に「恭仁校同窓會建之岩田岩吉寄贈」とある。この石碑は、昭和16年の聖蹟保存事業完了後の写真にも写っていることが確認されている。題字は内藤虎次郎（湖南）の揮毫によるもので、この石碑の題字となったと考えられる書が恭仁小学校に掛け軸として残されている。

#### ②「恭仁宮大極殿址」標柱（写真10）

大極殿基壇下にあり、恭仁小学校との間に建てられている高さ190cmの石碑。裏面に「昭和四年春稟 京都三宅安兵衛遺志建之」とある。昭和52年に撮影された写真では、国分寺塔跡の基壇上に設置されている。「大極殿」の石碑が塔跡に設置されていることから、大極殿跡に建柱するため文化庁と協議したが、既に3本の石柱があることにより見送られ、基壇上に数十年横倒しにされていたが、土地所有者により基壇と小学校敷地との隙間に設置された経緯がある。

#### ③「山城國分寺址 舊恭仁宮址」標柱（写真11）

大極殿跡の中央に位置しており、3m四方の基壇を有する。標柱部分だけで高さ250cmのもので、現在置かれている標柱の中で最も大きい。裏面には「昭和十六年京都府建立」とある。昭和16年の聖蹟保存事業で瓶原村役場や国分寺建物が移動及び取り壊された後に設置されたものとみられる。「山城國分寺址 舊恭仁宮址」標柱



写真9 「恭仁京大極殿址」標柱



写真10 「恭仁宮大極殿址」標柱



写真11 「山城國分寺址 舊恭仁宮址」標柱

「舊恭仁宮跡」は、大正13年4月に仮指定された際の名称である。

#### ④「史跡山城国分寺跡」(写真12・13)

大極殿跡の北西と、国分寺塔跡の基壇上に設置されている高さ195cmの標柱。裏面「文化財保護委員会・管理団体加茂町」、側面「昭和三十二年七月一日指定 昭和三十七年四月建設」とあることから、指定を受けて設置された正式な史跡標識と考えられる。



写真12 「史跡山城国分寺跡」標柱（大極殿基壇）

#### (5-3) 史跡説明板

史跡の理解をうながすための説明板が、木津川市によって3ヶ所に設置されている。

大極殿基壇跡の東側に置かれた「恭仁宮大極殿と山城国分寺跡」の説明板は、内容を読む上での支障はないが、フレーム部分が木製のため、損傷が進んでいる（写真14）。内容は、恭仁宮跡と山城国分寺跡の概説となっている。

塔跡には、「史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）」の説明板が置かれている。フレームと説明板はいずれもアルミ製で、現状でも良好な状態を保っている（写真15）。内容は、恭仁宮と山城国分寺の概説と、七重塔の説明となっている。

内裏地区に置かれた「史跡恭仁宮跡内裏地区」の説明板もフレームはアルミ製で現状でも良好な状態を保っている（写真16）。恭仁宮跡の平面図とともに、内裏が2つあることを簡潔に説明する内容となっている。なお、七重塔と内裏地区の説明板については、令和4・5年度に地域の特色ある埋蔵文化財活用事業において、3ヶ国語（英語・中国語・ベトナム語）に翻訳し、現地で読み取るための二次元コードを張り付けている。



写真13 「史跡山城国分寺跡」標柱（塔基壇）



写真14 史跡説明板（大極殿基壇跡東）



写真15 史跡説明板（塔跡）

#### (5-4) ガイダンス施設

現在、恭仁宮跡のガイダンス機能は、くにのみや学習館が担っている。くにのみや学習館は、統廃合により閉園となった旧恭仁保育園の建物を、平成21年度に(財)宝くじ協会助成金事業を活用して、改装したものである。

建物は、昭和51年築の鉄骨平屋建てで、8部屋に分かれており、エントランス兼DVD視聴室と展示室の2室が、ガイダンス機能を担っている。いずれも約40m<sup>2</sup>の広さである。管理は、木津川市の委託を受けて、瓶原まちづくり協議会が担っている。

#### (5-5) 便益施設

史跡見学のための園路は未整備で、住民の生活道路を使って史跡地内を散策している。交通量は多くないが、歩道がないため、恭仁小学校前の市道加1-2号線にグリーンラインを設置し、自動車等に通学路であることを視覚的に認識させている。来訪者と住民の双方が注意しなければならない状況である。

来訪者が常時利用できるトイレは、くにのみや学習館敷地に設置されている屋外トイレに限られている（写真17）。トイレは男女別となっているが、それぞれ1基のみである。学習館が開館している時間帯は、館内のトイレを使用することも可能である。男女別のトイレのほかに多目的トイレも設けられている。

ベンチは、4ヶ所に設置されている。大極殿院地区（写真20）には、東側に木材半截型（コンクリート製、茶色）のベンチが3ヶ所（6基）、長椅子型（プラスチック製、青色）のベンチが1ヶ所（2基）が設置されている（写真18）。このほか、大極殿院地区の旧御靈神社参道付近に木材半截型ベンチ（木製）が2ヶ所置かれており（写真19）、内裏地区にはコミュ



写真16 史跡説明板（内裏西地区）



写真17 屋外トイレ



写真18 ベンチ（大極殿院地区）



写真19 ベンチ（大極殿院地区付近）

ニティバス「恭仁宮跡北」バス停付近に、長椅子型（プラスチック製、青色）のベンチが1ヶ所（2基）置かれている（写真21）。これとは別に大極殿院跡の基壇上にある現国分寺金堂前に陶器製のテーブルと椅子2基が置かれている（写真22）。

### （5－6）案内表示

指定地内の案内表示は、大きくわけて①文化財への道標、②日本遺産に関するもの、③地域にとって必要な道標に分けられる。

①は、海住山寺や恭仁神社などの社寺とともに、大井手用水やデ・レーヶ堰堤などへ案内するものがある。内裏地区のものは、木製の「登大路区掲示板」の下部を利用したもので、①と③が共存している。くにのみや学習館東には「恭仁京大極殿跡」と「海住山寺」を案内する擬木製の案内表示がある。

②は、高さ約30cmのスチール製で、緑色を基調としたデザインで統一されている。日本遺産のマークとともに、海住山寺や文化財整理保管センター分室、JR加茂駅などの方向を示す。トイレ表示もあり、コンパクトながら機能性の高いものとなっている。



写真20 ベンチ（大極殿院地区）



写真21 ベンチ（バス停付近）



写真22 テーブルと椅子（大極殿基壇上）

## 第4章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の本質的価値

### （1）史跡の本質的価値の明示

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）は、天平12年（740）に聖武天皇によって造営が開始された都城跡と天平18年（746）に大極殿が国分寺金堂に施入された寺院跡が重複する奈良時代の遺跡である。

恭仁宮に都が置かれた期間は、天平12年（740）12月の恭仁京遷都から、天平16年（744）正月の廃都までの約3年間であるが、天皇が東国行幸から平城京に戻らず、直接恭仁宮が位置する瓶原に入ったという、山背国に造営された初めての都城である。また、聖武天皇が進めた仏教による國家安泰を目指す施策として象徴的な国分寺・国分尼寺建立の詔が発せられた地であることや、紫香楽宮までの東北道を開き、行基とともに大仏造営という国家事業を実現するための都であるとともに、当時の大和国と山背国との関係性や、還都後の平城宮の構造、政務や各儀式の変遷など都城形成の画期を考えるうえできわめて重要な遺跡である。また、大極殿基壇跡の発掘調査成果が、平城宮大極殿復元の根拠となるなど奈良時代の遺構を地表面上で確認できる希少な遺跡でもある。

山城国分寺は、宮跡中心部を転用する形で、七重塔も建立する東西約275m、南北約330mという広い寺域を有する寺院であった。造営後は、順調に運営されていたであろうが、鎌倉時代以降には勢力も衰え、境内地は徐々に田畠などに改変されていったとみられる。

上記のとおり遷都から廃都までの約3年及び山城国分寺が廃絶する中世までが本質的な価値をもつ時間軸であると考えられるが、それにとどまらず、恭仁宮跡（山城国分寺跡）は平面的な広がりを有する瓶原に位置することから、上記以外においても、前後の歴史的経過の中で形成された遺構や地域景観も本質的な価値に準ずるものである。

本質的価値は、具体的には、歴史的経過の中で形成された遺跡として、地下遺構と地表面上で確認できる遺構及び出土遺物に大別できる。

#### ①地下遺構

恭仁宮跡と重複または上層に存在する山城国分寺の遺跡は、本質的価値を有するが、国分寺衰退とともに形成されていった中世土豪の居館とみられる瓶原城跡の遺跡も該当する。

#### ②地表面上に確認できる遺構

恭仁宮造成時の盛土による整地層や段地形、山城国分寺造営時も含めた造成の名残りを残す田畠畦畔の形状をはじめ、鎌倉時代に覚真（慈心上人）により開削された大井手用水や、瓶原城跡の空堀、土塁の他、江戸時代に例幣使料が設置されたことを示す例幣使料傍示石、さらに瓶原の中心地に立地する恭仁小学校や移設された礎石など、中世から近代にかけて形成されてきた農地や大井手用水（千本杭）より下流の農業用水路を含む農村景観も史跡を取り巻く環境の一部であり、重要な視点であると考える。

次に、空間的な広がりとして、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）は単独で存在したものではない。

恭仁宮に関連する要素として、恭仁京城をはじめ、『続日本紀』に記載された石原宮、瓊原離宮、城北苑、恭仁京東北道などがある。また、山城国分寺に関連する要素として山城国分尼寺があり、さらに宮や国分寺造営に関わった各種工房なども関連する諸要素である。

失われてしまったものとして、既に存在しない大極殿や内裏建物、あるいは恭仁京遷都後に発布された詔や各種行事、宴、聖武天皇をはじめとした人々などの歴史的・人文的事象も史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)を価値づける要素に位置づけることができる。

### (1-1) 恭仁宮跡の地下遺構

恭仁宮跡の位置する瓶原は、加茂盆地の三上山（標高473.1m）南麓に形成された緩やかな扇状地、砂礫台地Ⅱ、低位段丘（5万分の1都道府県土地分類基本調査（大阪東北部・奈良・上野）国土交通省）にまたがって立地している。恭仁宮跡が立地する地形をみると、北西部の標高73m付近から緩やかに南西に地形が傾斜している。おおむね南方向に舌状に延びる微高地の中央東西幅約270m、南北長約500mの傾斜する平坦地に、大極殿院・朝堂院・朝集院といった宮の中核施設が配置されている。大極殿院の北方はやや傾斜が急になるが、この部分に東西2ヶ所の内裏区画が配置され、宮の四周を取り囲む大垣は、北面は北西の標高70mから北東の標高55m付近まで傾斜をもって配置される。東面は北端の標高55mから南端の標高50mにかけて、南面は中央が標高約50m、東端が標高50mとほぼ水平であるのに対し、西端は標高39m付近とかなりの傾斜をもつ。西面大垣については、恭仁宮跡西辺に沿って、大谷川が形成した谷地形が入り込んでおり、全面的な施工がなされていたかどうか疑わしい。なお、宮北西部に北東から流れ込む河川が存在するが、これは中世に覚真（慈心上人）が開削したと伝わる大井手用水である。

恭仁宮跡を構成する遺構として、これまで、大極殿院、朝堂院地区、朝集院地区、内裏東区画、内裏西区画の宮中枢の施設、大極殿院西方官衙地区、宮南東官衙地区などの宮内官衙群、南面・北面・西面・東面の宮大垣、宮城門としての東面南門が確認されている。

各遺構の概略は以下のとおりである。

#### ① 大極殿院

##### ①-1 大極殿跡

大極殿院は恭仁宮跡の中心に位置する。これまでの調査により、大極殿基壇及び大極殿跡(SB5100)、大極殿院西面回廊跡(SC0601)、同北面回廊跡(SC0701)、同東面回廊足場穴遺構(SA5301・SA5302)が確認されている。大極殿院の南面回廊については明確な遺構が確認されていないが、西面回廊に伴うとみられる整地層(SX11201・SX12101)が後述する朝堂院北面塀に近接して確認されている。また、大極殿基壇の南に位置する恭仁小学校校庭南側に約1.5mの段となって落ちる地形がみられ、この辺りが龍尾壇跡(SX10101)あるいは大極殿院南限の段差である可能性が指摘されている。

大極殿は、平城宮第一次大極殿を移築したものであり、南北4間・東西9間の礎石建物である。大極殿跡礎石は2ヶ所が造営当初のまま遺存しており、移動させられているが基壇上に残された2基の礎石も大極殿建物跡の礎石と判断されている。礎石の据え付け方法については亀

腹状に版築盛土を施し、その上面に礎石を据え付ける手法と、礎石据え付け穴を掘削し、礎石を据え付ける手法の2種類があると調査結果から報告されている。また、この調査結果は、平城の第1次大極殿復元の基礎資料となっている。

大極殿基壇は盛土により造成され、発掘調査から南北それぞれ3ヶ所の階段をもつものと考えられている。発掘調査により確認された基壇表装は瓦積であるが、これは国分寺施入以降のものである可能性が指摘されており、恭仁宮期の大極殿基壇外装については不明である。大極殿基壇に付随する階段についても南面中央階段が確認されているが、袖石・踏石とも自然石を用いたものであり、そのしつらえは後世の改修による可能性が指摘されている。また、報告書掲載写真では、階段の最下段に埠が用いられている状況が写るが、報告書本文ではこの点について触れられていない。また、近接して北側に設けられたトレンチIK19B-sでは、「凝灰岩の葛石」が出土していると記載されている（報告Ⅱ p 39）が、この凝灰岩が何に由来するものか考察されていない。

このように恭仁宮大極殿基壇は後世に山城国分寺に施入された経緯があることもあるって、造営当初の形態について明確にされていないことが調査・研究上の課題としてあげられる。

#### ①－2 大極殿院回廊跡

大極殿を囲繞する回廊についても、平城宮第一次大極殿院から移築したものであることが判明している。西面跡・北面跡については回廊に伴う礎石の据え付け痕が確認されているが、東面跡で確認された遺構については回廊建築時の足場穴跡と推定される。そのため、現状では大極殿中央から対称になるものとして復元されている。

遺構として確認されている回廊は西面回廊跡（SC0601）及び北面回廊跡（SC7001）である。回廊の構造は、平城宮第一次大極殿同様中央に築地をもつ複廊の構造であり、SC0601は、北西隅から南に9間分が確認されている。礎石据え付け痕から礎石建であることは確実であるが、基壇の有無や外装については詳細不明である。この調査では、礎石据え付け痕から西へ約1.5mの位置に幅0.5m～1.0mの南北方向の残存深さ0.1mの素掘り溝が確認されている。この溝の性格については明言されていないが、築地回廊基壇が削平されていることを考慮すれば、雨落ち溝ではなく、基壇化粧石の据付溝の可能性が高いものと判断される。SC7001は東西方向に配置された礎石抜き取り痕跡を5基検出している。外側柱列をSA0701、内側柱列をSA0702とし、墀を中心に設けてそれぞれの梁行が12尺で割り付けられ、SC7001とSA0701に沿って東西方向の幅0.7から0.9mを測る総延長6.6mに及ぶ溝跡（SD0701）も確認している。

大極殿院回廊の南辺の構造や、朝堂院北辺墀との取り付きについては、これまでの調査においても確認されていない。ただし、西面回廊に伴うとみられる整地地業が朝堂院北辺よりさらに南に及んでいることから、朝堂院北辺まで回廊が存在した可能性は高い。大極殿院南面回廊については、これまで関連する遺構が確認されておらず、復元の手がかりがない。ただし後述する朝堂院北辺が大極殿院の南面を兼ねていた可能性は考えられる。

以上のように、大極殿院回廊については、明確な遺構が北西部でしか確認されておらず、この部分から全体を復元せざるを得ないのが調査・研究上の課題といえる。

### ①－3 恭仁小学校校庭南側土壇

大極殿基壇南に位置する恭仁小学校は、校庭南側に約1.5mの段差をもっている。従来この段差が恭仁宮大極殿院の南限あるいは龍尾壇の段差を示す可能性が指摘されてきた。しかしながら発掘調査を実施するためには、学校との調整が必要となるため、これまでの調査では小規模なトレンチIL23G-sを設定するに留まっている。狭小なトレンチ調査であったこともあり、土壇の形成が中世以前に遡ることは明らかになったが、外装の有無などについての知見を得ることがかなわなかった。そのため、この土壇（段差）については、龍尾壇（平城宮における埠積壇）であるかどうか明らかではない。

### ①－4 後殿

平城宮第一次大極殿には後殿が付随している。恭仁宮においても後殿が存在する可能性が指摘され、そのためにトレンチを設定し、調査が実施されている。後殿の礎石据付痕の可能性がある土色変化が確認されたものの、確定するには至っていない。

### ①－5 大極殿院内部空間

大極殿院は、平安時代の事例から、即位・朝賀の儀式では大極殿に天皇、皇后、女官、侍従など限られた者が座し、皇太子、大臣は大極殿前庭の仮設建物に、それ以外の官人は朝堂院朝庭に列立した。また、海外からの使節から上表を受ける蕃客辞見において、使節は大極殿院には入らず朝堂院朝庭で上表し、官人が天皇に取り次いだと考えられている。

その他、政務報告に該当する告朔では、朝堂院で各官司ごとに告朔を行い、その後に大極殿の天皇が大極殿前庭で告朔の公文函を納める様子を見る儀式とされる。一方、恭仁宮では、天平13年1月16日に大極殿に御して宴を百官の主典以上に賜うとある。この時点で恭仁宮の大極殿院は完成していないものの、宴を行う場所として記載されていることは注目される。

このような儀礼的な空間としての大極殿院は宮の本質的な存在と言うことができる。

## ②朝堂院地区

朝堂院地区については、大極殿院の南に位置し四面を掘立柱塀で区画された空間である。規模は東西395尺、南北335尺であることが調査により確定したが、第一次平城宮東区朝堂院や長岡宮跡と比較しても規模が小さい。朝堂院区画内部の施設は、天平13・14年の元日朝賀の儀に用いられた幢旗遺構（SX15400）と掘立柱建物（SB11000）が検出されている。朝堂の建物はSB11000のみとせざるを得ないが、梁間4間、桁行7間の高床式建物で他に例のない構造であり、朝堂院区画の中に同規模の建物を割り付けると4棟存在することになるが現在のところ詳細は不明である。

### ②－1 朝堂院区画塀跡

北面掘立柱塀（SA18001・SA19001）の延長距離は117.277m、南面掘立柱塀（SA0901・SA20001）の延長距離は116.541m、西面掘立柱塀（SA0902）の延長距離は98.996m、東面掘立柱塀（SA5501）の延長距離は98.726mを測る。瓦などの出土遺物が少なく、掘立柱塀と門の屋根は、瓦葺きではない可能性が高い。

## ②－2 朝堂院北門跡

朝堂院北門（SX19000）を境に東部掘立柱塙（SA18001）と西部掘立柱塙（SA19001）としており、掘立柱の一本柱塙は10尺等間で柱穴が並ぶが、SA18001の西端柱穴とSA19001の東端柱穴との間には、約10.4m（約35尺）の距離がある。これは朝堂院区画の北門を構成している可能性が高い。

## ②－3 朝堂院南門跡

朝堂院南門（SB14000）は、朝堂院南面中央付近で検出された一本柱塙の柱穴が中央間18尺、東西両脇間15尺、全長48尺の三間門に復元されている。

## ②－4 掘立柱建物跡（SB11000）

掘立柱建物跡は朝堂院南西部で、南北に連なる東西棟の掘立柱建物跡2棟を検出した。北側建物（SB11000）は南北4間×東西7間で、各柱穴は10尺等間に配置される。

## ②－5 掘立柱建物跡（SB12000）

掘立柱建物跡はSB11000から10尺南に小型柱穴からなる建物跡で、主軸方向はSB11000に近いことから同時期に併存した建物と考えられる。規模は南北1間×東西8間で通常の用途には適さず、仮設的な建物と考えられる。

## ②－6 幢旗遺構

幢旗遺構（SX15000）は朝堂院中央南部に位置する3基の柱穴（SX15401・15402・15403）から構成される遺構で、恭仁宮整地層上面で検出されている。各柱穴は東西に長い楕円形を呈し、東西約3.0m、南北約1.0mを測り、それぞれ3つ柱痕を有する。各柱穴はほぼ正方位に並び、約18尺の等間隔で東西に並ぶ。朝堂院地区中軸付近で折り返すと7基の柱穴が一直線に並ぶことが想定される。主柱が中央に位置し両脇に袖柱が付随する柱穴の構造、7基の柱穴が東西南向に直線状に並ぶ配列は、平城宮跡や長岡宮跡で見つかっている幢旗遺構と推定できる。SX15401は白虎旗、SX15402は玄武旗、SX15403は月像旗に同定されている。『続日本紀』大宝元年（701）元旦朝賀での幢旗について以下のとおり記述されている。「大宝元年春正月乙亥朔。天皇御大極殿受朝。其儀、於正門樹鳥形幢。左日像・青竜・朱雀幡。右月像・玄武・白虎幡。蕃夷使者、陳列左右。文物之儀。於是備矣。」

## ②－7 朝堂院内部空間

朝堂院地区は掘立柱塙により区画され、2棟の東西棟建物が確認されている。朝堂院は役人が執務を執り行う他、儀礼空間にもなる場所である。しかし、恭仁宮の場合、大極殿が完成するまでの天平13・14年の元旦朝賀の儀において幢旗を立てる仮会場として使用されている他、天平16年（744）の正月には五位以上を朝堂において饗應することや、百官を集めて恭仁・難波のどちらを都にするか問う会場として朝堂が使用されていることは注目される。天平16年は前年末に恭仁宮造営を停止した後であるにもかかわらず、宴を行う内裏や大安殿と類似する用途空間として朝堂を使用しており、恭仁宮の特異性を示す記事と考えられる。

### ③朝集院地区

朝集院地区は、朝堂院地区の南に接する四面を掘立柱塀で区画された空間である。調査の結果、朝集院地区と朝堂院地区を比較すると、東西長は朝堂院390尺に対して朝集院450尺、南北長は朝堂院335尺に対して390尺を測る。区画内において建物跡は確認されておらず、今後の調査・研究上の課題である。

#### ③－1 朝集院区画塀跡

朝集院区画塀について、北面掘立柱塀跡（SA0901・SA20001）の延長距離は134.7m、南面掘立柱塀跡（SA8901）の延長距離は133.7m、西面掘立柱塀跡（SA5901）の延長距離は125.8m、東面掘立柱塀跡（SA16001）の延長距離は124.8mを測る。瓦などの出土遺物が少なく、掘立柱塀と門の屋根は瓦葺きではない可能性が高い。

#### ③－2 朝集院内部空間

朝集院は掘立柱塀により区画され、建物は確認できていない。朝集院は役人が執務を執り行う前に準備する場所であり、大極殿や朝堂院のように儀礼空間にはなり得ないと考える。しかし、区画規模が朝堂院より大きい理由が見当たらない。朝集院に関する記録等も見当たらないことから、区画内の実態解明が今後の調査・研究上の課題である。

### ④内裏地区

内裏区画は、東西二つの内裏から形成されており、平城宮や長岡宮には見られない恭仁宮跡を特徴づける相当施設となっている。四周を囲繞する区画塀と、区画内に建てられた建物群から構成されている。

#### ④－1 内裏東区画塀跡

内裏東地区を区画する塀は、東西及び南辺を築地塀、北辺を掘立柱塀で区画することが確認されている。

#### ④－2 内裏東区画掘立柱建物跡

内裏東区画の建物跡は、3棟（SB5501・SB5507・SB6102）が確認されている。SB5501は、区画の中央付近に位置する東西棟四面庇付き建物である。梁間4間、桁行7間で柱間寸法10尺等間を測る。次のSB5507と同規模で柱筋も揃えられており、南北に2棟の大型建物が並び建つ状況であり、この建物が内裏東地区の中心的建物となると考えられている。SB6102は区画の北西側に位置し、東西2間以上×南北2間の東西棟建物であり建物の西端部を確認している。柱間寸法は10尺等間を測り、簡易な庇付き建物であった。

以上のように2棟の掘立柱建物の存在は明らかであるが、SB5507は一部しか確認されておらず、SB5501と同様に四面庇付き建物になる可能性もある他、区画内の南部は未調査部分が多く、その他施設が不明な点や掘立柱塀と築地塀の接合方法など、不明な点も多く残されているのが調査・研究上の課題である。

#### ④－3 内裏西区画塀跡

内裏西地区の区画は、四面を掘立柱塀としている。また、南西隅及び北東隅を確認しており、

南北約127.4m、東西約97.9mの範囲が確認されている。掘立柱の柱掘形は一辺90～140cmの方形で、10尺等間で並ぶ。区画塀の中には柱間が15尺の地点があり、南辺で1ヶ所、西辺で2ヶ所ある。それぞれ門的な施設と考えられているが、北辺は南辺と同位置に15尺分を取っていないため、門が開くかどうか不明である。

#### ④-4 内裏西区画掘立柱建物跡

内裏西地区の建物跡は、3棟（SB5303・SB6101・SB5801）が確認されている。SB5303は区画の中央南寄りに位置し、東西棟の2面庇建物である。梁間5間、桁行4間で柱間寸法は10尺等間を測る。また、この建物の東側にSB5304との間を繋ぐように廊状の施設（SC5301）3間分が確認されている。SB6101は、区画の北寄りに位置する南北棟の庇付き建物である。その一部が検出されており、東西方向に庇が付き、東辺において桁行7尺にわたって張り出す木階が確認されている。梁間4間、桁行7間の切妻建物が想定され10尺等間を測る。SB5801は、区画の中央東寄りに位置する南北棟建物である。南北3間以上×東西3間の規模を有し、西側に庇を持つ。柱間は10尺等間を測る。

以上のように3棟の掘立柱建物の存在は明らかであるが、各建物の全体規模のほか、未確認の建物や建物に付随する廊状施設など、不明な点が多く残されているのが調査・研究上の課題である。

### ⑤宮大垣

宮大垣は、四至を囲繞する施設であり、恭仁宮跡では築地塀と考えられている。広大な宮域周囲のうち、調査が実施されたのはわずかな部分であり、主に宮の四至を確定することを目的にトレントチが設定されている。また、大垣に伴う施設として築地及び築地両側溝のほか、宮城門が確認されている。宮城門は、東面大垣の南東部に位置しているため、東面南門（SB9200）と呼称されている。しかし、存在したことが想定されるものの未確認である朱雀門や各大垣宮城門の実態、東面大垣が東に振れる原因など、不明な点が多く残されているのが調査・研究上の課題である。

#### ⑤-1 北面大垣跡

北面大垣跡（SA9300）は中央部及び東半部で確認されており、西端部での遺構は確認できていない。中央部では2条の東西溝に挟まれた大垣築地を検出している。規模は南北約5m、高さは最も良く残る部分で約70cmを測る。中央部の西側においても大垣の一部と南側溝跡を確認している。大垣基底部の検出幅は40cm、版築とも考えられたが地山を削り出したもので、南側溝底部には瓦が転落した状態で出土している。

#### ⑤-2 東面大垣跡

東面大垣跡（SA9100）は大きく東面南門・宮南東隅部分・想定東面北門部分・宮北東隅部分の4地点に分けることができる。

東面南門は、南北3間×東西2間の南北棟礎石建物が確認されているが、遺存状況は極めて悪く、礎石抜き取り穴が12ヶ所確認されたが、根石の遺存が確認できた箇所は9ヶ所にとどまる。基壇も削平を大きく受けており、規模は南北10m、東西8m程度であった。建物規模は

東西4.2m×南北7.2mに復元でき、八脚門と推定されている。

宮南東隅部分は、大垣にともなう両雨落ち溝間が約14m、大垣本体（基底部幅約2.7mと想定）が西側溝に接して構築されていれば、東側溝との間に幅約10mの塙地相当部分を想定できる。

#### ⑤－3 西面大垣跡

西面大垣跡（SA9600）については、南西部で発掘調査が実施され、延長約45mにわたり大垣跡を確認している。基底部幅4.5m、高さ約0.6mを測る。南西隅部分で延長約6.5mの石垣も検出されているが、北側延長部での確実な遺構検出例はない。MD07T-sにおいて検出された溝跡 SD9501 埋土から恭仁宮期の遺物が出土しているものの、大垣を構成する遺構と判断されるに至っていない。南西部の大垣を北に延長した部分は、大井谷川の形成した谷地形に相当している。

大井谷川上流には、デ・レーケ堰堤と称される砂防堰堤が存在する。瓶原には和束川、蛇吉川、青木谷川、大井谷川などが存在するが、昭和28年8月の南山城水害では、各河川が土石流を発生させ大きな被害をもたらしている。

このような状況から、西面大垣については後世の削平が著しい可能性が高い。今後とも継続した調査を実施する事が望まれる。

#### ⑤－4 南面大垣跡

南面大垣跡（SA9000）は西面大垣跡と接続する隅部分での大垣基壇、石組を検出しているほか、狭小なトレンチではあるが中央付近において、大垣にともなう南北側溝跡を確認している。

南面大垣と西面大垣の接続する隅部分においては、延長約10mにわたり大垣基壇を確認しており、基壇幅約9.0m、上面幅約6.0m、高さ約1.2mに復元できる。石組は延長5.5mを測り、宮内側は緩やかな傾斜面となり、池状遺構（SG9608）と接する。宮南面大路側は自然石を石垣状に積み上げ、基壇は版築によって築かれている。

中央付近の南北側溝跡は宮中軸線を挟んで東西に4ヶ所（SD8906・SD8908・SD9005・SD9008）確認している。SD8906は幅約1.3m、深さ約50cmのU字溝である。この側溝を延長するとSD9008と繋がる。また、北側溝であるSD8908は幅約2.0m、深さ約60cmを測り、西に延長するとSD9005と繋がる。北側溝は南面大垣に近接して掘削されているが、南側溝は大垣との間に幅約12mの塙地相当部分が想定できる。これは東面大垣の幅約10mの塙地相当部分と同じである。

### （1－2）山城国分寺跡の地下遺構

山城国分寺跡は、昭和32年の史跡指定の後、昭和40年代の高度経済成長期を迎えると、地元から小学校のプール整備、町道の拡幅など生活環境整備の要望、あるいは国道163号整備とともに住宅建設等の開発行為など、遺跡に対する開発圧が高まり、それに対して史跡の現状変更には厳しい制限がなされた。地元からの要望を受けて開始した史跡の発掘調査ではあったが、山城国分寺跡は恭仁宮跡と重複する遺跡であることから、恭仁宮跡の範囲と実態解明を主眼にする調査が先行し、山城国分寺跡の調査は後にまわされる傾向にある。金堂跡や塔跡、四方を囲む築地跡、

南大門の様子は確認でき、寺域内の僧坊等建物や築地に伴う門跡の現状は、田畠の畦畔もしくは市道や里道部分の地下に残存し、当初の史跡指定範囲とほぼ合致するが、不明な点も多く残されていることが調査・研究上の課題である。

#### ①山城国分寺金堂跡

金堂跡は、恭仁宮廢都後、天平18年（746）に大極殿が国分寺に施入され金堂に転用したものである。礎石や柱などは大極殿のものを使用していたと考えられるが、瓦については国分寺のために製作したものも使用している。礎石等に関する解説は大極殿の項目と同じであり省略する。

#### ②山城国分寺塔跡

塔跡には現在、心礎を含めて15の礎石が残存する。礎石は花崗岩製で、側柱の南東隅とその北側の2ヶ所が既に失われている。各礎石には柱座及びその中央には、ほぞが造り出され、側柱礎石には地覆も造り出されている。調査の結果、100尺四方の塔院が形成されていたことも判明している。調査により出土した瓦から、塔基壇の補修は平安時代前期頃と推定されている。

#### ③山城国分寺掘立柱建物跡

金堂の背後において掘立柱建物が西部（SB5301・SB5305・SB5306・SB5310・SB5601・SB5602）と東部（SB5502・SB5506・SB5508）で検出されている。また、東部では礎石建物跡（SB99401）も検出されている。国分寺建物跡は、恭仁宮内裏地区の調査で検出されており、内裏建物遺構と重なっているため、切り合い関係や柱穴規模等により山城国分寺建物と判断している。西部の建物について、SB5301とSB5310は内裏西区画建物SB5303と重なって検出されている。SB5301は東西5間×南北2間の掘立柱建物で、東西12.5m、南北4.6mの東西棟、SB5310は一辺2.0m四方の小規模な建物である。SB5305とSB5306は内裏西区画建物SB5303の西側で検出されている。SB5305は東西2間で南北は未確認の南北棟建物、SB5306は東西4m以上×南北6m以上の建物である。SB5601とSB5602は内裏西区画堀南西隅部分において区画堀柱穴と重なって検出され、南北に平行に並ぶ建物である。SB5601は東西5間以上×南北2間の掘立柱建物で東西14.0m以上、南北6.0mの東西棟、SB5602は東西3間以上×南北2間の掘立柱建物で東西9.8m以上、南北5.8mの東西棟である。東部の建物については全ての建物跡が内裏東区画建物SB5501と重なるもしくは周辺に位置している。SB5502は東西4間以上×南北2間以上の掘立柱建物で東西10m以上、南北5m以上、SB5506は東西4間×南北3間以上の掘立柱建物で東西10m、南北5m以上、SB5508は東西1間×南北2間の掘立柱建物で東西3m、南北4mの小規模な建物跡である。SB99401は東西5間×南北4間で南北庇付きの東西建物跡である。

#### ④山城国分寺南大門跡

南大門跡は、金堂跡の南約140mの地点で南大門基壇周囲の溝跡（SD5501）を検出している。発掘調査では、後世の削平により地山に掘り込まれた直角に折れる幅30cmのSD5501を検出しただけであり、2間×5間の門を想定している。

#### ⑤山城国分寺築地跡

山城国分寺の築地跡は四面において築地あるいは築地に伴う側溝跡が検出され、東西約270m（2.5町）、南北約330m（3町）の寺域であることが判明している。従来築地の廃絶時期は平安時

代末期頃から鎌倉時代頃と考えられていたが、西面築地跡の発掘調査では側溝跡内から奈良時代末期の遺物が出土したことから、この時期には山城国分寺の寺域外周の維持管理はされず衰微していった可能性も考えられている。

#### ⑤－1 北面築地跡

北面築地跡は表土直下において帯状に瓦が南側溝跡（SD5907）に堆積する状況を検出した。また、SD5907から北方約3mに北側溝跡（SD5908）も検出された。両側溝跡の間約3m幅が北面築地基底部幅となり、出土遺物は奈良時代以降の遺物は含まれていないことから、北面築地は平安時代末から鎌倉時代に廃絶時期を比定している。

#### ⑤－2 東面築地跡

東面築地跡（SA5401）が検出された発掘調査は、個人住宅改築を目的とする史跡現状変更にともなう調査で実施された。調査の結果、西側溝跡（SD5410）の南北に広がる集積された瓦とSD5410から約3.0m東方においても東側溝跡（SD5409）が検出されている。両側溝跡の間約3.0m幅が東面築地基底部幅となり、出土遺物は山城国分寺で使用された瓦と鎌倉時代前期の土器が出土していることから、この時期を東面築地の廃絶時期に比定している。

#### ⑤－3 西面築地跡

西面築地跡の発掘調査2ヶ所（トレンチIP22M-s・HT24T-s）で実施している。どちらの調査も史跡山城国分寺跡の指定範囲より西方外側となり、恭仁宮西方官衙跡を想定し調査を実施している。トレンチIP22M-sの調査では瓦が西側溝跡（SD5411）に堆積する状況を検出した。また、SD5411から東方約3mに東側溝跡（SD5410）も検出された。両側溝跡の間約3m幅が西面築地基底部幅となり、出土遺物は奈良時代以降の遺物は含まれていないことから、北面築地と同じ結論で報告されていた。次にトレンチHT24T-sの調査では、瓦を含む土器溜りが西側溝跡（SD5411）に堆積する状況を検出した。SD5411から東方にもトレンチを拡張したが築地基底部全幅は確認できていない。SD5411から出土した土器の年代は8世紀末頃から9世紀初頭と比定され、奈良時代末頃から平安時代初頭には西面築地は廃絶していたことが確認された。さらに、両調査結果により山城国分寺の寺域が史跡範囲の外に広がることも確実となり、山城国分寺の寺域を分断する大井手用水千本杭から分岐する農業用水路についても、西面築地廃絶後に開削されたことが確認され、大井手用水の成立や用水開削後の瓶原地域の土地利用を知る上で重要な成果となった。

#### ⑤－4 南面築地跡

発掘調査では築地の基底部は削平されていたが、総延長約60mにわたって検出された南側溝（SD5411）では、帯状に集積された瓦が検出されていることから、山城国分寺の南限である南面築地跡と判断している。SD5411内には、鎌倉時代初期に廃絶した井戸跡（SE5410）が確認されており、南面築地の廃絶時期と関連すると考えられる。

### （1－3）地表面上で確認できる遺構

①大極殿基壇跡〔第6図 大正12年作成の史蹟山城國分寺跡（舊恭仁宮跡）指定地図面、第7図

昭和16年瓶原村役場作成恭仁宮跡保存施設平面図（再トレース）】

当該地の地番は加茂町例幣中切29番地である。東西約60m・南北約30m、高さは北辺で約1.2m・南辺で約2.0mを測り、中央北寄りに史跡標柱が立地している。大正13年の史蹟名勝天然紀念物保存法では「山城國分寺址（舊恭仁宮址）」の名称で仮指定されているが、その当時の図面では基壇上は2筆に分離しており、西側の中切29番地は国分寺、東側の中切30番地は瓶原村役場となっている。登記簿を確認すると、昭和50年7月に30番地は29番地に合筆されて存在しない。基壇上に存在した両建物は、昭和16年に皇紀二千六百年記念事業として計画された「聖蹟保存」事業により国分寺庫裏が撤去、同鐘楼と瓶原村役場建物が加茂町岡崎考14番地に移設され、鐘楼は平成8年に解体撤去されている。第7図を見ると、新たに設置される顕彰碑「山城國分寺址 舊恭仁宮址」を「標識」という名称で中央に配置予定としている。「標識」を挟んで東に「村役場」、西に国分寺「庫裏」及び「本堂（現在）」、「庫裏」の北には「小屋」と井戸を示す「#」、南には、「鐘楼」と「中西翁頌徳碑」が配置されている。現在「中西翁頌徳碑」は、恭仁小学校と大極殿基壇との間に移設されている（写真図版1-⑦）。その他、現在と変わらず、北西と南西に大極殿礎石、移設された礎石が「村役場」の南に位置している。国分寺「本堂（現在）」は北西（現在の位置）に移設される予定位置が記されている。基壇上に上がる階段は、東側と南側に各1ヶ所設置されている。東側の階段は現在も使用されている石階段と考えられるが、南側の階段については、写真図版1-④の左端に一部が確認でき、石ではなく削り出した土の階段と推測できる。



写真23 瓶原公民館1階の恭仁保育園



写真24 移設後の国分寺鐘楼



第6図 大正12年作成の史蹟山城國分寺跡（舊恭仁宮跡）指定地図面（部分）

## ②大極殿跡（山城国分寺金堂跡）礎石（写真25）

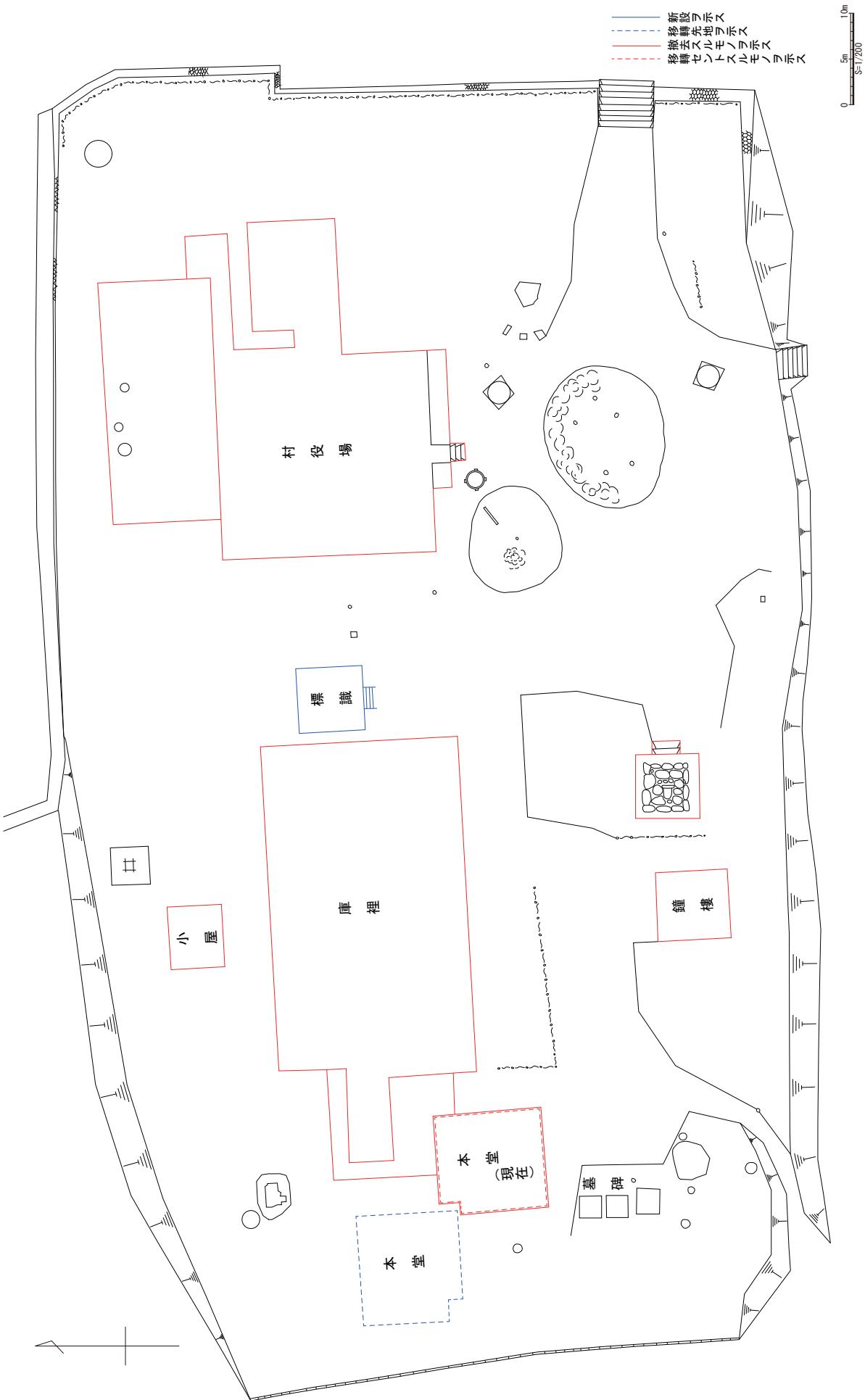
大極殿基壇上には原位置を留める大極殿北西・南西隅の花崗岩製礎石2石と移動している凝灰岩礎石2石と加工され後世の建物基礎に転用された凝灰岩4石の計8石が残る。原位置を留める礎石の柱座直径は約105cmを測る。



写真25 大極殿跡（山城国分寺金堂跡）礎石



写真26 山城国分寺塔跡礎石



第7図 昭和16年瓶原村役場作成恭仁宮跡保存施設平面図（再トレース）

### ③山城国分寺塔基壇跡

当該地の地番は加茂町例幣溝垣内70番地である。塔基壇の一部と礎石が残存している。調査の結果、基壇外装は基底部が石積となっており、基壇規模は一辺17m、検出された石敷から高さ1.2m程度を推定している。石積基底部の周囲には0.6m幅の石敷の犬走が設けられているが階段に関する痕跡も確認できていない。塔基壇の南・西辺は基底部さえも削平されており、調査成果は得られていない。基壇については不明な点が多く残されており、調査・研究上の課題である。

### ④山城国分寺塔跡礎石（写真26）

塔基壇跡に残る礎石は花崗岩製で、側柱の南東隅とその北側の2ヶ所は既に失われ、心礎を含め15石が残存している。各礎石には柱座及びその中央には枘が造り出され、側柱礎石には地覆も造り出されている。柱座直径は、97～100cmで心礎は150cmを測る。柱間寸法は、側柱中央間が3.5m、脇間が3.2m、四天柱は3.5mを測る。

## （1－4）出土遺物

恭仁宮跡及び山城国分寺跡の発掘調査で出土した遺物の多くは瓦であり、軒丸瓦、軒平瓦、鬼瓦、文字瓦、平・丸瓦に分別される。瓦に関する資料は、京都府教育委員会発行『恭仁宮跡発掘調査報告』と『恭仁宮跡発掘調査報告Ⅱ』で報告されており、現在のところ軒丸瓦、軒平瓦の型式は両軒瓦ともに19種類が確認されている。軒瓦は、恭仁宮造営時に、平城京から運び込んだ軒瓦（第1群軒瓦）、恭仁宮造営時に新調した軒瓦（第2群軒瓦）、山背国分寺造営時に新調した軒瓦（第3群軒瓦）、山背国分寺修理時に用いた軒瓦（第4群軒瓦）に分類されている。また、恭仁宮跡の出土瓦で最も有名なものに恭仁宮式文字瓦がある。この瓦の凹面に文字が押印され、「刑部」「中臣」「大伴」などの姓を表すものと「真依」「乙万呂」「太万呂」などの名を表すものなどがあり、瓦を製作する工人を表すものと考えられ、1,000点以上みつかっている。

土器については、須恵器、土師器、二彩陶器が確認されているが、宮域内においてまとまって出土する土器は少ない。まとまって出土した場所は、西面大垣に沿って通る大路東側溝にあたる溝や京城にあたり、山城国分寺跡の調査では、西面築地跡の西側溝跡において奈良時代末期から平安時代頃の土器がまとめて出土している。

## （2）史跡の副次的価値を有する要素

副次的価値を有する要素とは、恭仁宮及び山城国分寺以降の歴史的経過の中で形成された遺構や景観である。

### ①中世の瓶原地域に関する諸要素

#### ①－1 大井手用水（写真図版2－①）

大井手用水は覚真（慈心上人）によって瓶原住民とともに開削され、和束川から水を引いた灌漑用水路である。「大井手之記」という過去からの経緯を記した史料が地域に伝わっており、瓶原の田畠を潤す水源として現在も井手守により維持管理され利用されている。

### ①－2 瓶原城跡（写真図版2－②）

瓶原地域における各集落の中心となる土豪の居館（平城跡）である。史料上に瓶原の土豪の名が見え始めるのは、室町時代の興福寺『大乗院寺社雜事記』の記録になる。永禄11年（1568）足利義昭入京時に瓶原七人衆に宛てて忠節を尽くすよう織田信長朱印状が発出されているなど、南山城に勢力を有する土豪であった可能性が考えられる。また、古田織部が瓶原茶会を催した際、瓶原土豪の津越を宿としたという記録も見える。恭仁宮跡発掘調査時に瓶原城跡（小田）において、16世紀頃の空堀跡が検出され、天目茶碗などの茶器なども出土している。海住山寺の記録（18世紀に纏めた『海阜遺編』）には、瓶原地域に30人弱の瓶原一族の名が見える。

### ②近世の瓶原地域に関する諸要素

#### ②－1 伊賀街道（京都－伊賀街道）

瓶原地域を通過する伊賀街道は、京都から南下した奈良街道が山城町綺田で分岐し、神童子を経て木津川右岸に降り、瓶原西区の現市道加1-2号線（旧国道163号）を東に進む。東区市場辺りで鷺滝寺川沿いの市道加2-3号線に入って北東に進み、登大路区通称猫坂を越えて瓶原城跡（小田）から、恭仁宮内裏区域（山城国分寺北面築地）を通過する市道加2-2号線、市道加1068号線を東に進む街道である。市道加1068号線と海住山寺から降る市道加1-1号線との交差点に市内では最古となる享保10年（1725）銘の伊賀街道道標が建柱されている。

#### ②－2 信楽街道

信楽街道は、瓶原から宇治田原を経由して信楽に通じる近世の街道である。恭仁京東北道が基盤となっている可能性が考えられているが、詳細は不明である。

#### ②－3 例幣使料傍示石（写真図版2－③）

承応2年（1653）に藤堂藩領であった瓶原地域の5村〔奥畠・口畠・仏生寺・登大路・東（西の内分郷）〕に例幣使料が設置されている。例幣使料とは、伊勢例幣使と日光例幣使の発遣費用を賄うために江戸幕府から朝廷へ献納するため設置された。設置範囲を明示するため藤堂藩領との境目に「例幣使料傍示石」を埋設している。20本が設置されたが、現在もほぼ原位置で建っているのは9本である。現在史跡恭仁宮跡の範囲内に残る傍示石は、個人宅内（加茂町例幣正等庵5）、恭仁小学校校庭（加茂町例幣中切32-2）、山城国分寺東面築地南方（加茂町河原東大門58）、山城国分寺東面築地北方（加茂町例幣溝垣内43-3）の計4ヶ所となる。また、井平尾地内の大井手用水石垣に転用されていた傍示石が、くにのみや学習館敷地内に移設されている（加茂町岡崎考28）。

### ③近代の瓶原地域に関する諸要素

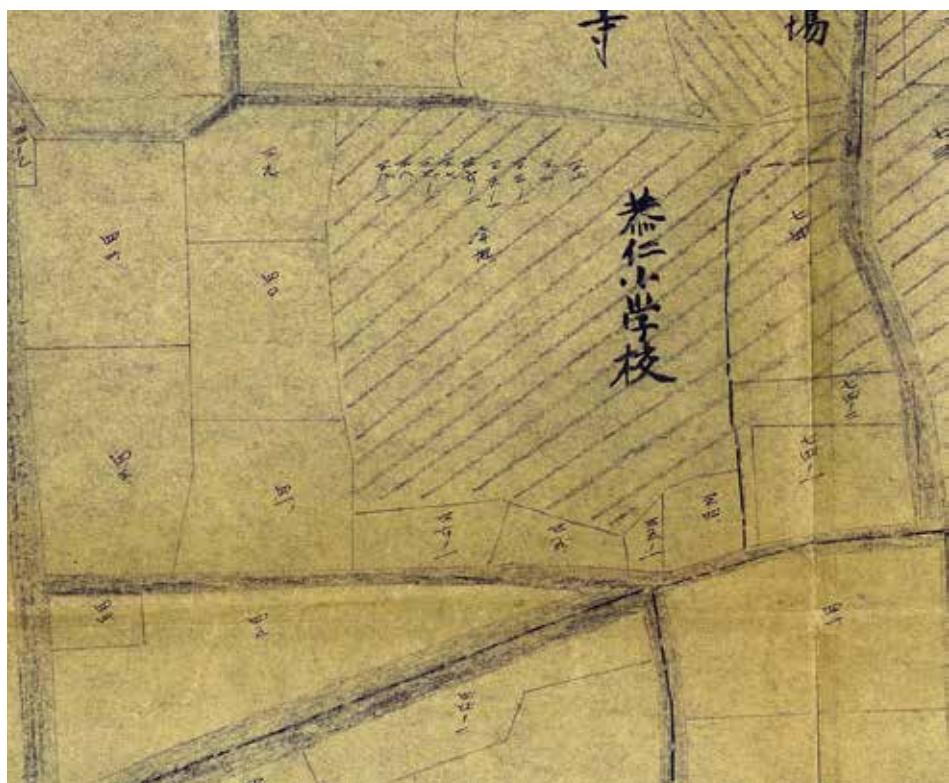
#### ③－1 恭仁小学校（写真図版2－④～⑥・写真図版3－①～⑧）

明治6年（1873）に国分寺境内に校地を借り受け始まった小学校。昭和9年（1934）の室戸台風により校舎が倒壊し、昭和11年（1936）に新校舎を再建した。瓶原の中心部に位置し、再建時には地域住民も協力するなど地域にとって重要な木造校舎である。小学校には周辺から出土した恭仁宮跡（山城国分寺跡）の瓦をはじめとする出土遺物や例幣使料傍示石の位置を記した「例幣使料絵図」、恭仁京に関する研究の端緒を飾る「恭仁京志」を保管している。敷地内

には礎石（1）（写真図版3-⑦）1石と用途不明の石材（2）（写真図版3-⑧）計2石が確認できる。また、大極殿の龍尾壇を校庭南限の約1.5mの段地形辺りとする可能性も考えられている。

### ③-2 移設された礎石及び恭仁小学校敷地内礎石（写真図版3-④～⑨）

大極殿基壇礎石の発掘調査結果により、恭仁宮大極殿を山城国分寺金堂に施入されたことは判明している。大極殿礎石についても金堂礎石として使用されているが、金堂の廃絶時期は不明である。大極殿基壇上に残る礎石は、原位置を留めている2石と、動いている礎石6石（うち4石は鐘楼基礎に転用）が残る。山城国分寺塔跡には15石が残り、南東の2石は失われている。その他、恭仁小学校校庭の正門付近に柱座と地覆座を有する礎石1石（1）と用途不明の石材（2）が残っている。（1）については、元々は旧恭仁小学校正門付近に置かれていた写真（写真図版2-⑤）が確認できる。『恭仁京志』には大極殿基壇上や塔の礎石とともに門趾一と門趾二という礎石に関する記事が記載されている。門趾一の記事内容は「国分寺の下、恭仁小学校の南に巨大の門趾あり、石礎尚存せり」である。昭和11年に竣工した新校舎は、建物の向きを東向きから南向きに変更しており、その時に西側農地（写真図版2-⑥）を削平している可能性がある。



第8図 大正12年作成の史蹟指定地図面（部分拡大）

また、南側にも校庭を拡張するため盛土造成していると考えられる。これは大正12年作成の史蹟指定地図に旧恭仁小学校敷地の南に加茂町例幣中切35・35-1・36-1の3筆の土地が確認できるが、現在は校庭の一部となっていることから、この辺りに門趾一が埋没している可能性が考えられる（第8図）。門趾二の記事内容は「此地の正南字大門の地内に一町余を隔てて、

又大門の趾あり、石礎あり、地下に埋もれり、これより以南の里道を俗に朱雀村筋と云う、此両門趾は即ち大極殿の前門の在りし所なるべし。大門地内に門趾があり礎石も残っていた記事であるが、山城国分寺南大門礎石を記載した可能性がある。

また、加茂町岡崎地内の個人宅庭に礎石が存在するとの情報を得たため、調査したところ、恭仁宮関係とみられる礎石を1石（写真図版3-⑨）確認できた。長辺131.0cm、短辺96.3cm、高さ52.0cmを測り、柱座（直径76.0cm、中央に直径64.0cmの稜線あり）・地覆座（長さ42cm）が削り出されている。石材は花崗岩。大極殿基壇上や恭仁小学校校内礎石と、石材や柱座・地覆座の削り出しが良く似ていることや高さから、大極殿基壇上の礎石を移設させた可能性が高いと考えられる。

### ③-3 褥紙産業

瓶原地域には、明治時代に創業を開始した襪紙産業が、現在も営まれている。襪地・蚊帳地生産が最初で、地域産業から木津・山城地域にかけて全国的にも高いシェアを誇る産業に成長している。現在も瓶原地域では4つの織物工場が操業を行っている。

## （3）構成要素の特定

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の本質的価値を有する要素とは、恭仁宮跡・山城国分寺跡に関する建物遺構等に代表される史跡としての価値（本質的価値）を構成する諸要素と、それ以外の瓶原地域を構成する史跡の副次的価値を有する要素、その他の諸要素からなる。

史跡の副次的価値を有する要素には、大きく①中世の歴史文化に関する諸要素、②近世の景観に関する諸要素、③近代の瓶原地域に関する諸要素の3つに分かれる。また、各諸要素は①-1 大井手用水、①-2 瓶原城跡、②-1 伊賀街道（京都-伊賀街道）、②-2 信楽街道、②-3 例幣使料傍示石、③-1 恭仁小学校、③-2 移設された礎石及び恭仁小学校敷地内礎石、③-3 褥紙産業に分別される。

その他の要素には、①本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの、②保全または取扱いの検討をするものに大別できる。①は史跡の保存活用のために整備された諸施設と、休憩場所などの旧御靈神社鎮守の森広場や参道跡、大極殿基壇上をはじめとする史跡地内の樹木の他、境内地を通過する



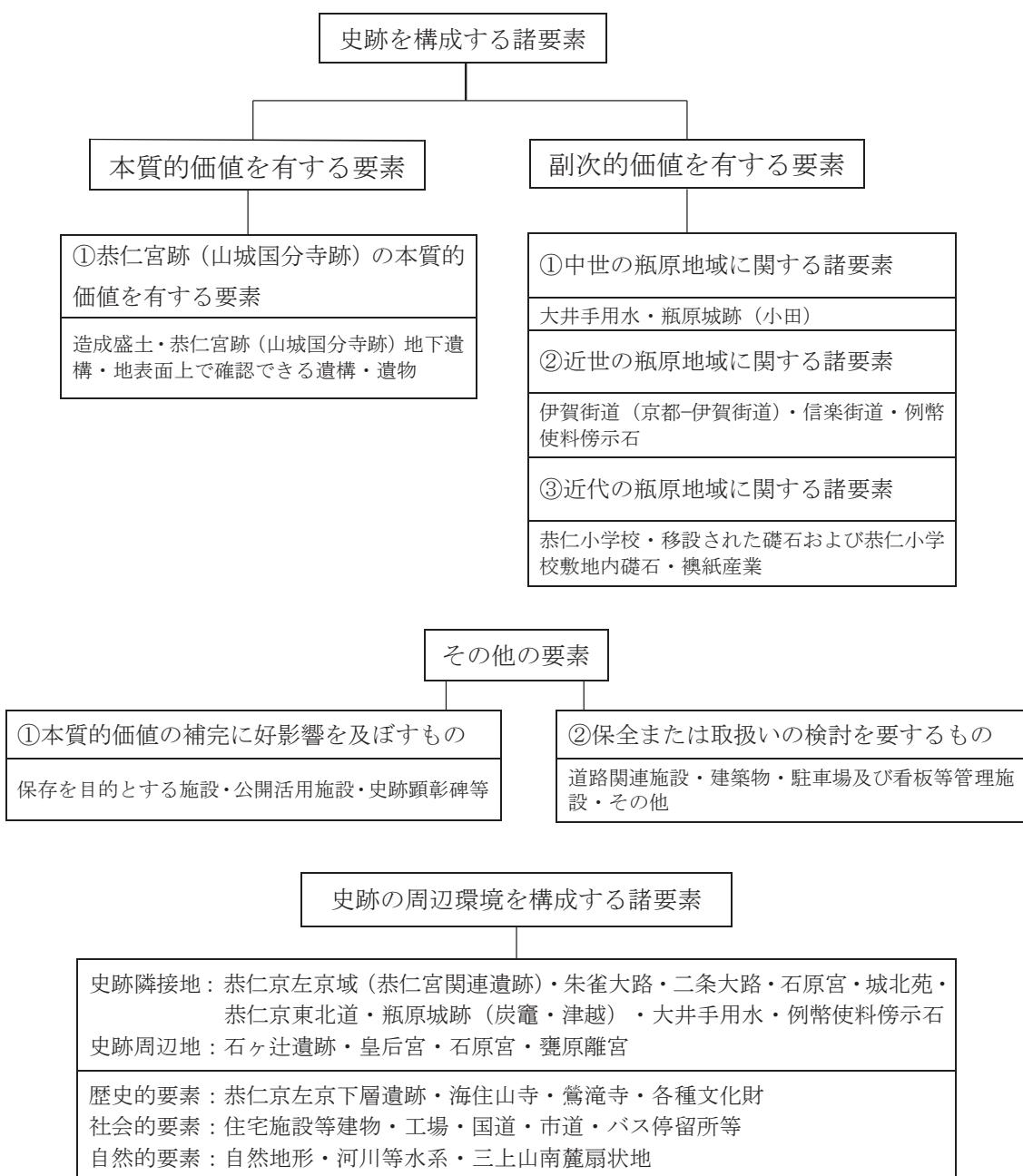
写真27 旧御靈神社参道



写真28 水路の水遊び

農業用水路は水遊びもできるなど地域景観を維持するため遺存させた結果、多目的な活用が可能な要素、②は私有地内にある建物等の恭仁宮跡（山城国分寺跡）とは直接関係しない施設からなる。

また、史跡地内には明治時代以降の顕彰碑等がいくつかあるが、最古のものは大極殿基壇上にある「恭仁京大極殿址」が大正12年（1923）のもので、大極殿基壇と恭仁小学校との間に三宅安兵衛遺志碑「恭仁宮大極殿址」が昭和4年（1929）、その他は史蹟名勝天然紀念物保存法により大正13年に史跡として仮指定を受けたことによる「山城國分寺址 舊恭仁宮址」が昭和16年（1941）に建柱されている。これらは、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）そのものの価値を構成するものではないが、史跡を顕彰する歴史の視点から保護の対象となると判断される。

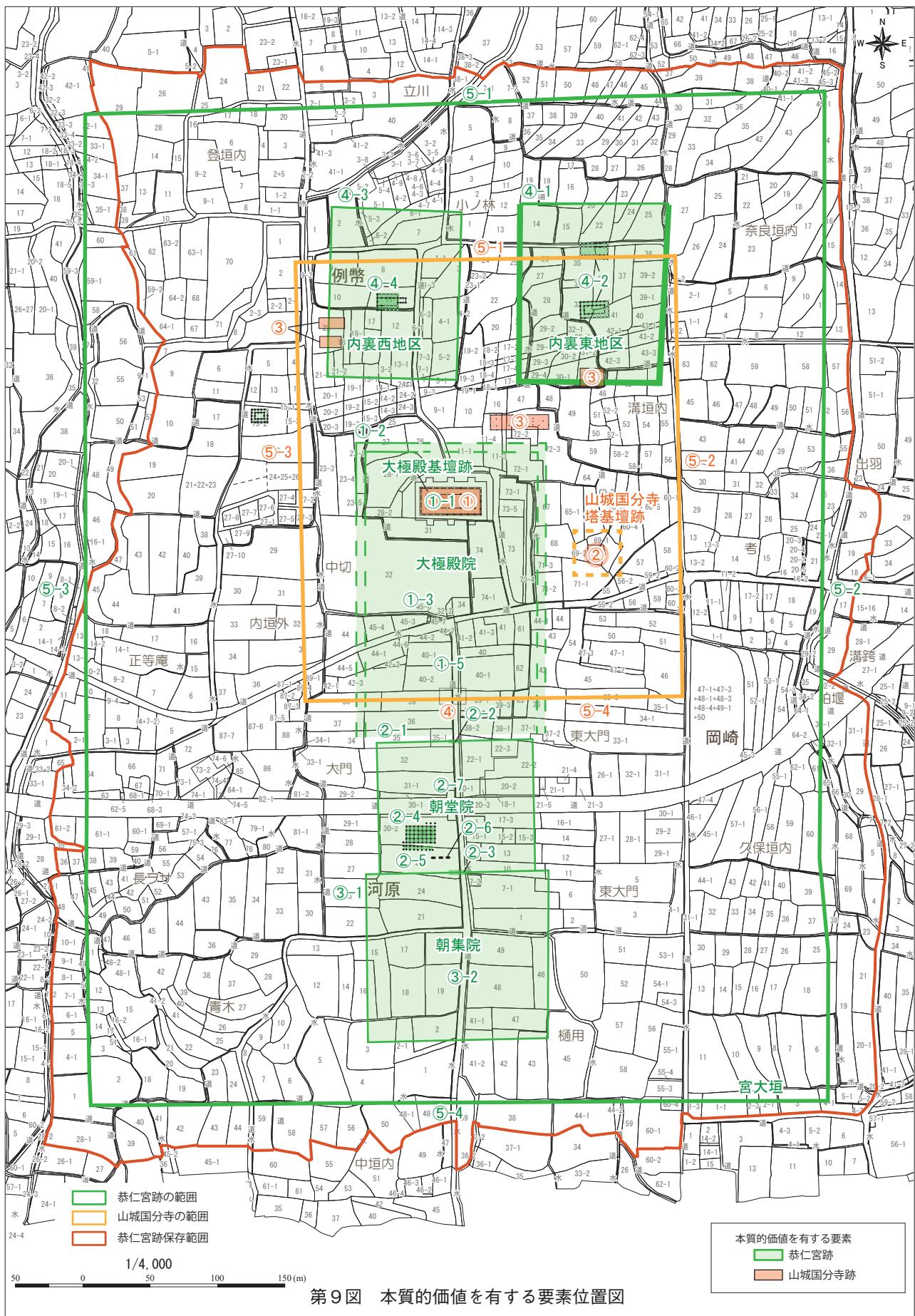


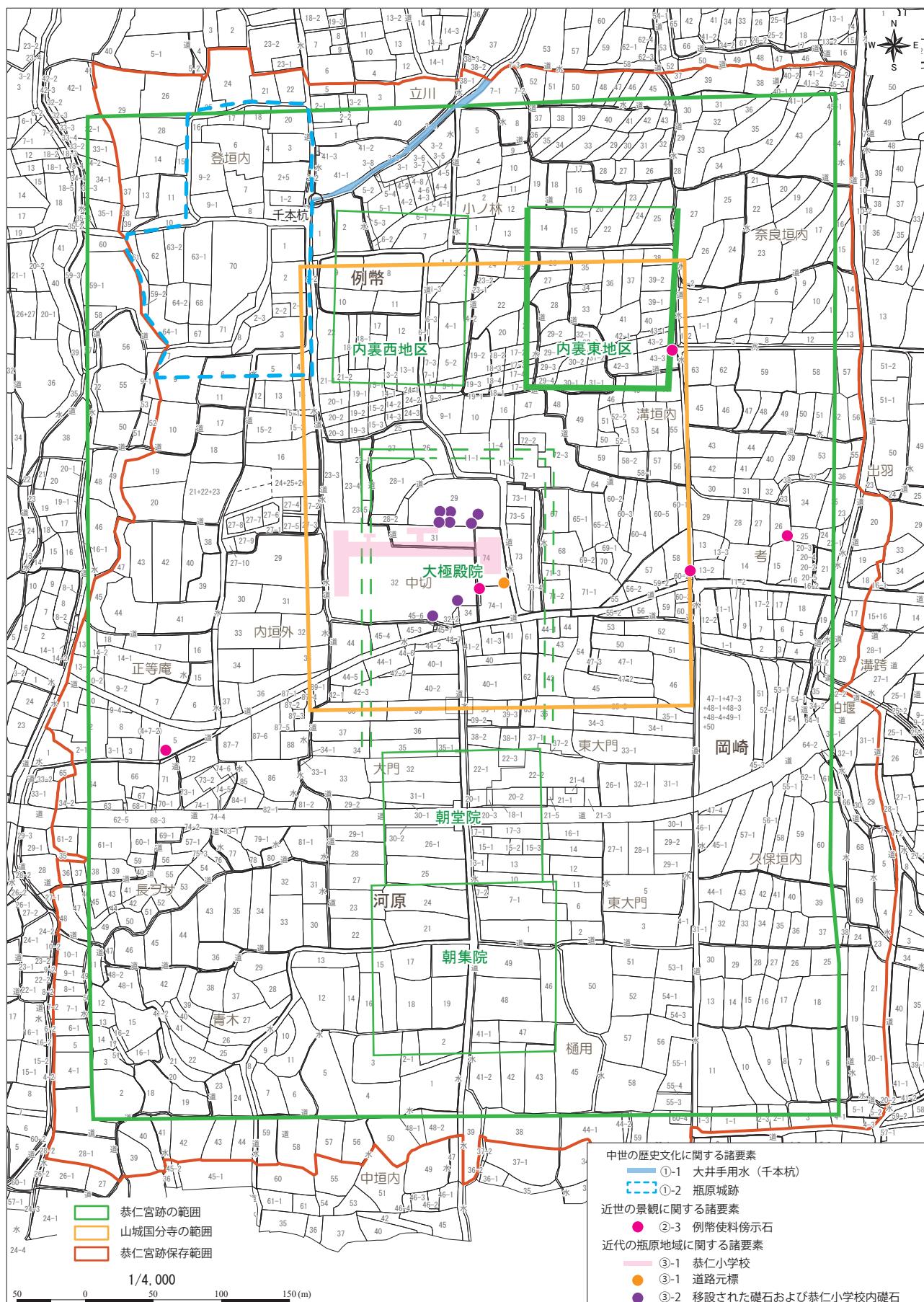
史跡を構成する諸要素	
史 跡 指 定 地 内	本質的価値を有する要素
	造成地形 (整地層・段地形・田畠畦畔)
	恭仁宮跡 (山城国分寺跡) 地下遺構 ※令和5年度末現在で確認されている遺構
	①大極殿院 1 大極殿跡：建物跡、基壇跡、階段跡、礎石、礎石据え付け痕跡 2 大極殿院北・西面回廊跡：複廊、礎石据え付け痕跡 3 恭仁小学校校庭南側土壇 4 後殿：礎石据え付け痕跡 5 大極殿院内部空間 ②朝堂院 1 朝堂院区画塀跡：北・南・西・東面掘立柱抜き取り穴跡 2 朝堂院北門跡：掘立柱抜き取り穴跡 3 朝堂院南門跡：掘立柱抜き取り穴跡 4 朝堂院掘立柱建物跡 (SB11000)：掘立柱抜き取り穴跡 5 朝堂院掘立柱建物跡 (SB12000)：掘立柱抜き取り穴跡 6 幢旗遺構：掘立柱抜き取り穴跡 (白虎・玄武・月像) 7 朝堂院内部空間 ③朝集院 1 朝集院区画塀跡：北・南・西・東面掘立柱抜き取り穴跡 2 朝集院内部空間 ④内裏地区 1 内裏東区画塀跡：南・西・東面築地塀跡、北面掘立柱塀抜き取り穴跡 2 内裏東区画掘立柱建物跡：掘立柱抜き取り穴跡 3 内裏西区画塀跡：北・南・西・東面掘立柱抜き取り穴跡 4 内裏西区画掘立柱建物跡：掘立柱抜き取り穴跡 ⑤宮大垣 1 北面大垣跡：基底部、側溝跡 2 東面大垣跡：築地基底部、塙地跡、側溝跡 3 西面大垣跡：築地基底部、側溝跡、石垣跡 4 南面大垣跡：築地基底部、塙地跡、側溝跡、石垣跡 ①山城国分寺金堂跡 ②山城国分寺塔院：塔基壇跡、石積み基壇跡、石敷き犬走り、溝跡 ③山城国分寺建物跡：掘立柱建物跡、礎石建物跡 ④山城国分寺南大門跡：溝跡 ⑤山城国分寺築地跡 1 北面築地跡：側溝跡 2 東面築地跡：側溝跡 3 西面築地跡：側溝跡 4 南面築地跡：側溝跡
	地表面上で確認できる遺構
	①大極殿基壇跡 ②大極殿跡 (山城国分寺金堂跡) 級石 ③山城国分寺塔基壇跡 ④山城国分寺塔跡礎石

	<p><b>出土遺物</b> ※令和5年度末現在で確認されている遺物</p> <p>軒丸・軒平瓦、鬼瓦、文字瓦・平・丸瓦、二彩陶器、須恵器、土師器、金属器（風鐸・風招・塔相輪）、凝灰岩等</p>
<b>副次的価値を有する要素</b>	
中世の瓶原地域に関する諸要素	<p>①-1 大井手用水：鎌倉時代から ①-2 瓶原城跡（小田）：室町時代から安土桃山時代</p>
近世の瓶原地域に関する諸要素	<p>②-1 伊賀街道（京都－伊賀街道） ②-2 信楽街道 ②-3 例幣使料傍示石</p>
近代の瓶原地域に関する諸要素	<p>③-1 恭仁小学校（瓶原村道路元標・中西翁頌徳碑） ③-2 移設された礎石および恭仁小学校敷地内礎石 ③-3 襦紙産業</p>
<b>その他の要素</b>	
<b>①本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの</b>	
保存を目的とする施設	史跡山城国分寺跡標柱（昭和37年）、史跡山城国分寺跡境界石柱
公開・活用施設	<p>管理施設：側溝等雨水排水施設、手すり、防火水槽、消防詰所、消火栓ホース格納箱、消火栓標識、防災倉庫</p> <p>広 場：仮整備箇所（塔周辺広場）、仮整備箇所（内裏西地区）、旧御靈神社鎮守の森広場、旧御靈神社参道跡、多目的広場1（河原大門）、多目的広場2（河原東大門）</p> <p>解説施設：案内板、案内擬木柱、史跡説明板（大極殿跡東・塔跡・内裏西地区）</p> <p>修景整備：張芝、コスマス・蕎麦、紫陽花、鎮守の森や参道跡の樹木、大極殿基壇上や史跡地内の樹木</p> <p>便益施設：くにのみや学習館（休憩・解説・展示・便所等）、ベンチ（木製・コンクリート製・プラスチック製・ベンチテーブル）、バス停留所</p>
史跡顕彰碑等	恭仁京大極殿址（大正12年）、恭仁宮大極殿址（三宅安兵衛遺志碑 昭和4年）、山城國分寺跡舊恭仁宮址（昭和16年）
<b>②保全または取扱いの検討を要するもの</b>	
その他	<p>道路関連施設：道路（国道・市道）、側溝、柵、電柱、水銀灯及び街灯ポール、歩道橋、ガードレール、沿道サービス、水道管、カーブミラー、交通標識等、信号機</p> <p>建築物：住宅関連建築物、工作物、高圧鉄塔、植栽</p> <p>駐車場及び看板等管理施設</p> <p>その他：各種看板、区掲示板、転落防止柵、郵便ポスト、公衆電話</p>

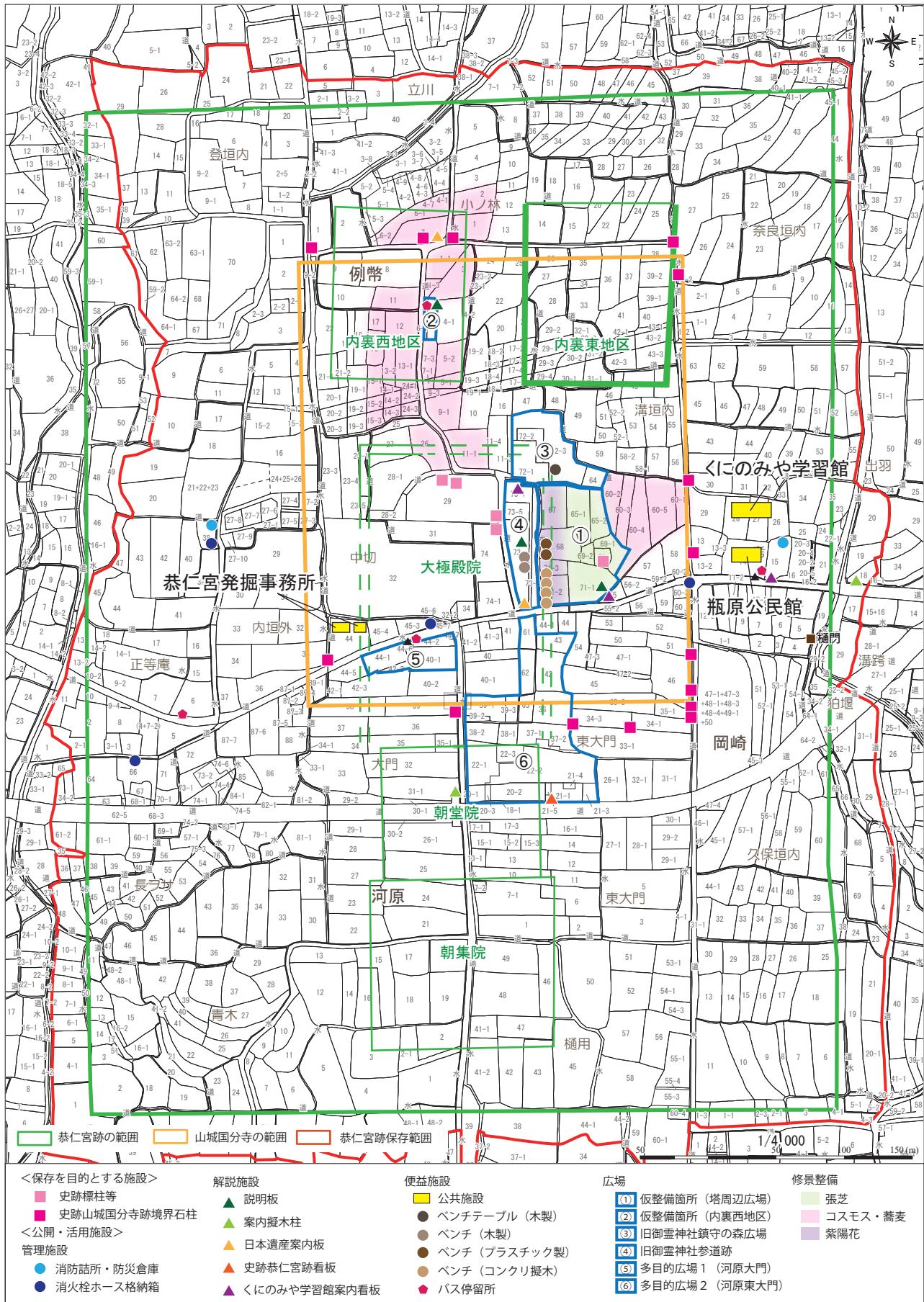
史跡の周辺環境を構成する諸要素

史 跡 指 定 地 外	史跡隣接地及び 周辺地遺跡	隣接地：恭仁京左京（恭仁宮関連遺跡）・朱雀大路・二条大路・石原宮・恭仁京東北道・ 瓶原城跡（炭窯・津越）・大井手用水・例幣使料傍示石 周辺地：石ヶ辻遺跡・皇后宮・石原宮・甕原離宮
	自然的要素	自然地形・河川等水系・植生 等
	社会的要素	生活・生業・生産関連施設：住宅関連施設・農地・教育施設・工場・道路・土木構造物 等
	歴史的要素	文化財等歴史的文化遺産：恭仁京左京下層遺跡・柞ノ森古墳・海住山寺・阿弥陀寺遺跡・上の庵遺跡・狭間瓦窯跡・鳶城跡・願応寺跡・カブロ遺跡・袋中上人絵詞伝・心光庵跡・鷺滝寺・恭仁神社本殿・泉川座人形淨瑠璃用具・惠美須神社・伊賀街道

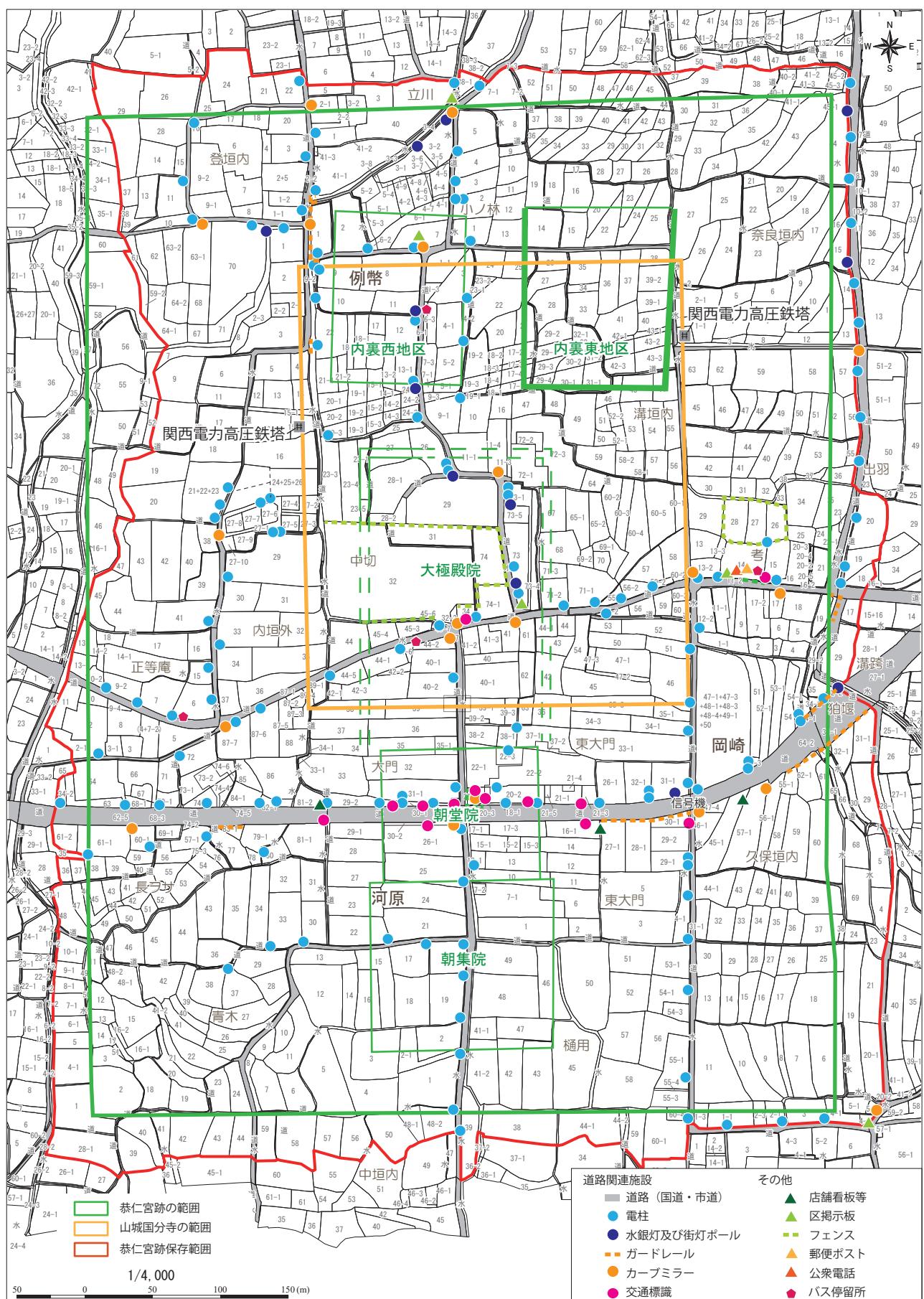




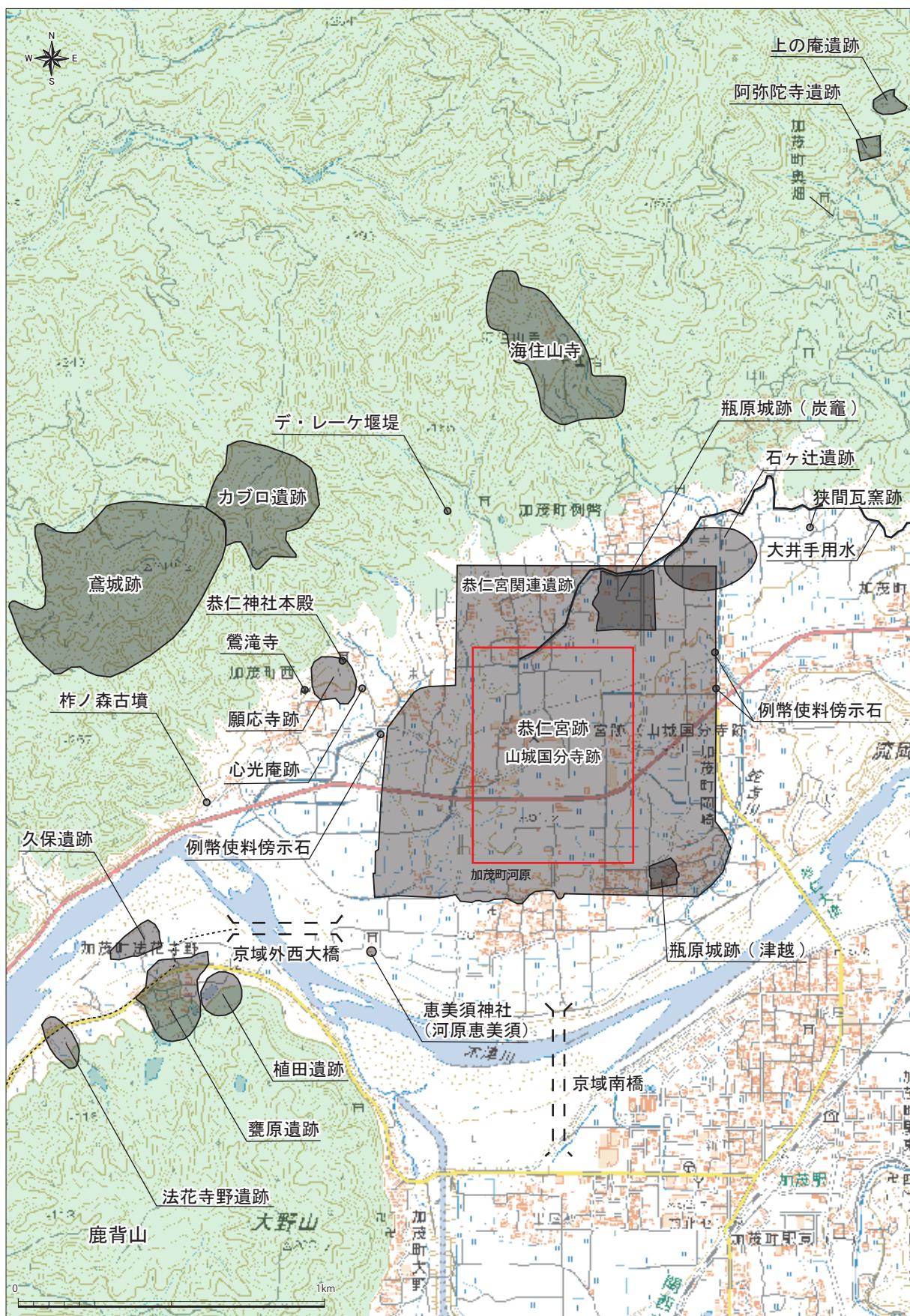
第10図 副次的価値を有する要素位置図



第11図 本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの



第12図 保全または取扱いの検討を要するもの



第13図 史跡の周辺環境を構成する諸要素

写真図版1 本質的価値を有する要素（地表面上で確認できる遺構）関係古写真等



①大極殿基壇上の国分寺庫裏・鐘楼（昭和16年以前）



②中西翁頌徳碑（昭和8年3月除幕式か）



③瓶原村役場（中西翁頌徳碑除幕式か）



④恭仁小学校母性乳幼児保護事業発会式（昭和9年春）



⑤「聖蹟保存」事業実施後の大極殿基壇（昭和16年 左：北から 右：南東から）



⑥瓶原公民館



⑦中西翁頌徳碑（恭仁小学校敷地内）

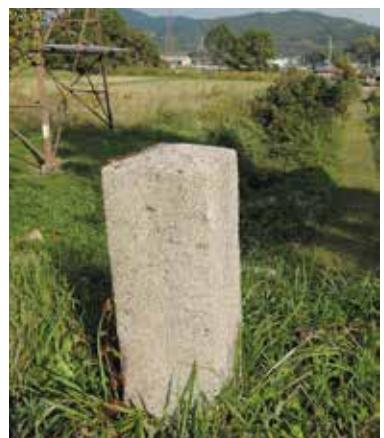
写真図版2 副次的価値を有する要素（中世の歴史文化に関する諸要素・近世の景観に関する諸要素・近代の瓶原地域に関する諸要素）関係古写真等



①大井手用水（千本杭手前）



②瓶原城跡（小田）北辺空堀跡



③例幣使料傍示石（左：恭仁小学校校庭 中：山城国分寺東面築地跡南方 右：山城国分寺東面築地跡北方）



④恭仁尋常高等小学校（昭和9年以前）

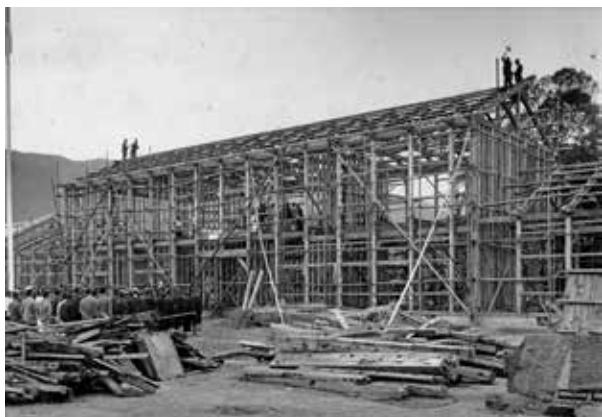


⑤校庭風景 [↓の位置に礎石(1)が確認できる]

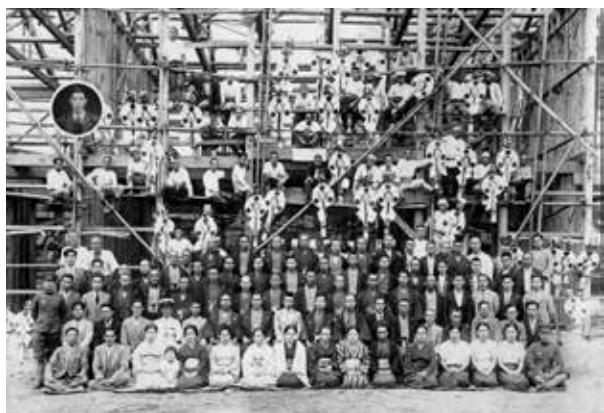


⑥校舎西側農地（校庭より高い地形が確認できる）

写真図版3 副次的価値を有する要素（近代の瓶原地域に関する諸要素）関係古写真等



①恭仁尋常高等小学校改築（昭和10年）



②新築校舎上棟式記念撮影（昭和10年9月）



③瓶原村道路元標



④校庭内の奉安殿（昭和11年以降）



⑤奉安殿の前の礎石（1）



⑥校庭の現在の位置に移動した礎石（1）（昭和21年以降）



⑦現在の校庭内礎石（1）



⑧恭仁小学校敷地内の用途不明の石材（2）



⑨移設された礎石

写真図版4 その他の要素 (①本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの)



①史跡山城国分寺跡境界石柱



②防火水槽（例幣中切）



③消防詰所（例幣内垣外）



④防災倉庫（岡崎考）



⑤仮整備箇所〔塔周辺広場（張芝・紫陽花）〕



⑥多目的広場2（河原東大門）

写真図版5 その他の要素（①本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの）



①仮整備箇所（塔周辺広場）



②史跡恭仁宮跡看板



③くにのみや学習館案内板（縦）



④日本遺産案内板



⑤案内擬木柱



⑥くにのみや学習館案内板（横）

写真図版6 その他の要素（②保全または取扱いの検討を要するもの）



①道路（国道163号）と歩道橋（河原大門）



②電柱



③水銀灯（例幣溝垣内）



④ガードレール



⑤カーブミラー



⑥交通標識



⑦信号機（河原東大門）



⑧高圧鉄塔（例幣内垣外）



⑨区掲示板（例幣中切）



⑩公衆電話（岡崎考）

## 第5章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の大綱・基本方針

### 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の目指すべき目標

府内最古の都城跡である『恭仁宮跡（山城国分寺跡）』を保存活用し、地域の生活環境と共に存しながら未来への継承を目指す。

#### （1）保存活用の大綱

史跡恭仁宮跡は、天平12年（740）から天平16年（744）までの実質的にはおよそ3年間、聖武天皇が理想とした鎮護国家実現のため政治の舞台、日本の都であった遺跡である。廃都後は山城国分寺として中心部が再利用されたことで、文化財保護法による昭和32年の史跡指定では「山城国分寺跡」の名称となって「恭仁宮跡」の名前が外されているように、恭仁宮は幻の都とも呼ばれて実態も明らかでなく、存在感も曖昧になっていた。昭和40年代になり、足利健亮による恭仁京復元プランが大きな反響を呼び、加茂町や地元瓶原地域では、これ以上の史跡拡大が様々な影響を及ぼすとの危惧もあって、恭仁宮跡の範囲確認を目的とした発掘調査が昭和48年度の分布調査をもって開始された。現時点では50年以上におよび、調査次数は100回を超えている。

発掘調査は京都府教育委員会を中心に実施された。初期の大きな成果は、大極殿基壇の建物規模や原位置を保っていた礎石の確認であり、宮の中心軸を明確にした重要な調査結果は、宮跡の構造を考えるうえで基本となった。その後の調査では、大極殿院や朝堂院、朝集院の区画や内裏建物が確認され、平成8年度には宮の四至が確定され平城宮と比較して1/3の規模であることが判明するなど、不明であった恭仁宮の姿は徐々に明らかとなった。その後も内裏の区画が東西に分かれるなど恭仁宮独自の特徴や、周辺の田園風景とともに遺構の保存状態も良好であることが確認され、加えて史跡範囲拡大への地域の理解も得て、平成19年に指定名称の変更と追加指定が実現している。

恭仁宮跡は、平城京から平安京に至る古代都城の変遷を研究する上で重要な遺跡である。この史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）を、確実に保存し後世へ継承することが、本計画の主な目的である。

また、本計画は史跡指定地を含む宮域を対象とし、今後も実態解明に努めることとするが、指定地周辺の恭仁宮に関連した遺跡＝恭仁京や文献に見える宮域外の関係施設等についても、史跡に準ずる価値を持つ遺跡として、必要な分布調査や発掘調査等の各種調査研究を計画的、継続的に進めしていく。

上記調査研究で得られた成果を、市民はもとより広域的に周知し、史跡が有する価値を誰もが享受できるよう、活用・整備を図るものとする。そのため、史跡の保存、調査、活用、整備を円滑に進めるために必要な運営体制の構築を図るものである。

木津川市を含めた山城南部地域にとっての恭仁宮跡（山城国分寺跡）は、数多く所在する文化財の中でも知名度の高い遺跡である。瓶原地域の人々にとって、幼いころから大極殿基壇の高さや

塔跡礎石の巨大さを、遊びを通じて親しく感じた場所である。恭仁宮跡の保存範囲は市街化調整区域となっており、開発圧力はほとんど無いが、それゆえに建物の建築や建替えが制限されているため、今後住民の転出に歯止めはかけられないであろう。農業の後継者や家を守る者が減れば地域 자체が弱体化するため、史跡を守る組織力も低下する。しかし、瓶原の中心に位置する恭仁宮跡（山城国分寺跡）は、地域イメージを代表し、山城国分寺塔跡周辺の広場や鎮守の森は地域だけでなく広域的に有益な空間であり、憩いや集いといった多目的な使用や、災害時には緊急避難場所としての役割も期待できる。また、転出した者にとっては瓶原に帰ってきたと感じる風景に大極殿基壇や塔跡礎石、大井手用水や三上山の山並み、そして恭仁小学校の木造校舎があるかもしれない。

一方で、恭仁宮跡は、我が国の古代の首都として国民が誇る文化財でもある。

瓶原地域の人々が遺跡との共存・共栄を図りながら、将来にわたって誇りと愛着を持って住み続けるための魅力あるまちづくりを目指すとともに、遺跡の保存活用とまちづくりのバランスが取れた計画を広域的な視点により策定、実施しなければならず、冒頭の表題を目指すべき目標とする。

## （2）保存活用全体の基本方針

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保存活用全体の基本計画を、以下のとおり定める。

- 1 恭仁宮跡の本質的な価値を構成する要素の保存と継承を図る。
- 2 恭仁宮跡には史跡指定地と未指定地が存在するが、未指定地についても保存の手立てを講じる。
- 3 史跡の保護に必要な範囲については、追加指定や公有化を図ることによって、保存を確実なものとし、史跡環境の保全を検討する。
- 4 恭仁宮跡（山城国分寺跡）の価値を、木津川市はもとより、山城南部地域の広域的なまちづくりや観光資源として多様な活用を図る。
- 5 活用・整備については、瓶原地域に留まらず府域を越えた他地域との歴史的関係にも意識して連携を図る。
- 6 幻ではない史跡の価値を顕在化し、有効に活用するために、史跡整備を計画的に実施するとともに、整備後であっても定期的な点検を行い、必要があれば修理や再整備を実施する。
- 7 瓶原地域の歴史・文化の継承のために、地域住民との協働による保存・活用・整備と管理体制の構築を図る。
- 8 公有地については、整備事業が開始されるまでの期間、多目的広場など仮整備に努め活用を図る。

## 第6章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保存管理

### （1）保存（保存管理）の現状

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）は、『恭仁宮跡保存管理計画』において遺跡の重要性や現土地利用等により三種の地区区分を設定し、保存管理の指針を定めている〔第3章（3－4）指定地の現状参照〕。

また、『恭仁宮跡保存管理計画』に基づき、木津川市による追加指定が順次行われており、宮跡の範囲に相当する保存範囲に対する指定面積は、令和6年3月末時点で約65%である。公有化は恭仁宮跡大極殿院・朝堂院地区・朝集院地区の範囲、および東西2ヶ所の内裏地区を中心など、第一種保存地区に設定された地区を中心に進められているが、西面大垣付近など重要な遺構が検出された区域についても飛び地的に公有化が行われている。

恭仁宮跡（山城国分寺跡）の本質的な価値を構成する遺構は、主に地下に存在しており現状表土等により保護されている。整備は実施されておらず、仮整備によって山城国分寺塔跡周辺が芝を張った多目的広場に、かつて御靈神社があった鎮守の森周辺及び旧参道は雑木林になっている。また、大極殿院の南東部分、かつ朝堂院北東部分にあたる場所及び恭仁小学校南部分、内裏西地区の一部が木津川市の盛土造成により仮整備がなされている。

日常の維持管理は、木津川市教育委員会が瓶原まちづくり協議会に委託し実施しているが、公有地のうちかつて田畠として利用されていた箇所の一部では、コスモスや蕎麦が栽培されている。また、史跡を理解するための説明板は、史跡地内において、山城国分寺塔跡、大極殿基壇跡東側の旧御靈神社参道沿い及び内裏西区画の仮整備箇所の3ヶ所に設置されている。一方、保存範囲内に市立文化財整理保管センター分室（以下、「くにのみや学習館」という。）があり、恭仁宮跡のあらましを紹介するDVD放映や、市内の遺跡に関する遺物・資料展示を行っている。くにのみや学習館の見学利用の大部分は市外からの来訪者であるが、恭仁宮跡の学習を主たる目的に訪れる人は少なく、海住山寺への拝観途上に立ち寄られる方、公有地に植栽したコスモス観覧を目的に来訪される方が多いと推察される。また、多目的室は一般公用とする他、公職選挙の際には瓶原地域の投票所としても利用されている。

多目的広場においては、瓶原盆踊り、木津川アート、グラウンドゴルフ、かもまつり、ふれあい広場などの地域のみならず広域的なイベントの会場（中心地は山城国分寺塔跡周辺の多目的広場及



写真29 仮整備箇所（塔周辺広場）活用例（左：瓶原盆踊り 右：木津川アート）

び大極殿院の南東部分かつ朝堂院北東部分の仮整備箇所)としての活用が行われている。イベント活用が比較的多く実施されるのは、大人数が集まる広さがあり、さらに無料で利用できるためと推測される。市外から恭仁宮跡に訪れる人の多くが車を使用されるが、国道163号からは大極殿基壇や国分寺塔跡が目視できないため、国道から恭仁宮跡範囲内であることを明示するための案内板を平成22年度に設置している。なお、これらの活用は史跡の保存に影響を与えると考えられる。

## (2) 保存（保存管理）の課題

### (2-1) 恭仁宮跡保存範囲の保存（保存活用）の課題

恭仁宮跡保存範囲は、史跡指定地と未指定地に分けられる。史跡指定地は、大きく公有地のまとまりと民有地のまとまりに分けられる。

#### ①公有地のまとまり

公有地の多くは史跡指定地であり、基本的に史跡の本質的価値の保存や活用に関する行為以外は行われず、現状を維持するための維持管理等が中心に行われている。現状では整備計画が策定されておらず、有効活用のためコスモス等の花卉栽培や盛土造成による仮整備が行われ、多目的広場として開放され市のイベント会場や地域の催し等にも利用されている。なお、公有地には市道（史跡指定・未指定とも）が含まれており、道路機能の維持や市道内に埋設された水道管の補修等が適宜行われている。

水路については、大井手用水（千本杭）を境に管理主体が瓶原土地改良区から各受益者に変わる。瓶原地域では大井手用水より下流の農業関係水路の維持管理を瓶原地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会（以下「農地水環境保全委員会」という。）が担っており、各受益者や地域からの要望により農業用水路改修などを行っている。史跡地内の農業用水路は、公有化による受益者不在から維持管理が行われず、放置されていたが、現在はまとまった公有地に接する農業用水路は、市から瓶原まちづくり協議会に維持管理業務を委託している。今後、公有化推進とともに農業用水路の維持管理距離は増加することが考えられるが、農業用水路の改修については、注意が必要である。公有地に接する理由から農業用水路を改修し流量を増加させても、流末の水路が整備されていなければ、越水等により地盤の洗掘が進み、崩壊に繋がりかねない。水路改修については、地域、農地水環境保全委員会、市関係課と調整のうえ検討し、流末の状況を勘案し、実施主体を明確にしたうえで取り組まなければならない。当然、地下遺構を保護することを前提にしたうえで、史跡の保護と営農を共存するため適切な手法を検討することも必要である。

#### ②民有地のまとまり

民有地については、史跡指定地と未指定地に分けられ、史跡指定地の各所有者・管理者等関係者には現状変更等の制限があることを理解の上で、農地や日常的な生活等の場として利用されている。未指定地の各所有者・管理者等関係者には今後も遺跡の保存と活用への理解と同意に向けて協議が必要である。

平成19年以降、建替えに伴う発掘調査で重要遺構が検出された例は無かったが、令和5年の

発掘調査で重要遺構が検出されたことで、公有化を検討するケースが発生している。発掘調査に対して協力的な地権者は多いが、現状変更許可申請書には遺構が確認された場合、「重要遺構が検出された場合、今後の扱いを国・府・所有者と協議して方針を決定する」と文言を明記しており、発掘調査結果により、公有化への切り替えに地権者が納得されるかどうか不透明な部分が残る。この様に『恭仁宮跡保存管理計画』で定めた第二種・第三種保存地区の取り扱いがこのまま続ければ、指定同意する地権者は減少すると考えられる。

### ③社寺有地

社寺有地は宗教法人国分寺所有であるが、山城国分寺跡の金堂跡（大極殿基壇）と塔跡などを所有している。大極殿基壇は、史跡恭仁宮跡の中心であり、中心軸を示す史跡を構成する主要要素の中でも最も大切な部分である。これらは、地表面上に確認できる遺構であり、史跡活用においても重要な箇所である。所有者合意のもと適切な保存管理を実施し、常に公開しており、今後の史跡整備の際には公有化を検討する必要があるが、公有化にあたっては礎石の財産価値の評価などにも考慮する必要がある。

### ④公有地（公共用地を含む）

公有地については、日常的な管理等により史跡の保存状況が維持されている。公共用地のうち保存範囲内に位置する道路は以下のとおりである。

第4表 史跡保存範囲の国道・市道一覧

	名称	通過地区	指定状況
1	市道加1-2号線	西方官衙地域、東方官衙地域、大極殿院、朝堂院	指定（一部未指定）
2	市道加1-3号線	北面大垣、内裏西地区、大極殿院	指定（一部未指定）
3	市道加1-4号線	朝堂院、朝集院	未指定
4	市道加2-2号線	東面大垣	未指定
5	市道加2-3号線	内裏西地区、西面大垣（山城国分寺北面築地、瓶原城跡）	指定（一部未指定）
6	国道163号	朝堂院、西面大垣、東西大垣	未指定
7	市道加1033号線	北面大垣	未指定
8	市道加1035号線	北面大垣	未指定
9	市道加1037号線	北面大垣〔大井手用水〕	未指定
10	市道加1038号線	北面大垣〔瓶原城跡〕	未指定
11	市道加1039号線	西方官衙地域〔山城国分寺西面築地、瓶原城跡〕	未指定
12	市道加1040号線	西方官衙地域	未指定
13	市道加1052号線	西方官衙地域及び西面大垣	未指定
14	市道加1053号線	朝集院	未指定
15	市道加1065号線	朝集院	未指定
16	市道加1066号線	東方官衙地域〔山城国分寺東面築地〕	
17	市道加1067号線	東方官衙地域〔山城国分寺東面築地〕	指定（一部未指定）
18	市道加1068号線	内裏東地区、東方官衙地域〔山城国分寺北面築地、東面築地〕	指定（一部未指定）
19	市道加1073号線	東方官衙地域、南面大垣	未指定
20	市道加1082号線	東面大垣	未指定

※〔〕内は、恭仁宮以外の遺構を示す。

昭和32年には東方官衙地域から大極殿院地区を東西に通る市道加1-2号線、内裏西地区内及び大極殿院を通る市道加1-3号線、朝堂院地区及び朝集院地区中心軸を通る市道加1-4号線、内裏西地区内（山城国分寺北面築地）を通る市道加2-3号線が史跡指定されている。指定名称が恭仁宮跡（山城国分寺跡）に変更、追加指定されて以降、道路の指定はない。

国道163号については、盛土により造成された道路であり下層に恭仁宮跡の遺構が残存する可能性は高いが、発掘調査等により地下遺構を確認することは困難であろう。また、市道の多くには水道管が埋設されており遺構の残存する可能性は低いと考えざるを得ない。

#### ⑤未公有化の民有地

民有地の管理については、史跡管理団体の木津川市では第一種保存地区を中心に計画的に公有化を行ってきたが、公有化までは所有者による現状保存と環境保全等への理解と協力を得る必要がある。

### (2-2) 各構成要素の保存（保存管理）の課題

史跡指定地を構成する各要素の保存（保存管理）上の課題は、以下のとおりである。

本質的価値を有する要素	構成諸要素	課題
	①大極殿院	<p>大極殿院の範囲の土地は、すべて史跡指定済みであり、史跡の本質的価値の保存活用に関する行為以外は行っていない。保存管理上の課題は以下のとおり。</p> <p>①-1 大極殿基壇 大極殿基壇については、基壇自体が遺構であるため、保存管理には十分な注意が必要な場所である。基壇上には多くの樹木があるが、立ち枯れや巨木化したものが増加している。立ち枯れは、台風や最近の大雨や突風など異常気象により大枝が落下し道路を塞ぐ事例が発生している。専門家による定期的な点検を行い、史跡の環境維持・整備のため、必要があれば伐木や剪定が必要である。また、高木の剪定の際に高所作業車が乗り入れる場合があるため、地下遺構に影響を及ぼさない対策が必要である。今後、公有化するには地権者と礎石の財産評価などの協議も必要である。</p> <p>①-3 大極殿院南面土段 恭仁小学校校庭南側の段差を指すが、『恭仁京志』には小学校の南に礎石が残る巨大な門跡の記述がある。大正12年の史蹟指定地図には、校庭の南側には番地が付された土地が確認でき、現在は校庭の一部となっていることから、この辺りが門跡と推定されるが、今後調査・研究が必要である。現状では恭仁小学校が管理しており、校庭南端部に設置された土留め石垣や鉄網フェンスを修繕・改修等を行う場合、遺構への影響に留意が必要である。</p> <p>①-5 大極殿院内部空間 市道加1-2・1-3号線が通過しており、地下には水道管も埋設されていて、地下遺構は削平されている可能性が高い。今後の維持管理について府内協議が必要である。</p>
	②朝堂院地区	<p>朝堂院地区の範囲の土地は、ほぼ史跡指定が済んでおり、史跡の本質的価値の保存や活用に関する行為以外は行われていない。保存管理上の課題は、以下のとおり。</p> <p>②-1 朝堂院区画堀跡 一部未指定地があることから、今後追加指定をめざす。</p> <p>②-2 朝堂院北門跡・②-3 朝堂院南門跡 市道加1-4号線が朝堂院中軸線を貫くため、今後市道の維持管理について府内協議が必要である。</p> <p>②-6 檻旗遺構 民有地地下に檻旗遺構が保存されている可能性が高いことから、今後公有化に向けた地権者との協議が必要である。</p> <p>②-7 朝堂院内部空間 国道163号や市道加1-4号線が朝堂院内で十字に交差しており、今後の維持管理について協議が必要となる。また、未指定地や未公有地も点在しているため、今後追加指定及び公有化に向けた地権者との協議が必要である。</p>

	③朝集院地区	朝集院地区的土地について、ほぼ過半数の史跡指定が済んでおり、史跡の本質的価値の保存や活用に関する行為以外は行っていないが、地権者との保存管理上の課題は、朝集院地区内に未指定地があるため、今後、追加指定及び公有化に向けた協議が必要である。また、市道加1-4号線が地区中央を貫き、市道加1053・1065号線が地区を南北に分断している。今後、市道の維持管理について庁内協議が必要である。
	④内裏地区	内裏地区の範囲はほぼ全て史跡指定が済んでおり、史跡の本質的価値の保存や活用に関する行為以外は行っていない。公有地については、コスモスや蕎麦等の花卉栽培を瓶原まちづくり協議会に委託し活用を図っている。保存管理上の課題の主要なものは、区画南部を東西に通る関西電力高圧線の線下部分の公有化が進んでいないことである。内裏東区画では、南北に分断する市道加1068号線が通り、水道管も埋設されていることから、市道部分の遺構は削平されている可能性が高い。今後、市道や水道管の移設も向けた庁内協議が必要である。内裏西区画では、市道加1-3号線が区画を東西に分断しているが、生活道路であり共存していく必要があるが、維持管理の手法について庁内協議が必要である。
	⑤宮大垣	宮大垣の土地は、北面を除いて未指定地が多い。指定地については、史跡の本質的価値の保存や活用に関する行為以外は行っていない。保存管理上の課題としては、以下のとおり。 ⑤-1 北面大垣跡 東半部が農地、西半部が宅地となっている。宅地は登大路地域となり、市道加1033・1035・1037・1038号線が生活道路として通過し、今後も共存を図っていくことが必要である。農地についても史跡指定地が多いが、離農者からの公有化希望が多い。大垣北東隅部分に立地する工場も閉鎖しており、今後の保存管理を地権者と協議する必要がある。 ⑤-2 東面大垣跡 国道163号により南北に分断されているが、指定地は半数程度で農地が多く、市道加2-2号線と市道加1-2号線の交差点は宅地となっている。史跡指定された農地についても、離農者が増加し公有化希望が多い。 ⑤-3 西面大垣跡 国道163号及び市道加1-2・2-3・1052号線により南北に分断されているが、指定地は半数程度で多くは農地であるが、国道・市道沿い及び北端部分は宅地となっている。宅地は登大路地域と河原地域となり、今後も共存していく必要がある。また、ソーラーパネルが設置される計画地があり、今後保存範囲においても設置が計画された場合の対応を検討する必要がある。 ⑤-4 南面大垣跡 市道加1-4・1053・1073号線により東西に分断されているが、指定地の西半部が農地、中央部が工場、東半部が岡崎地域の宅地となり、指定地は半数程度である。東西端部分において大垣南西・南東隅部が確認されていることから、飛び地的に第一種保存地区が設定されている。また、中央部に所在が想定される朱雀門についても実態が解明されていないが、推定地に立地する工場建替えに伴う発掘調査で重要遺構（大垣南側溝跡）が確認されたことから、第三種保存地区であるが、公有化を視野に保存の検討を行っている。未指定地については、今後も追加指定に向けた地権者との協議が必要である。東半部は今後も地域との共存を図ることが必要である。
	山城国分寺跡	山城国分寺跡については、恭仁宮跡と重複した遺跡であり保存管理上の課題は類似したものとなる。山城国分寺跡特有の課題として、塔礎石周辺土砂の流出が激しく、今後礎石が傾く危険性が考えられるため安全対策が必要である。
副次的価値を有する要素	①中世の瓶原地域に関する諸要素	史跡指定地については、史跡の副次的価値の保存活用に関する行為以外は行っていない。当該要素の範囲には地表面上で空堀や土塁などの遺構が確認できることから、農業基盤整備や住環境改善等の場合も注意が必要である。市道加2-3・1035・1038・1039号線についても遺構の可能性があるため、維持管理について庁内協議が必要である。
	③近代の瓶原地域に関する諸要素	礎石の実測ができておらず、今後、3D写真測量等記録が必要である。

### (3) 保存（保存管理）の基本方針

#### (3-1) 保存管理の対象範囲と地区区分

保存管理を行う対象範囲は恭仁宮跡保存範囲とし、遺跡の重要性や現在の土地利用等により三種の地区に区分し、保存管理の指針を定める。なお、この区分は恭仁宮跡保存管理計画で定めたものを踏襲するが、その後の発掘調査成果や社会情勢の変化などによって一部修正が必要なため、ここで改めて記述する。なお、『恭仁宮跡保存管理計画』からの変更点は太字で記した。

##### 第一種保存地区

恭仁宮跡の中枢部分にあたる内裏地区・大極殿地区・朝堂院地区・朝集院地区・朱雀門推定地周辺及び後の山城国分寺跡、それぞれの範囲に該当する地区、並びに宮大垣とその側溝部分や宮城門跡等重要遺構が確認された地区とする。今後、**史跡の活用や整備に備え、計画的に公有化を進める。**

##### 第二種保存地区

恭仁宮の宮城門や官衙などの所在推定地であって、現状は主に農地として利用されている土地。農業と遺跡の共存を図りながら保存する地区とするが、**史跡の活用や整備のため、まとまった土地を必要とする場合や、遺跡の保存上必要となる場合は、公有化を進め積極的な活用を図る。**

##### 第三種保存地区

恭仁宮の大垣や官衙などの所在推定地であって、現状は主に既存の住宅地区として利用されている土地。地域住民生活と遺跡の共存を図りながら保存する地区とするが、**遺跡の保存上必要な場合は公有化を行う。**

#### (3-2) 現状変更等の基本方針

##### ①現状変更等の規制について

文化財保護法第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為については、文化庁長官の許可を得る必要がある。現状を変更する行為とは、史跡の現状に物理的変更を加える行為であり、保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史跡保護の観点から将来にわたり支障をきたす行為である。

なお、現状変更行為等のうち軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、木津川市教育委員会がその事務を行う。

##### ②地区別保存管理の方針

地区区分に基づいて地区別の保存管理方針を以下のように設定する。なお、本基本方針は、史跡指定地に対して設定するものであり、史跡未指定地については適用しないものとする。

保存管理区分項目	第一種保存地区	第二種保存地区	第三種保存地区
基本方針	生活基盤及び史跡整備・活用に 関わる事業以外は、現状変更は 認めない。	現状の土地利用を変更せず、遺 構・環境・景観を損なわない範 囲の軽微な現状変更以外は認め ない。	地域住民の生活環境を考慮し、 遺構・環境・景観を損なわない 範囲の現状変更以外は認めな い。

恭仁宮跡保存管理区分保存範囲面積表 (m<sup>2</sup>)

保存管理区分	保存範囲面積	筆数
第一種保存地区	195,695.54	401
第二種保存地区	166,101.67	345
第三種保存地区	47,480.02	135
道路水路面積	13,088.65	110
総面積	422,365.88	991

#### (4) 保存（保存管理）の解決方法

保存（保存管理）の解決方法は以下のとおりである。

本質的 価値 を有する 要素	構成諸要素	課題に対する解決方法
	①-1 大極殿基壇	基壇上の礎石の評価について所有者と協議を開始する。また、樹木伐採のため、高所作業車を搬入する場合、現状変更等の許可を必要とする行為として申請書を提出。
	①-3 大極殿南面段差	石垣が崩れた場合は、原因を調査したうえで必要な措置を講ずる対策が確定してから現状変更許可申請書を提出。また、発掘調査の実施に向けて府も含めて検討する。 フェンス老朽化による取り換えは、現状の基礎を再利用することを条件に現状変更許可申請を提出。
	①-5 大極殿院内部空間	市道地下の水道管の敷設替えの場合や市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。
	②-1 朝堂院区画堀跡	追加指定に向けて協議を進める。
	②-2 朝堂院北門跡 ②-3 朝堂院南門跡	市道地下の水道管の敷設替えの場合や市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。
	②-4 掘立柱建物跡 (SB11000)	民有地の公有化をめざす。
	②-6 幢旗遺構	民有地の公有化をめざす。
	②-7 朝堂院内部空間	市道地下の水道管の敷設替えの場合や国道及び市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。追加指定及び公有化に向けた協議を進める。
	③朝集院地区	市道地下の水道管の敷設替えの場合や市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。追加指定及び公有化に向けた協議を進める。

④内裏地区	市道地下の水道管の敷設替えの場合や市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。 市道加1068号線については、周辺の公有化進捗により市関係課と農地耕作者及び水路受益者と協議が済めば、市道廃道及び水道管の移設を検討する。 民有地の公有化をめざす。
⑤－1 北面大垣跡	公有化希望については、今後の史跡活用整備構想や整備計画により検討していく。 また、北東隅の工場についても保存区分を変更する。
⑤－2 東面大垣跡	公有化希望については、今後の史跡活用整備構想や整備計画により検討していく。
⑤－3 西面大垣跡	ソーラーパネル設置については史跡景観を損なうことから、農業や果樹に係る遮光屋根への設置も含めて認めない。
⑤－4 南面大垣跡	朱雀門推定地の工場については公有化を検討し、その周辺部分についても一体的な整備活用を想定し、保存地区を変更し史跡指定及び公有化を検討する。
山城国分寺跡	地権者と協議し、安全対策の必要性について検討する。東面築地跡を通過する市道加1067号線については、周辺の公有化進捗により市関係課と農地耕作者及び水路受益者と協議が済めば、市道廃道及び水道管の移設を検討する。
有する副次的価値を	①中世の歴史文化に関する諸要素  地表面上で遺構が確認できる箇所において、掘削を伴う農業基盤整備や住環境改善等が計画された場合、所有者と協議のうえ、史跡指定及び公有化も含めて現状保存を目指す。また、市道地下の水道管の敷設替えの場合や市道アスファルトのオーバーレイの場合、現状変更許可申請を提出。
	③近代の瓶原地域に関する諸要素  地権者と協議し、記録作成について検討する。

## (5) 現状変更の取り扱い基準

現状変更の取り扱い基準は以下の表のとおりである。

保存管理区分項目	第一種保存地区	第二種保存地区	第三種保存地区
地形・区画の変更及び形質変更	史跡整備・活用に関わる事業以外の現状変更是認めない。	史跡整備・活用に関わる事業や、農業基盤整備・生活環境整備に関わる軽微な現状変更以外は認めない。	
道路・水路	史跡整備・活用に関わる事業以外の新設改良は認めない。既存施設の更新等機能維持に係る現状変更是、遺構・環境を損なわない範囲で認める。災害復旧は遺構・環境を損なわない範囲で認める。	農業振興及び史跡整備・活用に関わる事業以外の新設改良は認めない。既存施設の更新等機能維持に係る現状変更是、遺構・環境を損なわない範囲で認める。災害復旧は遺構・環境を損なわない範囲で認める。	生活環境整備及び史跡整備・活用に関わる事業の新設改良は遺構・環境を損なわない範囲で認める。災害復旧は遺構・環境を損なわない範囲で認める。
合併浄化槽	認める。既存施設の更新を基本とする。新たなルート・場所で設置が必要な場合は事前発掘調査結果により検討する。		
その他公共的工作物（電柱・標柱等）	史跡整備・活用に関わる事業による新設と、既設施設の更新改修は認める。	生活環境整備に必要な場合や史跡整備・活用に関わる事業のみ新設、更新、改修は認める。	

住宅等新築・増改築	新築、改築及び全面改修は、原則として認めない。 部分的な増設等や改修について、史跡保存上支障が無い場合は認める。	農家住宅・農業用倉庫に限り、新築・増改築を認め る。ただし、史跡景観に配慮したものとする。	認める。ただし、史跡景観に配慮したものとする。
仮設建物	遺構に影響のない範囲で、期間を限って認める。ただし、史跡景観に配慮したものとする。		
太陽光パネル	太陽光パネルの設置は、農業や果樹に係る遮光屋根への設置も含め認めない。	住宅等屋根への設置は認め る。ただし史跡景観に配慮し たものとする。	
発掘調査	計画的に発掘調査を行い、遺跡の内容を明らかにしてゆく。上記区分項目以外で現状変更の許可申請が行われた場合、事前に発掘調査を行う。	計画的な発掘調査の他、現状変更の許可申請が行われた場合、事前に発掘調査を行う。	現状変更の許可申請が行 われた場合、事前に発掘調 査を行う。
土地公有化	計画的に公有化を図る。	発掘調査結果及び史跡活用整備計画に基づき、必要な場所について公有化を行う。 重要遺構（註）が存在する可能性が高い場合や遺跡保存上必要な場合は、発掘調査によらずとも公有化を検討する。	重要遺構（註）が確認された場合、公有化を検討する。重要遺構が存在する可能性が高い場合や遺跡保存上必要な場合は、発掘調査によらずとも公有化を検討する。
史跡整備活用	発掘調査結果に基づき史跡整備・活用計画を立案し、史跡公園として積極的な活用を図る。	公有化した土地は、発掘調査結果及び史跡活用整備計画などに基づき活用を図る。	

(註:重要遺構とは本質的価値を有する要素および埋蔵文化財包蔵地となっている中世の遺跡を指す。)

## (6) 追加指定

遺跡保存範囲の指定・未指定について記述したが、『続日本紀』の記述から、恭仁宮には付属する施設として、朱雀大路や東西大路、石原宮や城北苑などの離宮・苑地、恭仁京東北道などが存在していると考えられるが、これらの実態についても不明である。

基本的には、本保存活用計画の対象とする範囲は、宮の規模が確定している恭仁宮跡（山城国分寺跡）であるが、本質的価値を有する施設がその周辺で確認される可能性は高い。今後発掘調査などで『続日本紀』の記事と合致する遺跡が確認された場合、恭仁宮跡及び山城国分寺跡の範囲以外であっても追加指定を検討する。

## (7) 公有化

### (7-1) 史跡山城国分寺跡の公有化（昭和55年度から平成18年度まで）

昭和32年7月1日付け文化財保護委員会告示第46号によって国の史跡となった山城国分寺跡85,996.4m<sup>2</sup>では、昭和55年に、史跡地内で農家住宅の建築をめぐる事態が発生、現状変更を認めないことによる土地の買収を行った。この事例を機に加茂町では、史跡指定地の保存管理の指針を定める「史跡山城国分寺跡保存管理計画」の策定に着手、昭和63年3月に『史跡山城国分寺跡保存管理計画策定報告書』をまとめた。基本的には、史跡山城国分寺跡指定地内の保存管理方針として策定されたが、将来的な恭仁宮跡の保存を盛り込んだ点、また、国分寺の寺域と恭仁宮の中心施設(朝堂院・大極殿・内裏)の重複関係から、恭仁小学校は現地での改築とせず、移転改築後の撤去とし、さらに指定地内の私有地については原則として現状変更を認めず、将来的な全面公有化を打ち出すなど、史跡指定地内の現状保存を最優先としたものとなった。

この保存管理計画のもとで、恭仁宮跡の保存を視野に入れた調査方針も示され、史跡指定地の公有化とともに、発掘調査の範囲が恭仁宮域に拡大していった。ただ、公有化が進むにつれて、公有地の維持管理が地元でも問題となる一方、瓶原地区では農村集落地区整備事業に向けて、各集落間での計画立案作業が精力的に行われた。

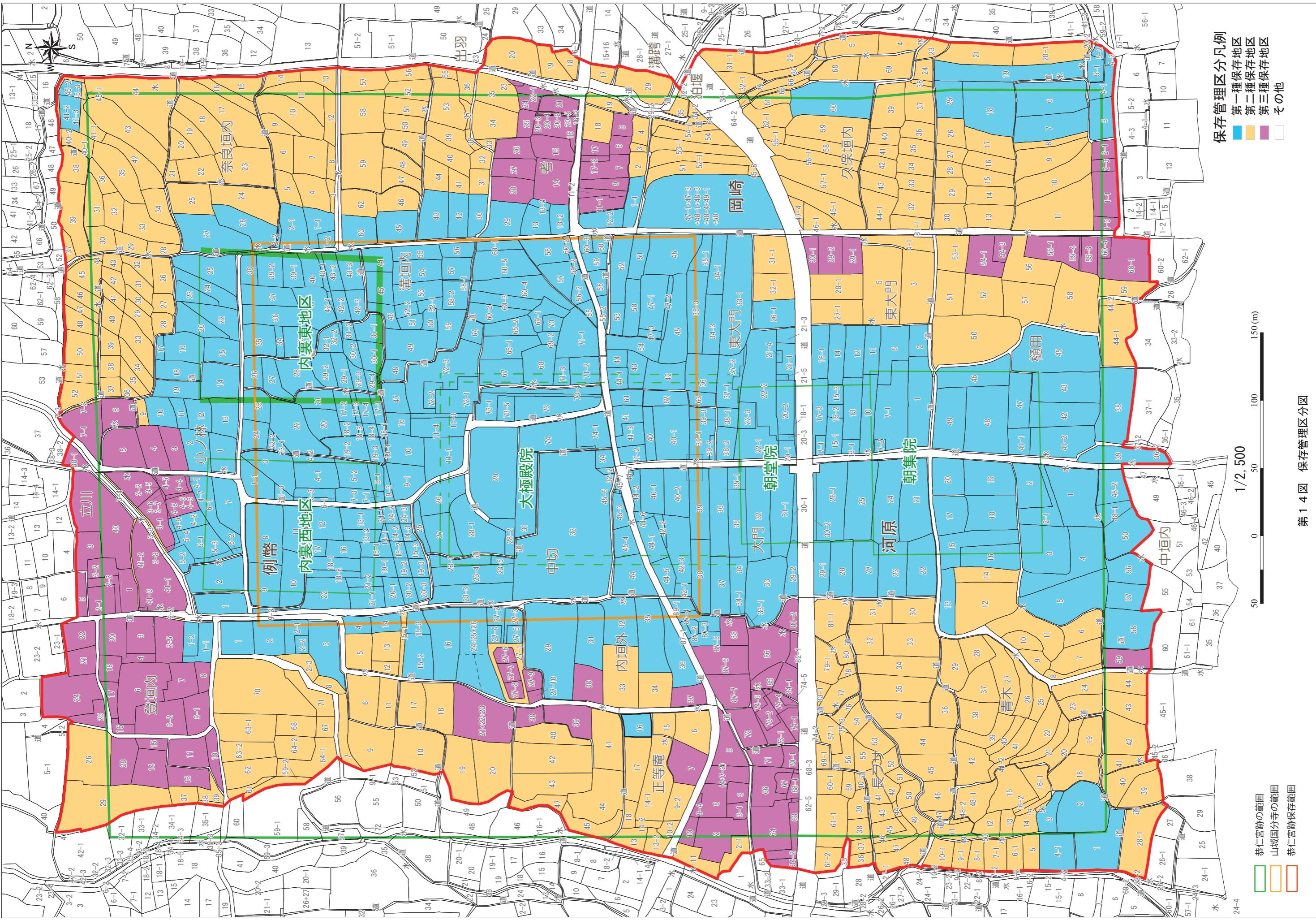
計画策定段階当初は、恭仁宮跡の範囲には事業適用地として集落地区計画が張りめぐらされたが、その後の協議で、平成8年に確定した恭仁宮域が、地元の集落地区整備構想の中に宮域内の有効利用や史跡公園の整備などを前提とする保存範囲として位置づけられることになった。

当時の加茂町教育委員会では、この動きを受けて、史跡山城国分寺跡から史跡恭仁宮跡への拡大を行うために、平成15年度に3年計画での「史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画」の策定に着手した。この計画では、それまでの史跡山城国分寺跡約8.6ヘクタールに対して、確定した宮域約42ヘクタールと広大な史跡となるため、史跡地内の土地利用区分を設定して対応する方針で見直しを行った。

加茂町教育委員会は、平成18年3月『恭仁宮跡保存管理計画』を公表し、地元瓶原地区全域で恭仁宮跡の保存と史跡追加指定の説明会を実施して理解を求めた。その上で、追加指定範囲の地権者の方々に追加指定にかかる同意をいただくための説明を行ったうえで、平成18年7月に史跡名称の変更と史跡拡大の追加指定意見具申を行い、同年11月17日の文化審議会の答申を経て、翌年2月6日付け告示により「史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）」として正式に発効した。史跡範囲の拡大に伴い、平成18年度から、史跡山城国分寺跡範囲外の公有化が着手された。

その後、平成19年3月12日に加茂町をはじめとする隣接木津町・山城町が合併して木津川市が発足。恭仁宮跡については、合併後も予定範囲の史跡指定に向けて、該当地域の地権者の方々に史跡追加指定の同意を得る作業を続けている。また、毎年度の公有化事業も継続して実施している。

第14図 保存管理区分図





## (7-2) 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の公有化（平成19年度から令和5年度まで）

平成19年の追加指定・史跡名称変更以後、『恭仁宮跡保存管理計画』に基づき、第一種保存地区の公有化を優先的に進めている。公有化は毎年度直買事業として継続的に実施しており、所有者との協議が整った土地の公有化を進めている。平成19年の合併により木津川市となってからも公有化は継続実施しているが、史跡が国道163号の南へ拡大するに伴い、国道沿いの織物工場や農地など公有化が大幅に進捗し、平成22年（2010）の平城遷都1300年祭にあわせて開催した恭仁京遷都祭に伴う現状変更により、国道沿いの公有地が盛土造成され会場として活用された。会場跡地は、その後も多目的広場として使用され、国道とのアクセスの良い利便性の高い広場となっている。また、大極殿院や朝堂院、国道を跨いで朝集院の他、内裏地域など公有地は南北に拡がっている状況である。以上の様に第一種保存地区の公有化は順調に進んでいるが、第二種保存地区の様相は別である。『恭仁宮跡保存管理計画』策定時には想定しなかった農業担い手不足による耕作放棄地増加の速度が増しており、高齢の所有者が公有化を希望するが、第一種保存地区の公有化を優先している状況のため、財源の目処が立たず断っている状況である。第三種保存地区については、恭仁宮跡保存地区内の住宅建替えが一定落ち着いてからの史跡追加指定であることから、合併浄化槽設置に伴う現状変更はあるが、個人住宅の建替えに伴う現状変更はほとんどない。令和6年3月31日時点の公有化一覧表（第5表）及び公有化現況図（第17図）のとおりである。

第5表 公有化一覧表

番号	年度	町	大字	小字	地番	地目	地積	公有化累積面積
1	55	加茂町	例幣	溝ノ垣内	23-2	田	63.00	
2	55	加茂町	例幣	溝ノ垣内	24	田	407.00	
<b>昭和55年 度 計</b>							<b>470.00</b>	<b>470.00</b>
3	58	加茂町	例幣	溝ノ垣内	23-1	田	85.00	
4	58	加茂町	例幣	溝ノ垣内	38	田	272.00	
5	58	加茂町	例幣	溝ノ垣内	39-2	田	463.00	
<b>昭和58年 度 計</b>							<b>820.00</b>	<b>1,290.00</b>
6	59	加茂町	例幣	溝ノ垣内	39-1	田	358.00	
<b>昭和59年 度 計</b>							<b>358.00</b>	<b>1,648.00</b>
7	60	加茂町	例幣	溝ノ垣内	40	田	343.00	
<b>昭和60年 度 計</b>							<b>343.00</b>	<b>1,991.00</b>
8	61	加茂町	例幣	溝ノ垣内	51	田	181.00	
9	61	加茂町	例幣	溝ノ垣内	52-2	田	164.00	
<b>昭和61年 度 計</b>							<b>345.00</b>	<b>2,336.00</b>
10	62	加茂町	例幣	溝ノ垣内	71-2	宅地	435.64	
<b>昭和62年 度 計</b>							<b>435.64</b>	<b>2,771.64</b>
11	63	加茂町	河原	大門	42-2	畠	90.00	
12	63	加茂町	河原	大門	44-1	宅地	464.64	
13	63	加茂町	河原	大門	44-6	田	73.00	
14	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	52-1	田	145.00	
15	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	53	田	502.00	
16	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	54	田	584.00	
17	63	加茂町	例幣	中切	44	田	748.00	
18	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	71-1	田	880.00	
19	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	71-3	田	235.00	
20	63	加茂町	例幣	溝ノ垣内	60-2	田	461.00	
<b>昭和63年 度 計</b>							<b>4,182.64</b>	<b>6,954.28</b>
21	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	68	田	673.00	
22	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	69-1	畠	339.00	
23	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	69-2	田	136.00	
24	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	60-3	田	446.00	
25	元	加茂町	例幣	中切	11	田	534.00	
26	元	加茂町	例幣	中切	18-2	田	207.00	
27	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	22	田	1,043.00	
28	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	36	田	658.00	
29	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	37	田	564.00	
30	元	加茂町	河原	東大門	50	田	476.00	
31	元	加茂町	河原	東大門	51	田	395.00	
32	元	加茂町	河原	東大門	57	田	460.00	
33	元	加茂町	河原	東大門	58	田	556.00	
34	元	加茂町	例幣	溝ノ垣内	64	田	229.00	
<b>平成元年 度 計</b>							<b>6,716.00</b>	<b>13,670.28</b>

35	2	加茂町	河原	東大門	62	田	362.00	
36	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	4-2	田	148.00	
37	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	60-4	田	874.00	
38	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	28	田	608.00	
39	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	26	田	306.00	
40	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	27	田	384.00	
41	2	加茂町	例幣	中切	16	田	324.00	
42	2	加茂町	例幣	中切	17	田	180.00	
43	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	35	田	548.00	
44	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	49	田	859.00	
45	2	加茂町	例幣	溝ノ垣内	50	田	166.00	
46	2	加茂町	河原	東大門	45	田	986.00	
平成2年 度 計							5,745.00	19,415.28
47	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	16	田	276.00	
48	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	47	田	399.00	
49	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	6-3	田	225.00	
50	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	4-1	田	595.00	
51	3	加茂町	河原	東大門	61	田	277.00	
52	3	加茂町	河原	大門	42-3	田	817.00	
53	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	59	田	511.00	
54	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	58-2	田	398.00	
55	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	6-1	田	76.00	
56	3	加茂町	例幣	中切	22	田	761.00	
57	3	加茂町	河原	大門	42-1	田	109.00	
58	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	58-1	田	19.00	
59	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	11-3	田	143.00	
60	3	加茂町	例幣	溝ノ垣内	20	田	493.00	
61	3	加茂町	例幣	中切	21-2	田	191.00	
平成3年 度 計							5,290.00	24,705.28
62	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	56	田	257.00	
63	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	57	田	351.00	
64	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	60-5	田	909.00	
65	4	加茂町	河原	東大門	42	田	601.00	
66	4	加茂町	例幣	中切	21-1	田	403.00	
67	4	加茂町	河原	大門	38	田	741.00	
68	4	加茂町	河原	東大門	35-3	田	820.00	
69	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	21	田	372.00	
70	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	17-2	田	288.00	
71	4	加茂町	例幣	溝ノ垣内	18-2	田	132.00	
72	4	加茂町	河原	東大門	34-3	田	550.00	
平成4年 度 計							5,424.00	30,129.28

73	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	60-1	田	230.00	
74	5	加茂町	河原	東大門	34-1	田	504.00	
75	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	45	田	456.00	
76	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	46	田	245.00	
77	5	加茂町	河原	東大門	39-3	田	186.00	
78	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	1-3	田	113.00	
79	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	3	田	707.00	
80	5	加茂町	例幣	中切	23-3	田	820.00	
81	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	32-1	田	320.00	
82	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	29-2	田	355.00	
83	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	33	田	532.00	
84	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	34	田	137.00	
85	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	41	田	677.00	
86	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	5-2	田	479.00	
87	5	加茂町	例幣	溝ノ垣内	7-3	田	306.00	
88	5	加茂町	例幣	中切	15-1	田	416.00	
89	5	加茂町	例幣	中切	15-3	田		
平成5年 度 計							6,483.00	36,612.28
90	6	加茂町	例幣	中切	26	田	653.00	
91	6	加茂町	例幣	中切	27	田	670.00	
92	6	加茂町	河原	東大門	43	田	340.00	
93	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	10	田	588.00	
94	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	29-1	田	304.00	
95	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	29-4	田	126.00	
96	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	11-4	田	574.00	
97	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	55	田	383.00	
98	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	44	田	390.00	
99	6	加茂町	例幣	中切	23-4	田	820.00	
100	6	加茂町	例幣	中切	23-5	田	91.00	
101	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	42-1	田	26.00	
102	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	42-3	田	277.00	
103	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	43-1	田	112.00	
104	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	43-3	田	459.00	
105	6	加茂町	例幣	溝ノ垣内	1-1	田	505.00	
平成6年 度 計							6,318.00	42,930.28

106	7	加茂町	例幣	中切	10	田	671.00	
107	7	加茂町	例幣	中切	18-1	田	391.00	
108	7	加茂町	例幣	中切	19-1	田	382.00	
109	7	加茂町	例幣	中切	19-3	田	183.00	
110	7	加茂町	例幣	中切	13-2	田	245.00	
111	7	加茂町	例幣	中切	14-1	田	53.00	
112	7	加茂町	例幣	中切	14-3	田	116.00	
113	7	加茂町	例幣	中切	24-1	田	23.00	
114	7	加茂町	例幣	中切	24-3	田	131.00	
115	7	加茂町	例幣	中切	23-1	田	315.00	
116	7	加茂町	例幣	中切	25	田	194.00	
117	7	加茂町	河原	東大門	36	田	666.00	
118	7	加茂町	河原	東大門	47-2	田	140.00	
119	7	加茂町	河原	東大門	63	田	204.00	
120	7	加茂町	例幣	溝ノ垣内	72-3	境内地	1,427.00	
121	7	加茂町	例幣	溝ノ垣内	73-4	境内地	380.00	
平成7年 度 計						5,521.00	48,451.28	
122	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	72-1	境内地	666.00	
123	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	72-2	境内地	199.00	
124	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	73-1	境内地	457.00	
125	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	73-5	境内地	236.00	
126	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	30-1	田	356.00	
127	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	31-1	田	366.00	
128	8	加茂町	例幣	溝ノ垣内	48	田	256.00	
129	8	加茂町	例幣	中切	12	田	616.00	
130	8	加茂町	例幣	中切	13-1	田	461.00	
131	8	加茂町	河原	東大門	52	田	654.00	
132	8	加茂町	河原	東大門	35-1	田	299.00	
133	8	加茂町	河原	東大門	47-1	田	756.00	
平成8年 度 計						5,322.00	53,773.28	
134	9	加茂町	例幣	中切	9	田	736.00	
135	9	加茂町	例幣	中切	9-2	雜種地	67.00	
136	9	加茂町	例幣	中切	20-1	田	277.00	
137	9	加茂町	例幣	中切	20-3	田	186.00	
138	9	加茂町	例幣	溝ノ垣内	11-1	田	765.00	
139	9	加茂町	例幣	溝ノ垣内	73	雜種地	836.00	
140	9	加茂町	例幣	溝ノ垣内	65-2	田	442.00	
141	9	加茂町	例幣	溝ノ垣内	67	田	608.00	
142	9	加茂町	河原	大門	40-2	田	678.00	
143	9	加茂町	河原	大門	44-2	宅地	202.03	
144	9	加茂町	河原	大門	44-7	宅地	16.76	
145	9	加茂町	河原	東大門	53	宅地	232.97	
平成9年 度 計						5,046.76	58,820.04	

146	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	9-1	田	588.00	
147	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	19-1	田	35.00	
148	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	19-2	田	485.00	
149	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	17-1	田	156.00	
150	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	17-3	田	83.00	
151	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	18-1	田	41.00	
152	10	加茂町	例幣	溝ノ垣内	18-3	田	32.00	
平成10年度計							1,420.00	60,240.04
153	11	加茂町	例幣	溝ノ垣内	65-1	田	626.00	
平成11年度計							626.00	60,866.04
154	12	加茂町	河原	大門	39	田	781.00	
平成12年度計							781.00	61,647.04
155	13	加茂町	河原	東大門	60-2	宅地	56.17	
156	13	加茂町	河原	東大門	60-3	宅地	124.82	
平成13年度計							180.99	61,828.03
157	14	加茂町	例幣	溝ノ垣内	25	田	450.00	
158	14	加茂町	例幣	中切	45-4	宅地	327.87	
平成14年度計							777.87	62,605.90
159	15	加茂町	河原	大門	40-1	田	553.00	
平成15年度計							553.00	63,158.90
160	16	加茂町	例幣	中切	45-3	宅地	238.75	
平成16年度計							238.75	63,397.65
161	17	加茂町	例幣	中切	34	宅地	172.58	
平成17年度計							172.58	63,570.23
162	18	加茂町	河原	大門	24	田	1,217.00	
163	18	加茂町	河原	東大門	38-1	田	222.00	
164	18	加茂町	河原	東大門	37-1	田	625.00	
165	18	加茂町	河原	東大門	39-1	田	487.00	
166	18	加茂町	河原	大門	30-1	田	159.00	
平成18年度計							2,710.00	66,280.23
167	19	木津川市加茂町	河原	大門	30-2	田	108.00	
168	19	木津川市加茂町	河原	大門	31-1	田	1,035.00	
169	19	木津川市加茂町	例幣	内垣外	44	田	1,162.00	
170	19	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	13	田	542.00	
平成19年度計							2,847.00	69,127.23
171	20	木津川市加茂町	河原	東大門	21-1	宅地	296.00	
172	20	木津川市加茂町	河原	東大門	21-3	宅地	152.35	
173	20	木津川市加茂町	例幣	中切	6-1	田	701.00	
174	20	木津川市加茂町	例幣	中切	7	田	649.00	
175	20	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	20	田	523.00	
176	20	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	22	田	537.00	
平成20年度計							2,858.35	71,985.58

177	21	木津川市加茂町	河原	東大門	20-2	宅地	528.40	
178	21	木津川市加茂町	河原	東大門	21-5	宅地	36.82	
179	21	木津川市加茂町	例幣	内垣外	27-2	宅地	199.22	
平成21年度 計							764.44	72,750.02
180	22	木津川市加茂町	河原	東大門	20-3	宅地	47.22	
181	22	木津川市加茂町	河原	東大門	21-4	宅地	38.81	
182	22	木津川市加茂町	河原	東大門	22-2	宅地	1,556.76	
183	22	木津川市加茂町	河原	東大門	37-2	田	112.00	
平成22年度 計							1,754.79	74,504.81
184	23	木津川市加茂町	河原	東大門	18-1	雑種地	66.00	
185	23	木津川市加茂町	河原	東大門	22-3	宅地	250.00	
186	23	木津川市加茂町	河原	大門	27	田	786.00	
187	23	木津川市加茂町	河原	大門	28	田	696.00	
188	23	木津川市加茂町	河原	大門	29-1	田	474.00	
189	23	木津川市加茂町	河原	大門	25	田	1,235.00	
190	23	木津川市加茂町	河原	大門	37	田	610.00	
平成23年度 計							4,117.00	78,621.81
191	24	木津川市加茂町	河原	大門	36	田	899.00	
192	24	木津川市加茂町	河原	大門	33	田	1,315.00	
193	24	木津川市加茂町	河原	東大門	44	宅地	200.76	
194	24	木津川市加茂町	河原	権用	49	田	330.34	
平成24年度 計							2,745.10	81,366.91
195	25	木津川市加茂町	河原	東大門	55	畠	138.00	
196	25	木津川市加茂町	河原	東大門	56-1	宅地	238.97	
197	25	木津川市加茂町	例幣	内垣外	3	田	899.00	
198	25	木津川市加茂町	例幣	奈良垣内	2-1	田	635.00	
199	25	木津川市加茂町	河原	東大門	1	田	1,081.00	
200	25	木津川市加茂町	河原	権用	49	田	712.66	
平成25年度 計							3,704.63	85,071.54
201	26	木津川市加茂町	河原	権用	48	田	1,554.00	
202	26	木津川市加茂町	河原	大門	3	田	1,259.00	
平成26年度 計							2,813.00	87,884.54
203	26	木津川市加茂町	河原	東大門	20-1	宅地	149.17	
204	26	木津川市加茂町	河原	東大門	22-1	宅地	701.43	
205	26	木津川市加茂町	河原	東大門	38-2	宅地	338.70	
206	27	木津川市加茂町	例幣	奈良垣内	1-1	田	439.00	
平成27年度 計							1,628.30	89,512.84
207	28	木津川市加茂町	河原	東大門	55-2	畠	117.00	
208	28	木津川市加茂町	河原	東大門	56	宅地	214.60	
209	28	木津川市加茂町	河原	東大門	7-2	田	72.00	
210	28	木津川市加茂町	河原	東大門	7-1	田	49.79	
平成28年度 計							453.39	89,966.23

211	29	木津川市加茂町	河原	東大門	7-1	田	1,305.92	
212	29	木津川市加茂町	河原	東大門	6	田	723.00	
213	29	木津川市加茂町	河原	大門	32	田	1,236.00	
平成29年度 計							3,264.92	93,231.15
214	30	木津川市加茂町	河原	大門	15	田	857.00	
215	30	木津川市加茂町	河原	大門	16	田	734.00	
216	30	木津川市加茂町	河原	大門	34	田	507.00	
217	30	木津川市加茂町	河原	大門	35	田	690.00	
218	30	木津川市加茂町	河原	東大門	41-2	宅地	246.33	
平成30年度 計							3,034.33	96,265.48
219	元	木津川市加茂町	河原	大門	35-1	宅地	210.97	
令和元年度 計							210.97	96,476.45
220	2	木津川市加茂町	河原	大門	17	田	664.00	
221	2	木津川市加茂町	河原	大門	18	田	945.00	
令和2年度 計							1,609.00	98,085.45
222	3	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	9	田	137.00	
223	3	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	10	田	430.00	
224	3	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	11	田	209.00	
225	3	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	12	田	420.00	
令和3年度 計							1,196.00	99,281.45
226	4	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	1	田	513.00	
227	4	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	2	田	578.00	
228	4	木津川市加茂町	河原	東大門	39-2	池沼	72.00	
令和4年度 計							1,163.00	100,444.45
229	5	木津川市加茂町	例幣	奈良垣内	26	田	800.00	
230	5	木津川市加茂町	例幣	奈良垣内	27	田	1,181.00	
231	5	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	16	田	608.00	
232	5	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	17	田	104.00	
233	5	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	18	田	453.00	
234	5	木津川市加茂町	例幣	小ノ林	19	田	432.00	
令和5年度 計							3,578.00	104,022.45

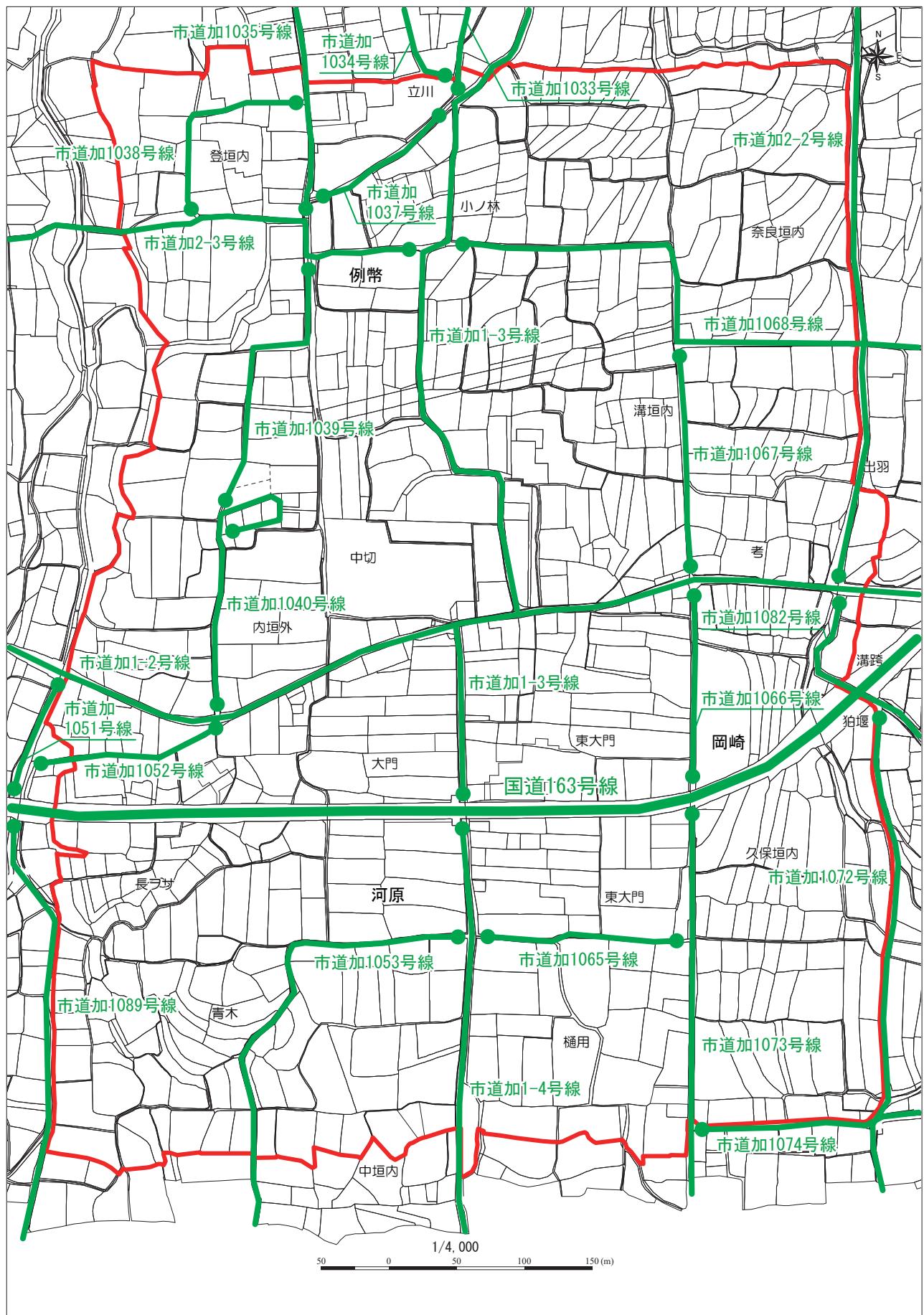
### (7-3) 今後の公有化に向けて

宮中枢部の未買収地については、大極殿基壇（例幣中切29番）と国分寺塔跡（例幣溝垣内70番）は宗教法人国分寺所有地、中切28番1、同28番2は旧瓶原村財産区所有となっている。なお、学校用地、例幣中切45番6、同45番7は市有地である。内裏地区に東西のベルト状の未買収地があるが、これは関西電力高圧線の線下補償対象の土地である。（5）現状変更の取り扱い基準の項目に記載のとおり、計画的に公有化を図るのは第一種保存地区の土地としている。また、宅地より、農地等を優先して公有化交渉を進めている。これは所有者の居住権や地域を分断させないよう配慮しているためであるが、今後、史跡の活用や整備計画を策定する場合には考慮しなければならない。また、恭仁宮跡保存管理計画策定後、第二種保存地区の土地の取り扱いに関する問題が発生するとともに、下表のとおり変則的な事例の対応も行っている。

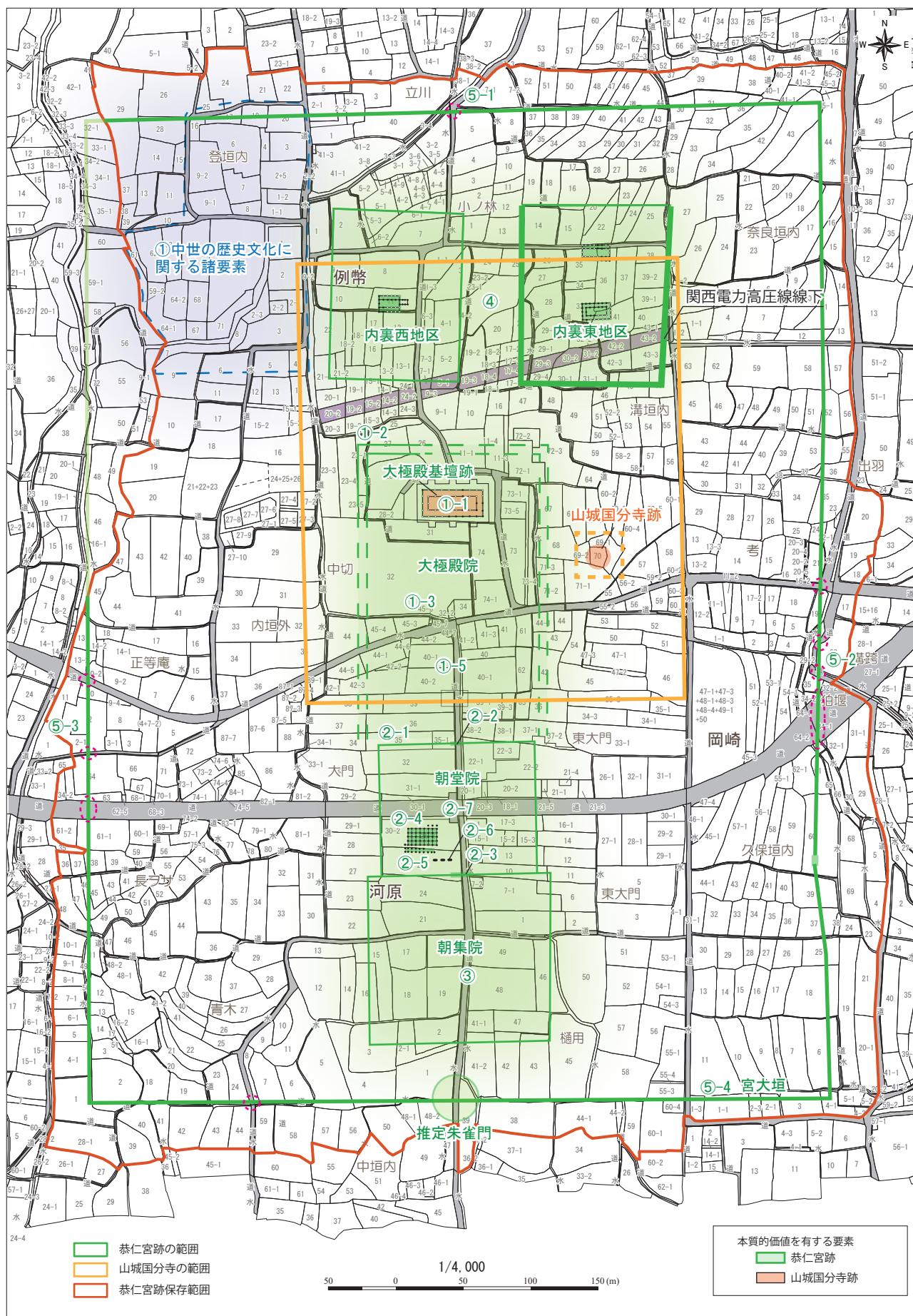
第6表 過去に第二種・第三種保存地区を公有化又は公有化を検討した事例

	保存地区	内容
1	第二種	離農するため、保存範囲の所有地（第一種・第二種）全ての公有化を希望。第二種の土地について、過去の調査において恭仁宮期の遺構（西面大垣跡への排水溝跡）が検出されていることから、公有化を行う。
2	第二種	耕作放棄地のため、保存範囲の所有地（第一種・第二種）全ての公有化を希望。第二種の土地は、第一種と隣接する土地であり、内裏東区画辯跡に沿った土地として公有化を行う。
3	第三種	建物の建替えに伴い発掘調査を実施した結果、恭仁宮期の遺構（南面大垣跡南側溝跡）が検出されたことから、公有化を視野に入れた保存を検討している。

今後は、すでに述べたとおり、公有化の取り扱い基準に第二種保存地区であっても、当保存活用計画に基づき、必要な遺構及び場所について公有化を行うことや、第三種保存地区も含めて過去の調査で重要遺構が確認されている場合や確認される可能性が高い土地について、保存上必要な場合は発掘調査を実施せずに公有化の検討ができるように変更する。



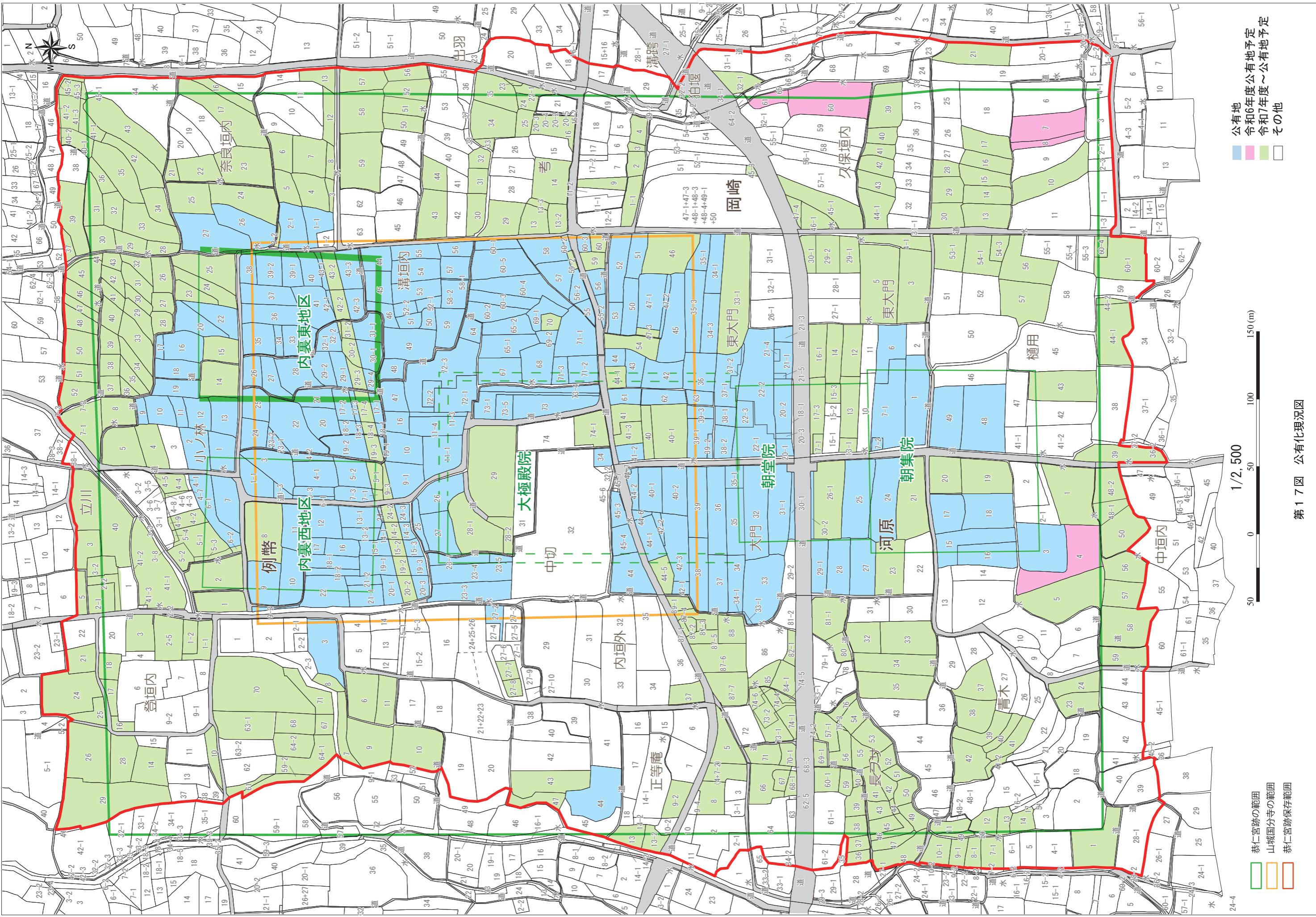
第15図 市道位置図



第16図 本質的価値を有する要素の保存（保存管理）の課題位置図



第17図 公有化現況図





## 第7章 調査

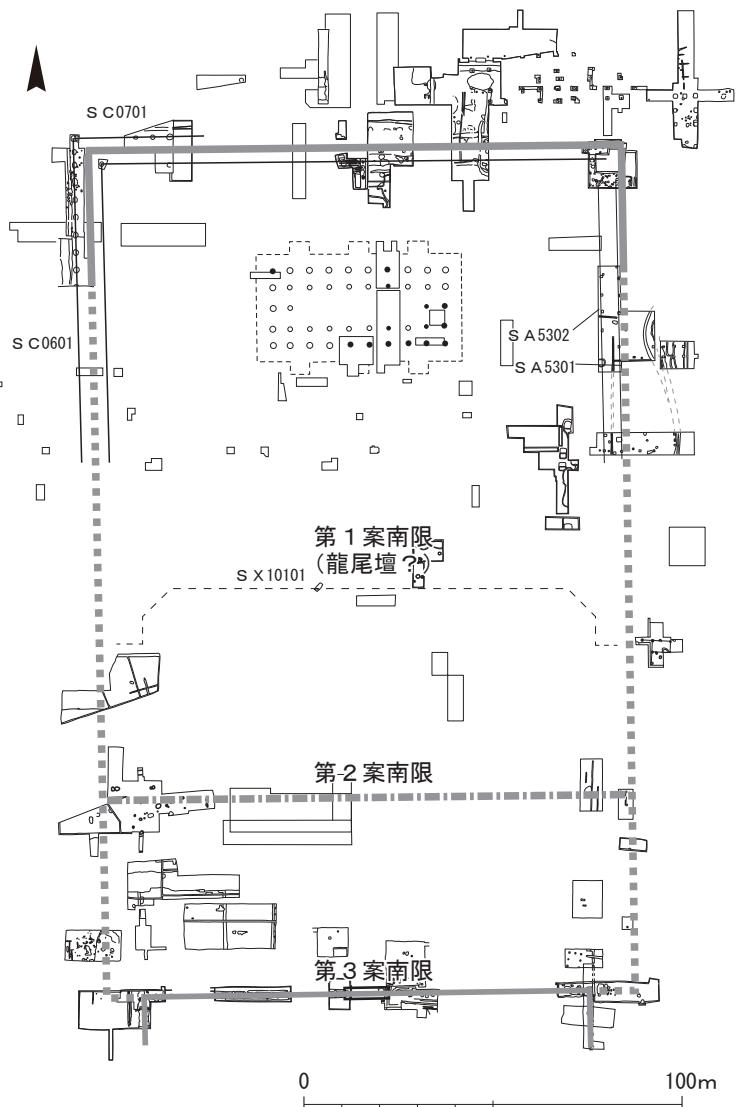
### (1) 調査の課題

#### (1-1) 恭仁宮跡

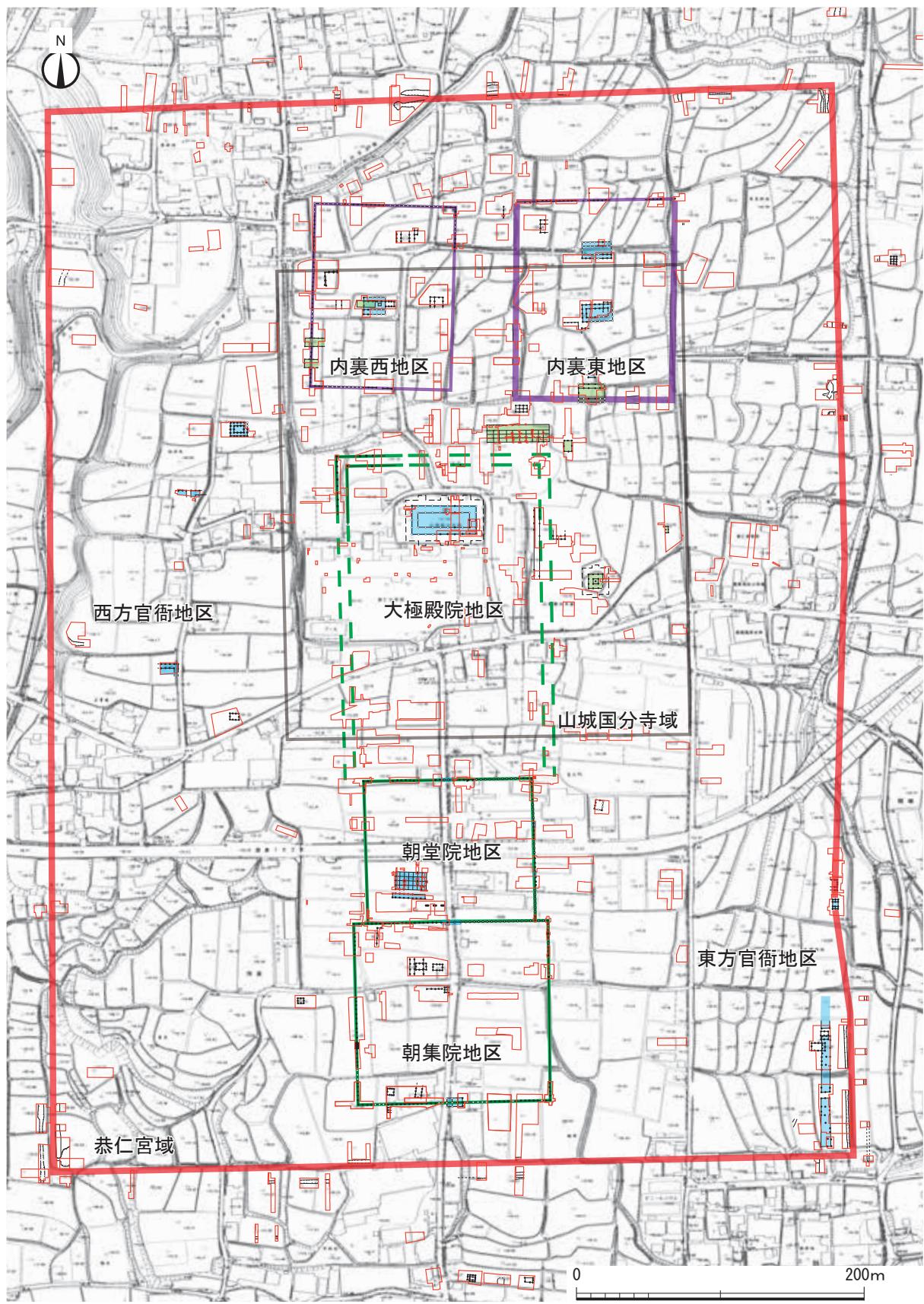
##### ① 大極殿院地区

当地区は大極殿を中心とする政治的儀礼空間である。現地に存在する土壇として大極殿基壇が良好な状況で保存されており、原位置を留める礎石を基準として建物の平面規模が判明しているなど、平城宮第1次大極殿の復元にも資する成果が得られている。現在把握されている基壇外装は瓦積基壇、階段は自然石であることから、山城国分寺金堂に施入されて以後に整備されたものと考えられてきたが、大極殿造営時に基壇外装まで整備されていたか、もしくは恭仁宮造営停止時に基壇外装までは整備されていなかったのか、という点については今後の課題の1つといえる。

大極殿院回廊の遺構として確実な礎石据付穴は回廊北西隅部で検出されるにとどまる。大極殿院の規模は、大極殿を中心として東西は判明しているが、南面回廊に関わる確実な遺構が未検出であることから、南北規模は未だ明らかとなっていない。これまで、南面回廊の位置をめぐって大極殿院の復原案は3案が提示されている。第1案は大極殿の南に約60mの地点、恭仁小学校の校門付近に認められる比高約1.5mの段差を大極殿院の南限を反映した地形とみる案である。第2案は大極殿より南に約100mの地点で検出された礎石据付穴の可能性のある遺構を南面回廊とみる案である。第3案は、他の宮都のように、大極殿院が朝堂院と接続する構造であるとみて、朝堂院地区の北面掘立柱塀を大極殿院の南限とする案である。いずれの案についても検証を目的とした調査が実施されている。



第18図 恭仁宮大極殿院復原案 (S=1/2,000)



第19図 恭仁宮全体図 ( $S=1/4,000$ )

が、遺構の遺存状況が悪い、もしくは本来的に存在しないため大極殿院の規模確定には至っていないため、現時点で解明することは難しい。朝堂院地区の構造を把握することが解決につながる可能性はある。

大極殿の背後では大極殿北面回廊推定ライン上に複数認められる礎石据付穴の可能性のある柱穴は約5mの間隔で並び、西面回廊（S C 0601）、北面回廊（S C 0701）の柱間約4.6m（15.5尺）とは一致しない。むしろ大極殿の柱間約5.1m（17尺）に近似し、後殿に関わる痕跡の可能性もある。

北面回廊、西面回廊ともに遺構が遺存する程度は不明である。東面回廊に関連するとされるS A 5301・5302は回廊造営時の足場穴とも考えられ、検出長は70～80mにわたる。大極殿を中心として西面回廊を折り返した位置におおよそ一致する。しかし、足場は回廊基壇構築後の上物の建造に伴うはずであり、基壇土が認められていないにも関わらず足場穴が検出される状況は整合性にも欠けるといえ、その評価には課題が残る。

大極殿院回廊北西隅部では、西面回廊に沿った地形の高まりが認められ、遺構の痕跡である可能性がある。かつてはこの高まりが南に延びていたが、昭和11年の恭仁小学校再建の際の切土により失われてしまったようである。

大極殿院復原第1案の根拠となる、校門を境とした高まりは龍尾壇を反映している可能性も想定される。恭仁小学校のグラウンドにおける調査では、現地表の約0.5m下位で0.8m以上の比高をもつ段差S X 10101が検出され、奈良時代以降の造成土による段差であることが判明している。S X 10101が検出された地点を仮に龍尾壇の端とみると、壇上の大極殿前面に南北幅約60mの広場が存在したことになる。平城宮第一次大極殿院では、龍尾壇上の大極殿前面に広場が存在するがその南北幅は20m程度で、恭仁宮大極殿の前面の空間が平城宮第一次大極殿院に比べ非常に広大なものとなってしまう。一方、平城宮第二次大極殿院は大極殿の前面に龍尾壇はなく、恭仁小学校の段差を大極殿院南限とみる第1案大極殿院と類似する。現状ではS X 10101の解釈可能性は多岐にわたるが、まずは1地点の発掘調査でしか認められていないこの段



写真30 恭仁小学校校庭前の段差



写真31 大極殿院西面回廊検出地点の高まり

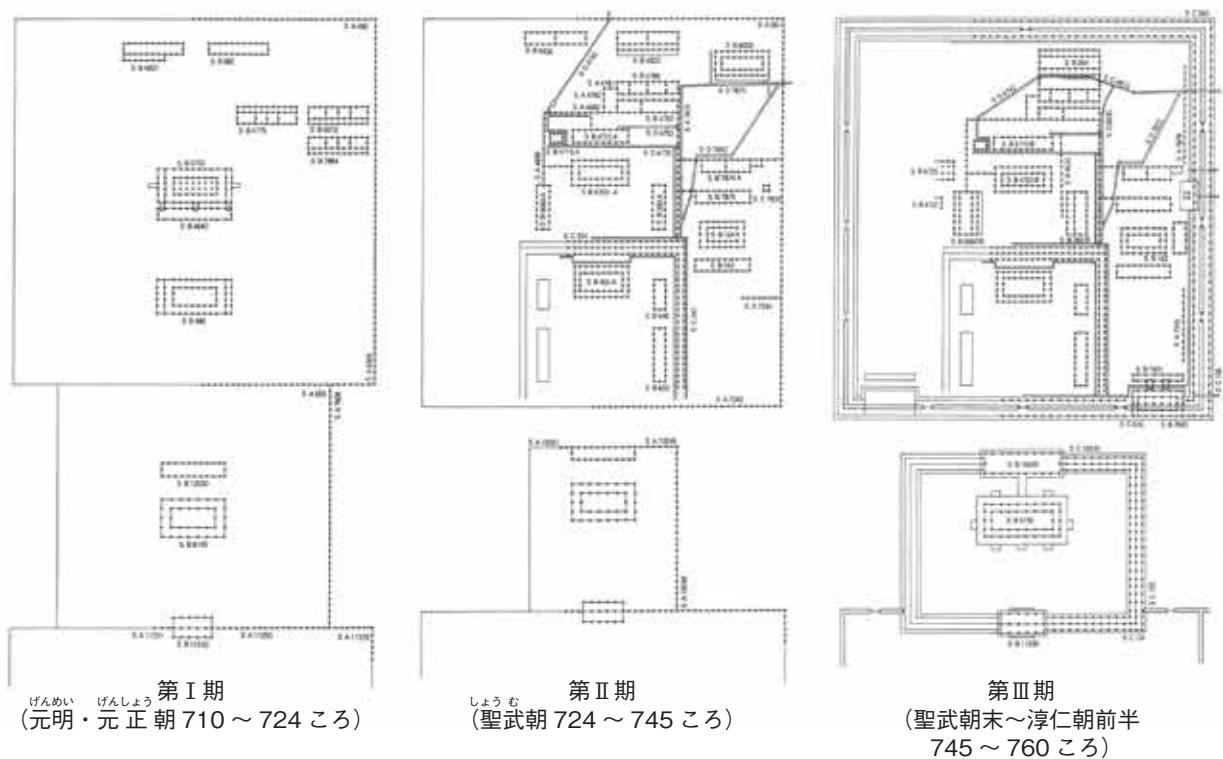
差がどの程度の広がりをもつのかを確認することは今後の課題の1つである。また、龍尾壇の場合、段差に取り付く斜路の存在が想定され、段差の性格を解明するうえでは斜路の有無も論点となろう。大極殿院地区内の構造把握には恭仁小学校敷地内における調査が求められるが、児童の教育活動との調整が課題となる。

## ②内裏地区

恭仁宮跡の内裏地区には2つの区画が東西に並列配置されるが、区画施設や内部の建物配置の差異によりそれぞれの性格も異なると予想されることから、内部構造の解明を進める必要がある。

北から南に傾斜する地形にある恭仁宮跡において、内裏地区は大極殿より北の高所に位置する。また、現況として内裏西地区は内裏東地区よりも地表面の標高が高く、両地区の中心位置での比高は約5mを測る。また、調査成果から判明した遺構の遺存状況について、内裏西地区は良好だが、内裏東地区は不良である。そのため、本来的には両内裏地区はより緩やかな高低差によってつながっていたが、後世の土地利用による地形改変で現状の激しい高低差が生じたものと考えられる。斜面地をどのように利用し内裏空間を創出したのかも留意すべき点である。また、国分寺の築地塀の痕跡である里道が内裏地区を横断しており、現地形に顕在化している遺構として調査に伴う掘削を避ける必要がある。

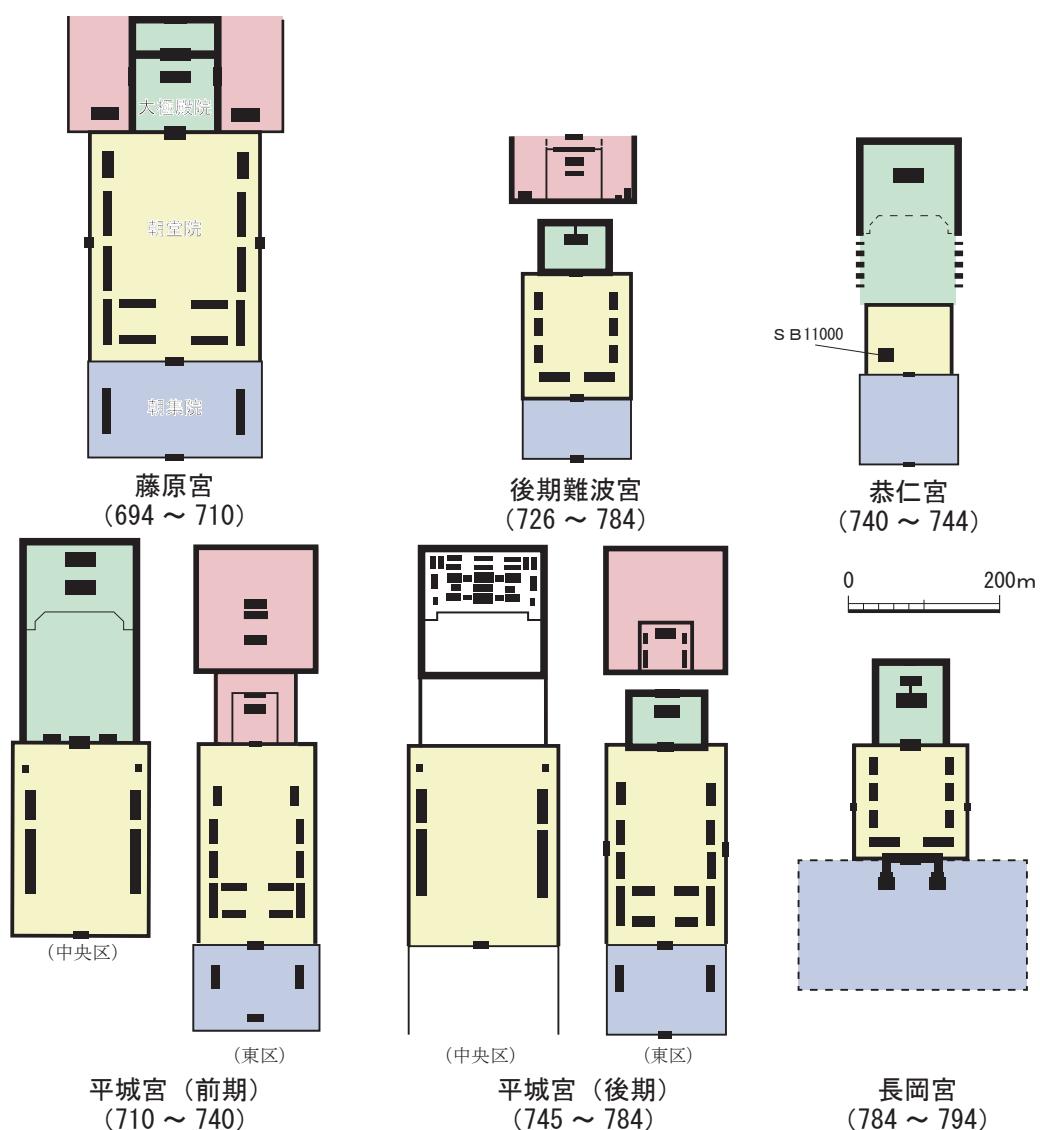
内裏西地区は正殿相当建物が中心に位置する区画であることが確認されているが、その周囲の建物配置については判明していない。これまでの調査でも確実な建物遺構は比較的多く検出



第20図 8世紀前半の平城宮内裏の変遷（奈良文化財研究所2010）

されているが、当地区には国分寺期の鍛冶関連遺構が展開し、確実な内裏関係遺構の抽出が困難な状況にある。内裏の空間構成を明らかにするにあたっては、構造把握が進んでいる平城宮や長岡宮、平安宮との比較を可能にする調査が必要である。ほかの宮都における内裏の空間構成を参考にすると、区画の中心には正殿と後殿の関係性にある2棟1対の構造が認められるが、内裏西地区では正殿相当のSB5303の前後において調査履歴はない。内裏正殿の前面には儀礼空間等に用いられる朝庭が広がることが通例で、本来的に顕著な遺構が存在しない可能性も想定される。一方で、正殿の前面左右に配置された脇殿を取り囲むような回廊が存在する可能性もあり、こうした内裏的空間構成を念頭に置いたうえで調査を進める必要がある。ただし、国分寺期と恭仁宮期の遺構面の間には整地層があって、両時期の遺構が同一面で認められない部分も確認されているため、遺構保存の観点から下層に位置する恭仁宮期の遺構を解明するには制約がある。

内裏東地区の東半分は大きく削平を受け、柱穴等の遺構の遺存状況は不良であるが、内裏東



第21図 各宮城中枢部の構造

地区は築地塀により区画されていたことが明らかとなっており、区画施設では内裏西地区より格式が高い。内裏の区画施設としての築地塀は、平城宮内裏において平城還都後の整備で採用されたものとみられるため、これに先行する築地塀で区画された内裏東地区は、内裏の変遷を考えるうえで重要な転換点としてもたらえられる成果といえる。また、区画の中心に正殿と後殿と考えられる建物が確認されているなど、平城宮内裏の構造と共通する点が多いため、正殿相当建物の前面に脇殿や囲繞した回廊が存在する可能性を検証する調査が必要である。特に、平城宮内裏の正殿周囲の脇殿や回廊は恭仁宮以前の聖武朝で整備されたと理解されており、本來的な内裏の形式として恭仁宮でも同様の構造が計画されていたのかという点は、恭仁宮の造営進捗や内裏のあり方を考えるうえでも重要であろう。

### ③朝堂院地区

区画施設の四至が確定している。区画内では南西部にて2棟の建物を検出しており、SB11000は4間7間、SB12000は1間8間の東西棟で、前者は総柱建物である。平城宮を代表に他の宮都の朝堂院では、南北棟を主として左右対称に「長舎」の朝堂を配置する。平城宮中央区朝堂院・平安宮豊楽殿では4棟、長岡宮では8棟、平城宮東区朝堂院・平安宮朝堂院では12棟の朝堂が並ぶ。一方の恭仁宮朝堂院地区のSB11000は「長舎」の形態をとらない総柱建物という、朝堂としては異様な平面形である。朝堂院は一般的に朝集院より広いが、恭仁宮朝堂院地区の場合は朝集院地区より狭隘であるという特徴がある。また、顕著な遺構として、地区内南側で検出された幢旗遺構がある。幢旗は大極殿院における元日朝賀に伴って樹立されるものであるため、『続日本紀』に記載された元日朝賀を調査成果によって裏付けた点で重要である。

これらの遺構から、朝堂院地区が仮設の大極殿院相当区画として機能した可能性も指摘されているが、構造把握に資する十分な調査が行われているのは朝堂院地区南西部のみで、全体像の把握には至っていない。恭仁宮では完全な左右対称の施設が確認できていないため、確実に南西部のSB12000と対をなす建物跡が対称位置で検出されるとは限らず、検証の余地がある。また、朝堂院地区北半分の利用については不明であり、当地区の性格をはかるには不確定要素が多い。空間利用の実態を明らかにするためにも内部構造の解明を目的とした面的な調査が求められる。現状、国道163号が地区内を横断し、住宅ならびに工場が占める部分も多く、現状の調査可能範囲は限られている。

### ④朝集院地区

朝堂院地区同様、区画施設の調査から規模の確定に至っているものの、内部構造の把握に至っていない。他の都城においては、朝集殿院は朝堂院より小規模であるのが通例であるにかかわらず、恭仁宮朝集院地区は朝堂院地区に対して過大である。また、朝集院地区で検出されている建物のうち恭仁宮期の遺構と明確にわかる建物遺構は現状では認められない。内部構造や当地区の解明が課題である。

## ⑤大垣

各四面の大垣は要所で遺構確認がなされ、宮四至の確定に至っている。現状で確認されている門の遺構が東面大垣の八脚門 S B 9200のみであることから、大垣にとりつく建物遺構の確認が今後の課題として残る。大垣から宮内への導入経路を理解するうえで門の有無は重要である。特に南面大垣は宮の正面観を意識した朱雀門に相当する格式の高い建物の存在が想定されるものの、恭仁宮の中軸を市道加1-4号が縦断していることもあり、その解明は現状において困難である。

また、確認されている八脚門 S B 9200について、条坊制においては大路に対応する地点に宮城門が設定されるため、S B 9200の前面にて道路の有無という問題は宮域周辺の整備度合にも関わり、今後の課題の1つとなろう。

## ⑥その他

上記の宮内中心部は区画の規模確定を中心に調査が進められているが、東方官衙地区や西方官衙地区が想定される宮内縁辺部は調査の手が広くは及んでおらず不確定要素が多いものの、大型建物跡を検出していることは特筆される。宮縁辺部に実務的施設が計画的に存在した可能性も想定され、調査による官衙地区の広がりや構造の解明が恭仁宮の実像に対する多面的な理解につながる。調査対象は広範囲にわたるため、計画的な調査を行う必要がある。

### ⑥-1 西方官衙地区

山城国分寺の寺域外で四面廂建物 S B 6212を中心とした建物が複数検出され、S B 6213も四面廂建物である可能性が高い。四面廂建物は平面形態によって他と差別化を図った構造と考えられるため、計画的な官衙配置の展開を想定すれば正殿級の建物に位置づけられよう。また、10尺等間とみられる S B 9441・9442は柱筋を揃えており、積極的に評価すれば計画的に配置された官衙が展開していた可能性がある。官衙の存在は恭仁宮の実務的機能と密接に関係するため、恭仁宮の位置づけを検討するうえでも重要である。現状、点的な調査にとどまっているため未解明な部分を多く残す地区である。

### ⑥-2 東方官衙地区



写真32 西方官衙地区 S B 6212



写真33 東方官衙地区 S B 9109

恭仁宮期に遡る可能性のある建物跡が東面大垣の南端部付近で検出されており、東西2間、南北10間を超える建物跡が南北に2棟並び、北にもう1棟同様の建物が存在する可能性がある。柱筋や柱穴の間隔にはばらつきがあることから仮設的な建物であると想定されている。この建物群の周囲は調査が進んでおらず、当該地区における空間利用の把握には広範な調査対象地の設定が必要で、長期的な調査計画のなかで解決が求められる課題である。

## (1-2) 山城国分寺跡

### ①金堂跡

金堂基壇に瓦積の外装と自然石の階段があるが、一般的に同時期に階段部のみ異なる材質の外装で整備することは少なく、それぞれ異なるタイミングで整備された可能性も考慮される。恭仁宮における大極殿の整備度合を把握するための基壇外装の詳細な構築順序の検討は課題となる。

国分寺には、金堂を囲む、あるいは金堂に取り付く回廊により金堂院が形成されるのが通例であるが、山城国分寺にはそれに類する遺構は認められておらず、削平されている可能性も考慮しつつも瓦溜りなどの遺構にも留意する必要がある。また、大極殿院回廊が転用された可能性も想定されるが、金堂院の確認が課題といえる。

### ②塔跡

塔跡基壇の遺存状況は良好で、塔の四周を囲む溝が検出されている。この溝が塔院を区画した塀や回廊に伴うものなのかは構造物の痕跡が未検出であるため、区画施設の有無の解明は課題として残る。

### ③南大門

寺域を囲繞する築地塀に接続する遺構としては、基壇の地覆石抜き取り痕跡の可能性のあるL字状溝が確認されている。寺域の中心で反転して2間×5間と推定されているが、必ずしも寺域の中軸に門の中軸が揃うとも限らないため、正確な規模確定のため調査範囲を広げる必要もあるが、市道加1-4号が縦断していることもあって現状での解決には困難が伴う。

### ④築地

築地塀の四面は明らかとなっており、寺域を示す遺存地形とされてきた直線的な畦畔に築地塀が存在することが発掘調査によって明らかとなっている。ただし、築地に取り付く門の位置が明らかでない点は課題である。

### ⑤その他

寺院における法会や僧侶の修行に重要な堂塔として金堂・塔のほかに、講堂・経蔵・鐘楼・僧房など堂宇として確実に比定できる遺構が検出されていない。国分寺期の礎石建物としてS

B99401・S B0001が検出されているが、その位置づけは明らかとなっていない。また、金堂の背後で検出された総柱掘立柱建物S B0501は、構造としては僧房の可能性がある。ただし、一般的な伽藍配置において僧房は講堂の背後に位置することから、金堂とS B0501の距離が近すぎる点など、検討課題を残す。

また、寺院の経営を支える大衆院などの建物群が展開する可能性もあり、寺域外の国分寺関連施設の展開の把握は今後の課題の1つといえる。

## (2) 調査の方針

計画地の総合的な保存・活用を進めるために必要となる調査として、下記のものが考えられる。なお、各々は独立して調査対象となるものではなく、総合的に調査・研究を行うことにより、恭仁宮跡、山城国分寺跡、重層的に形成されてきた地域の歴史・文化等の価値を一層高めができるものである。

基本的な方向性として、これまでの調査では大垣や掘立柱塀などの区画施設の延長を確認することにより各地区の範囲確定を進めてきたが、今後は各地区の建物配置等といった内部構造の解明を目的とした調査を展開する。考古学的調査は与えられた課題に基づき、短期的に調査が必要となる地点と中・長期的な視点に基づく計画が必要となる。なお、調査内容の詳細については調査専門家会議<sup>(註)</sup>と協議の上、決定する。

(註：恭仁宮跡調査を円滑に推進するため、外部の有識者より指導・助言を得るために設置される委員会)

また、恭仁宮跡の整備を進めていくにあたり、視覚的にわかりやすい復元を行うため、検討材料を提供するものとして位置づける。恭仁宮に謎が多いという点は、謎を解明する探求心の向上を図る上ではプラスの方向に働くとも考えられ、主体性をもった学びの場という意味での上質な学習機会としての側面も考慮する。

上記のような考古学的調査に加えて、文献史学をはじめとした様々な歴史学的観点や歴史地理学的視点からの検討を考古学的成果に組み合わせて進めることで、総合的な検討を行う。また、史跡の保存・活用を推進することによる現代社会との相互作用を図るため、社会学的な調査観察を行う。

## (3) 調査の方法

### (3-1) 考古学的調査

#### ①短期的調査

今後、恭仁宮跡を視覚的に復元整備していくにあたり、はじめに着手される宮内中枢部において未解明な部分の多い地点は調査が求められる。最優先に調査が必要となるのは宮内最重要地域の内裏地区である。

恭仁宮の最も特徴的な構造である2つの内裏は、他の宮城で認められない恭仁宮の本質的な意義にかかる部分と考えられ、整備の必要性は高い。内裏東地区、内裏西地区とともに、中心に位置する正殿相当建物が検出されており、これを核にどのような内部構造が展開していたの

かを明らかにする必要がある。区画内部にどのように構造物を配置するのか、遺構表示をどの程度行うのか、といった具体的な整備案を構想するにおいて、実際の遺構に基づく判断材料の取得を目的とする。

調査にあたっては、内裏空間は平城宮をはじめとした各宮城で把握されている様相との比較検討を通じ、構造物の想定を検証するかたちで調査区を設定する。ただし、内裏東地区については遺構面が大きく削平を受けていることを把握しており、周辺地形の観察等による後世の地形改変の程度を前提として検討する必要がある。

## ②中・長期的調査

恭仁宮跡の実態を把握するうえで未解明の部分を残しているものの、直近の復元整備に資するための調査を優先するにあたっては解明を将来に委ねざるを得ない部分がある。

朝堂院地区には朝堂相当建物や幡旗遺構など、宮の利用に関わる重要遺構が検出されており、これらの施設の機能を正確に把握するための調査が求められる。しかし、調査を実施した範囲は一部にとどまるため、空間利用の様相が十分に明らかとなっておらず、朝堂院地区の性格把握を目的とした面的な調査が必要である。ただし、地区内は住宅等の構造物が多くを占めており、直近での調査着手は困難である。長期的な視野で調査計画に組み込む必要がある。

宮城内には実務的な官衙空間が配置されることが通有で、現状で恭仁宮にそうした空間を想定しうるのは西方官衙地区、東方官衙地区であるが、規模の大きな建物跡が比較的広範囲で認められている西方官衙地区が官衙的に計画された空間として有力である。よって、大極殿院地区の西方で認められている建物を中心に調査を進めるのがよいが、宅地や工場として利用されている部分もあるため、農地が広がる四面廂建物S B6213周辺の解明を目的とした調査が求められる。

大極殿院地区について、恭仁小学校を中心とする地形の高まりは、龍尾壇などの大極殿院の機能に直結する遺構を反映している可能性があり、将来的な解決課題となる。調査にあたっては恭仁小学校の運営上の支障とならないよう、小学校と連携して夏季休暇などの長期休暇期間に限るといった配慮が求められる。

なお、恭仁宮を中心に造営された恭仁京についても、断片的ではあるが明らかになりつつある。宮域隣接部には、宮域外であっても恭仁宮関連遺跡の存在が予測され、考古学的な手法によるアプローチが必要である。恭仁京城が推定される範囲では、釜ヶ谷遺跡、上狛北遺跡、岡田国遺跡などで恭仁宮と同時期の遺構が検出されている。釜ヶ谷遺跡は墨書き人面土器や土馬を用いた祭祀遺跡、上狛北遺跡・岡田国遺跡は道路状遺構に関する遺跡である。推定恭仁京内で実施される各事業に伴い実施される発掘調査においては恭仁宮跡あるいは恭仁京跡との関連を常に念頭に置き、各調査主体からの情報提供を受けつつ、京都府教育委員会・木津川市教育委員会が実施していくこととする。

また、推定京城外であっても、市域の奈良山瓦窯跡群や樋ノ口遺跡、市域外の井手寺跡や奈良時代に属する各種の遺跡についても恭仁宮期の様相について検討を進めていく必要がある。

また、副次的価値を有する要素に位置づけた中世から近代にかけての埋蔵文化財としての調査についても配慮する必要がある。

### (3-2) 多方面からの総合的調査

歴史学的調査として、文献調査から恭仁宮や山城国分寺跡を考察していく視点も必要である。『続日本紀』には、「大極殿」、「大安殿」といった諸施設や、内裏を示すとされる「新宮」等が現れ、考古学的な調査成果に対して歴史学的な意義を検討するうえで文献史学からのアプローチは不可欠である。また、『続日本紀』の記載を中心とした恭仁宮での歴史的事象への理解をさらに深めるため、『類聚三代格』など関連文献に関する調査を進めていく必要がある。また、山城国分寺に関する文献資料については、『続日本紀』における大極殿の金堂施入記事のほかはほとんど知られておらず、国分寺の盛衰をトレースするうえで文献史学的視点からのアプローチは重要である。恭仁宮・山城国分寺という歴史的履歴を有した地域における土地利用として、中世から近代にいたる歴史復元のためにも文献調査を進める必要がある。

恭仁宮の研究史上、足利健亮による歴史地理学的手法を駆使した宮域および京城の検討は重要な位置を占める。発掘調査の進展にしたがい明らかとなった恭仁宮は足利説とは異なるものであったが、足利が着目した畦畔と発掘調査により検出された遺構は一部重複する部分があり、現地形に恭仁宮の形状が反映されていることがわかる。山城国分寺についても寺域を区画した築地堀の痕跡が現地形に良好に残存している。これらの点から、歴史地理学的手法の有効性が担保されているといえる。については、発掘調査により明らかとなった成果を、畦畔などの地形的諸要素や字名などの地理的情報にフィードバックし、考古学的手法と併せて歴史地理学的な視点からの検討も進めていく。

恭仁宮、山城国分寺ともすでに失われた有形・無形の文化財が存在していたことは既に述べたとおりである。これらの事象を調査・研究し、総合的な視点で歴史を明確化するには、他類型の文化財や文化史学からの調査を実施していくことが必要である。例えば、遺跡に建てられていた建造物の復元は地下遺構を含め建築史学的視点からの調査が必要である。さらには、宴の際に用いられた楽器・音曲の調査には美術工芸史、音楽史的な視点が必要であり、日常・宴の食については、民俗学や食文化史からの視点が必要となる。これら他類型の事象についても調査・研究を進めていく必要がある。

### (3-3) 社会学的視点からの調査

これまで述べてきたのは史跡のもつ本質的、あるいは副次的価値を有する事象についての調査である。一方で史跡は現代社会において社会的資本としての価値も有しており、その保存管理・整備・活用は社会的資本をどのように維持・管理、持続的に利活用していくのかという社会的課題でもある。そのため、保存管理・整備・活用についても先行事例を中心に収集する。特に保存管理については恭仁宮跡・山城国分寺跡で実施してきたこれまでの手法・コスト等について整理し、調査・研究を行う。

## 第8章 活用

### (1) 活用の課題

#### (1-1) アクセス環境の課題

JR加茂駅までは、京都駅や大阪駅から1時間程度でアクセスが可能であるが、本数が少なく恭仁宮を人々が訪れる時間帯は、1時間に1本ないしは2本の運行となっている。

恭仁宮跡の最寄り駅となる加茂駅からの来訪手段は、バスか徒歩となるが、奈良交通バスの本数は1時間1本未満となっている。また、コミュニティバスは土日の運行がないことなど、恭仁宮跡への来訪手段が少ないことが課題であり、徒歩で来訪することが困難な方に対するケアも課題といえる。

くにのみや学習館には、年間5,000名程度の来訪者があるが、その多くが海住山寺の参拝を目的としていると想定され、恭仁宮跡はその経由地となっていることが重要である。海住山寺へは、小型マイクロバスであれば、門前まで進入可能となっているが、徒歩で訪れる方も少なくない。こうしたハイカーの存在が、くにのみや学習館の利用を促進させていると考えられる。

#### (1-2) 史跡そのものの活用

残念ながら、恭仁宮跡そのものを目的として来訪する人は多くはない。歴史好きのコア層を除けば、恭仁宮跡を訪れた人たちが、どこまでが遺跡の範囲なのか分からぬという現状がある。また、恭仁宮は、難波宮へ遷都された後に山城国分寺に改変され、大極殿跡が山城国分寺の金堂跡となっているという歴史的事実により、史跡を訪れた人が混乱するような状況は課題と言える。

現状では解説板の数も限られており、遺構を示す標柱も少ない。さらに園路や見学順路が示されていないことも現地を見学し活用する上での課題といえる。

#### (1-3) ガイダンス機能にかかる課題

現状では、くにのみや学習館がその役割を担っているが、その規模が小さく展示活動にも限界があるため、恭仁宮跡とその周辺のガイダンス以上のことことができない状況にある。また、常駐の学芸員が配置されていないため、リファレンス機能が十分でないことも課題である。

山城地域全域の歴史・文化の普及啓発を担うのは、京都府立山城郷土資料館の役割である。ここには常駐の学芸員が配置されているため、質問に対するリファレンス機能を有するが、恭仁宮跡とは離れて立地していることが課題といえる。特に、資料館と恭仁宮跡の間には歩道がないため、徒歩での往来はできないという現状があり、車で来訪する以外の人には利用が難しいという課題がある。

#### (1-4) 地元との連携における課題

恭仁宮跡を活用するにあたり、郷土学習支援などを支えてきたNPO法人ふるさと案内・かもなどのボランティアガイドとの協働は重要な課題であるが、リファレンス機能を有する京都府立

山城郷土資料館は、恭仁宮跡とは離れた位置にあることから、協働体制が取りにくいことが課題である。地元の魅力を熟知し、ホスピタリティをもって史跡を訪れた人に対応できる能力のあるボランティアガイドと、その解説をより正確でより活き活きしたものにするための学芸員との協働が課題である。この点は文化観光拠点としていく上でも重要な課題といえる。

恭仁宮の位置が明らかとなる以前から、小学校長が『恭仁京志』を編纂するなど、地域教育に尽力してきた恭仁小学校との共存も重要な課題といえる。恭仁宮の活用整備に際しては、小学生の通学の安全確保を考慮した計画策定が求められる。また、活用にあたって来訪者が増加する際には、地域住民の生活との調和が課題である。また、国道163号は、歩道橋を使って渡らなければならない状況にある。国道沿いには、沿道サービスや工場等があるほか、営農を続けておられる田畠もあり、活用には多くの調整要素がある状況といえる。

インバウンドを受け入れるにあたっては、公共交通機関での移動を行う外国人に対し、山城地域全体のホスピタリティの向上も課題の一つといえる。これは、車を移動手段としない年齢層に対する課題でもある。

### (1-5) 普及啓発に関する課題

小学校の教科書にも登場する恭仁京であるが、現在史跡として指定されているのは「恭仁宮」の範囲のみで、京城の存在があまり知られていないことは課題といえる。また、恭仁宮は、京都府内でも平安京や長岡京に比べ認知度は低く、高い認知度を誇る墾田永年私財法や国分寺建立の詔、大仏造立の詔などを前面に押し出した認知度向上の取り組みが課題である。

従来も普及啓発には取り組んできたが、発掘調査の現地説明会や講演会など、歴史に興味のあるシニア層を対象としたもののが多かった。特に、聖武天皇を軸とした、平城京、難波宮、紫香楽宮との広域な連携は、こうしたシニア層を取り込んで実施され一定の成果を挙げてきた。一方で、木津川市は、人口増加傾向にあることから、公園としての機能を求める家族層を惹きつける方策が課題といえる。

現状で恭仁宮跡を訪れる人は、①歴史が好きなコア層、②そこを恭仁宮跡とは知らずに訪れるハイカー層、③桜やコスモスなどの鑑賞のために訪れる層などに分けられる。認知度の底上げを図るために、②、③に対する普及啓発の実施が課題といえる。

### (1-6) 文化観光の課題

旧相楽郡に属する木津川市、精華町、和束町、笠置町、南山城村は、それぞれに魅力をもち、お茶や多くの文化財が存在する地域ではあるが、現状では、文化観光のポイントとなる「見る」「食べる」「泊まる」を1つの市町村で充足させることができないことが課題である。このため、市町村が連携して文化観光を実現していくことが肝要である。

京都府総合計画のグレーターけいはんな構想の中で目標として掲げられているように、恭仁宮跡を文化観光の拠点とするためには、恭仁宮跡を起点とした山城地域の文化観光のゴールデンルートを策定する必要がある。このとき、来訪者には、個人旅行と団体旅行という選択肢があり得

るが、どちらの場合でも、地域観光のゲートウェイ機能を持つ施設や大型の駐車場がないことが大きな課題となる。

また、団体旅行については、文化財として魅力的であるにもかかわらず、周辺道路が狭く、大型観光バスでの来訪が難しいところが多いことも課題として挙げられる。一方で、文化観光のためのインフラ整備が、文化財の環境に影響を与えないような配慮も課題である。

### (1-7) 平城宮跡との差別化

恭仁宮跡は、42haにも及ぶ大規模な史跡範囲を誇る。これまでの発掘調査により、主要区画の解明が進んできたものの、主要区画内の建物配置や官衙建物の配置など、未解明な部分が多く残されていることから、恭仁宮跡の全容解明にむけた調査を継続しつつ、活用を進めていくことが課題といえる。

また、平安京や長岡京のような認知度は得られていないため、普及啓発方法の抜本的な改善を図り、知名度を向上させる必要がある。知名度が低いことに加え、平城宮との差別化を図ることが大きな課題といえる。平城宮跡では、大型建物が複数復元され、その規模を体感できる整備がコンセプトとなっている。特に、平成22年に平城宮で復元された大極殿は、奈良時代に平城宮にあった大極殿と回廊が恭仁宮へと移築されたという史実に基づき、恭仁宮跡での調査成果を基に復元されているため、恭仁宮でCG復元等を行った場合、平城宮と全く同じとなる。こうした点は、来訪者に恭仁宮への遷都という歴史を理解してもらう上では重要なポイントであるが、整備においては同じものがあるという意味で欠点ともなりうる。

## (2) 活用の基本方針

日本の首都として様々な人材や物資が集積された恭仁宮は、現代の発掘調査と研究によって新たな知の集積地となっている。継続的な発掘調査の成果だけでなく、山城南部地域の知の集積・発信拠点としての機能をはたすことが求められる。この機能は、文化観光におけるゲートウェイとしても欠かせないものであり、恭仁宮を起点とした文化資源の保護と活用と、地域経済の活性化を持続可能で循環的なものとすることを基本方針とする。

前述したとおり、活用に際しては、アクセス、ガイダンス機能、地元との連携、普及啓発、文化観光資源としての課題がある。これら諸課題を解決しつつ、恭仁宮では本質的な価値を地域の人々だけでなく、恭仁宮を訪れた人々も学習・体感できるような活用に取り組む。

恭仁宮の本質的価値をふまえ、古代都城や国分寺について、そこで行われた無形の事象も含め体験し理解を深める活用を行う。また、副次的な価値に対する活用もあわせて検討する。史跡の活用が地域の住環境や経済などにも貢献するものであるとともに、市民のみならず国内外のあらゆる人々にとって価値あるものとなるよう、地域がはぐくんできた歴史と景観を継承、保護しつつ活用し、発信していく。

### (3) 活用の方向性

活用の視点として、1) 本質的価値を深く知るための活用、2) 副次的価値を深く知るための活用、3) 地域に貢献する活用、4) 多様な人々を視野に入れた活用の4点を大きな活用の方向性とする。これら4点の方向性を互いに密接な関係にあるものもある。

また、活用に際しては、行政・地域・民間事業者など多様な主体が共同して実施する方向性を模索する。

#### 1) 本質的価値を深く知るための活用

- ① 恭仁宮・山城国分寺について理解を深める活用
- ② 発掘体験や現地見学・講座などを通じ、恭仁宮や山城国分寺の価値を顕在化していく活用
- ③ 歴史的な生活や文化、出来事などを体験できる活用

上記を実現するため、恭仁宮の解明を、発掘調査や現地説明会、レプリカ製作体験などに参加した人たちと共に進めていく、参画・協働型の史跡活用の実現を模索する。参加者が史実や調査成果を基に恭仁宮の歴史について考え協働できる環境を整え、文化財の保護についても学習することができる機会も提供することを目指す。

#### 2) 副次的価値を深く知るための活用

- ① 恭仁宮・山城国分寺の前後史について理解を深める活用

恭仁宮が廃都となった後も、山城国分寺として地域の中心であり続け、国分寺は現在までその法灯が受け継がれており、また、御靈神社の跡地も地元の人々によって残されている。地域の名称は、江戸時代の例幣使料であった歴史に根差すものであり、現在も傍示石が往時のままに残されている。地域の人々の努力により、現代まで継承されてきた歴史資産と景観資産を最大限に活かした活用を行うことをを目指す。

#### 3) 地域に貢献する活用

- ① 地域の人々が集い、コミュニティを形成できる活用
- ② 関係人口・交流人口を生み出し、地域の活性化に貢献するための活用
- ③ 相楽東部や山城地域全体の地域活性化に貢献するための活用（目的）
- ④ 地域の生活環境向上に貢献する活用

地域の人々が守ってきた遺跡や景観を、今後も良好な状態で維持していくことをを目指す。地域の歴史遺産を案内する団体との連携だけでなく、史跡指定地内では、地域の祭りが行われているほか、「木津川アート」や「みかのはらーと」といったアートイベントの会場ともなっていることも地域の活性化にとって重要である。地域に根ざす史跡として、地域の活動の場としての活用も推進する。

#### 4) 多様な人々を視野に入れた活用

- ① アクセス環境の改善の検討
- ② ICT等を活用した国内外への情報発信

### ③ 外国人・障害のある方も対象とした活用

地上に顕在化している大極殿基壇や、国分寺塔跡基壇などのようなものを除けば、その多くが地下に埋没しているため、現状では視覚的なわかりにくさがある。また、時代の異なる大極殿と塔跡が同時にあったものと誤解されることも多い。恭仁宮の魅力でもある重層性については、ICTなどのソフト整備によって、分かりやすい活用を目指す。

一方で、この地区における段差などの地形の多くは、恭仁宮造営時や中世から近世の土地改変に由来するものが多く残されており、プラタモリで人気となったような歩く観光への期待も高い。一方でそうしたスポットは、解説がなければ気が付かず見過ごされるようなものもあり、説明の方法を検討する必要がある。専門職員による解説があるのがベストだが、常に人員を割くことは現実的ではないため、解説板の充実、二次元コード等を利用した解説動画の配信、あるいは、A R、V Rを利用した臨場感のある再現といった手法を用いることを検討する。

幅広い方々に来訪してもらうためには、バスの増便といった方策も重要だが、駅から恭仁宮跡を経由して海住山寺へ至る散策ルートの充実や恭仁宮跡を見学しつつ海住山寺へ向かうルートの啓発など、ソフト面での対策も重要である。一方で、徒歩での来訪が困難な方に対する方策も検討する必要がある。

## (4) 活用の方法

恭仁宮の調査・研究による成果に触れる機会としての発掘調査の現地説明会や、展示などの取り組みだけでなく、良質なレプリカによる体験事業や、I C Tなど新技術による疑似体験など、様々な手法を使って、より深く、より分かりやすい体験を提供することを目指す。

活用にあたっては、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことがないよう、恭仁宮跡や山城国分寺跡の遺構保存を最優先とし、地域が保全してきた歴史資産や景観資産を最大限に活かした活用を行う。

### (4-1) 指定地内での適切な活用

大極殿跡には奈良時代に据えられた状態のままの礎石が残されており、観光資源としての価値は高い。ホンモノを体感してもらう機会を創出するとともに、観光資源化することで危惧される遺構の損耗を防ぐ対策を取る。

史跡指定地及び今後保護すべき範囲の中に国道、市道が通っている。来訪者の安全な往来の確保とともに、交通量の多い国道の危険横断を防止する対策について検討する。国道にかかる歩道橋は、現状では最も恭仁宮跡の広さを体感できる場所でもある。国道163号をまたぐ歩道橋が視点場の役割を果たせば、危険横断を防ぐことが可能となる。掘立柱建物跡や幢幡遺構が検出されたのは、国道よりも南側にあり、視点場から見下ろすような形での活用についても検討する。

### (4-2) 活用整備検討協議会における活用の検討

恭仁宮跡の活用整備にむけた検討協議会が、令和4年度から進められている。ここでは、史跡

の活用だけでなく、恭仁京城を含む相楽地域全体の活性化も担えるような活用施設の方向性について検討が行われている。協議会は、京都府の地域政策や文化生活部、商工、建設部局そして山城広域振興局と教育庁の文化財保護課、木津川市の企画戦略部学研企画課、観光商工課、教育部文化財保護課のほか、相楽東部未来づくりセンター、一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）が参加している。

京都府が計画するグレーターけいはんな構想では、けいはんな地区での先端技術を相楽東部へ移植することが計画されている。恭仁宮跡は、そうした計画実現のためのフィールドとなりうる。

史跡恭仁宮跡や山城国分寺跡についての考古学的成果だけで、多くの人を魅了することは難しいが、恭仁宮の歴史を構成する要素の中から、観光の要素である「食」や「人物」などをピックアップすることで、その幅広い魅力を活用することができる。

恭仁京は、3年3ヶ月と短い期間であったとはいえ、日本の首都であり、そこには、全国の中核としての機能の移転が計画され、全国からの租庸調などの物資が集まるべき場所であった。文化観光において、食は来訪を左右する重要な要素であるが、平城京において、奈良時代における食生活の復元研究が進められていることから、この成果を援用しつつ、奈良時代の食文化を体験する場とする活用が可能である。

都には天皇のほか、藤原氏出身者として初の皇后となった光明子が住んでいたことが、『続日本紀』の記載から明らかである。また、都には多くの官人が出勤していたが、その中には、恭仁京への遷都を推進したと考えられる橘諸兄や、のちに万葉集を編纂することで有名な大伴家持も恭仁京へ出仕していた。こうした歴史に登場する人物に思いをはせることができるのも、恭仁京の魅力の一つといえる。

また、こうした人物に関わる遺跡が、山城南部には多く点在している。恭仁京へ遷都する直前に聖武天皇が滞在していたのが井手町の橘諸兄別業だったとされ、また、大伴家持の「今造る久邇の都は 山川の さやけき見れば うべ知らすらし」という歌は安積親王が開いた宴で詠まれたものとされるが、その安積親王の墓とされる墳墓は和束町にあり、山城地域全体への観光の起点となりうるのが恭仁宮跡といえる。

#### (4-3) ガイダンス機能の充実

史跡においては、地上に顕在化している大極殿基壇や、国分寺塔跡基壇などのようなものを除けば、視覚的にはわかりにくさがあることは否定できず、また、恭仁宮と国分寺が混同されることも多い。これは、木津川フォトコンテストで、塔跡の写真に対して「恭仁宮」のキャプションが付されることからも指摘できる。

この地区には、「くにのみや学習館」があり、史跡を訪れる人々に対するガイダンス施設となっているほか、淨瑠璃寺や海住山寺に向かうハイカーやサイクリストの休憩場所としても機能しているが、その規模や内容は十分なものとはいえない。

恭仁宮跡の魅力を広く発信し、その歴史を正しく理解する人を増やすことが関係人口となる人材を増やすことにもつながる。このため、少なくとも恭仁宮跡をテーマとしたガイダンス施設の

拡充は重要な検討課題といえる。さらに、京都府総合計画での目標のとおり、恭仁宮を文化観光の拠点と位置付けるのであれば、恭仁宮をテーマとするだけでは不足するので、少なくとも山城地域全体を扱うような展示施設をもち、京都府南部観光のゲートウェイとして機能する施設が必要となる。

一方で、大極殿跡の南面には地域の児童が通う恭仁小学校があり、内裏の北側には登大路区集落が広がっているほか、大極殿院の東側には瓶原公民館や倉庫などがあるため、生活環境との調和が重要な課題といえる。

## 第9章 整備

### (1) 整備の課題

#### (1-1) 遺構の整備にかかる課題

42haという広大な史跡範囲の中には、宅地や工場、店舗、農地などが含まれている。地域住民の生活道路が大極殿跡のそばや、宮の中軸線上などを通っていることもあり、整備にあたっては地域住民の生活環境との調和が最も大きな課題といえる。特に、恭仁小学校については、児童の学習環境への配慮が欠かせない。また、周辺には、営農を続けている田畠があり、この維持への配慮も課題である。

指定地については、木津川市による公有化が進められているが、一部を除いて営農時の畦などが残されたままの状態で維持されている。恭仁宮跡においては、現在確認できる段差が、恭仁宮や山城国分寺の造営によって人為的に作られたものを踏襲していることが多く、その意味が失われないようにすることも課題である。

#### (1-2) 史跡標識および標柱、説明板等

恭仁宮跡には、様々な経緯で建てられた標識および標柱があり、遺構保存との調整が必要なものが存在しているが、これらの中には、標識や標柱そのものが文化財的価値を持つつあることも課題の一つである。

恭仁宮は、難波宮へ遷都された後に山城国分寺に改変され、大極殿跡が山城国分寺の金堂跡となっているという歴史的事実により、来訪者が混乱するような状況がある。また、今後、インバウンド誘客の議論が深まれば、どの言語を選択するのかという検討を含め、多言語化への対応が課題といえる。

#### (1-3) ガイダンス施設

くにのみや学習館は、恭仁宮跡とその周辺の案内を中心に実施しているが、常駐の学芸員が配置できていないため、リファレンス機能の課題を残している。一方で、それよりも広い範囲の歴史学習を担う京都府立山城郷土資料館には学芸員が配置されているが、資料館と恭仁宮跡までを徒歩で往来することができないことが課題である。学芸員と地元ボランティアガイドの連携が課題として挙げられる。

#### (1-4) 便益施設

恭仁宮跡は広大なため、トイレや四阿といった施設を計画的に配置する必要がある。設置にあたっては、遺構の確実な保全が肝要であることから、浄化槽を伴わないトイレについて検討するなど、地下遺構への配慮が課題である。また、その設置場所においては、史跡の理解を妨げない位置やデザインの選択も課題といえる。

### (1－5) 案内表示

現状では、①史跡内を散策するために必要なものと、②周辺文化財へも足を延ばしてもらうためのものがあるが、設置主体ごとにデザインが異なることが課題といえる。案内表示にあっては、散策ルートの検討にあわせて計画し、過不足ない配置場所と、デザインの統一をはかる必要がある。

### (2) 整備の基本方針

整備を実施していくにあたっては、遺構の保存ならびに恭仁小学校を含む地域の生活環境との共生を基本の方針とする。

建物復元のような大規模事業を広大な計画地全体に対し整備することは遺構保護の観点からも困難であり、整備工事や将来の維持管理等に係る人的・金銭的課題、活用と連動した整備手法を目指す。

現時点で整備事業に着手することは決定されていないが、施設整備に関してはそれぞれの施設等に応じ、木津川市・京都府が連携・協力して事業を進めることが必要であり、民間活力の導入も視野に入れる必要がある。

恭仁宮跡（山城国分寺跡）は未調査部分が多く、遺構の全容が明らかになっていない場所も多く存在しているため、整備に際しては計画的に発掘調査を実施し、遺跡の前後関係や重層性を理解できるような整備を行うことが求められる。

### (3) 整備の方向性

本質的価値を深く知るための整備、副次的価値を深く知るための整備、地域に貢献する整備、多様な人々を視野に入れた整備の4つの視点に対応した整備のあり方を検討する。

#### (3－1) 本質的価値を深く知るための整備

##### ①恭仁宮・山城国分寺について理解を深める整備

恭仁宮跡（山城国分寺跡）には大極殿や内裏など様々な施設が存在していたことを理解できる視覚的な復元を行う。復元方法については、実物復元（復元的施設含む）、平面表示（植栽・舗装など）などが考えられるが、場所・活用の目的に応じて検討する。整備時にどの段差を残すのかといった判断は、発掘調査および研究の成果に従って慎重に行う必要があるため、計画的で継続的な発掘調査の実施が必要である。

現在の説明板は、必要最小限のものであることから、周遊ルート計画と説明板の内容を十分に検討した上で、より効果的に配置する必要がある。また、けいはんな学研都市や、京都府が協定を結んでいる同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターなどの技術を応用し、A RやV R、その他の最新技術を用いた擬似的な建物の復元などの説明も併せて検討する。各遺構の理解促進のために説明版を設置し、二次元コードを用いた多言語化を意識した整備を行うことが有効と考えられるが、あわせてWi-Fi環境の整備も検討する必要がある。

また、広大な宮域を有する恭仁宮跡、広大な寺域を有する山城国分寺跡を俯瞰し、全容を把握する視点場や見せ方についても検討が必要である。また、恭仁宮跡と山城国分寺跡の全容をひと目で把握できる模型のあり方についても検討する。

また、恭仁宮跡（山城国分寺跡）の発掘調査成果・研究成果や、恭仁宮の歴史を支えてきた様々な人物、発掘調査による出土品などの実物を鑑賞できるガイダンス機能も必要となるが、恭仁宮跡での活用整備は、体験をコンセプトとするなど、平城宮跡と重複せず補完しあうような位置づけを模索する必要がある。

#### ②来訪者とともに、恭仁宮や山城国分寺の価値を顕在化していく整備

発掘体験・講座などを通じ、来訪者とともに遺跡の価値を明らかにしていくためには、調査地の確保と研究・学習の拠点となる機能が必要となる。特に、来訪者が自主的に学習を行える施設についても検討する。

体験発掘は京都府教育委員会が主体となって実施し、各団体等の協力を得ることにより実施する。講演会や講座などについては山城郷土資料館や各種文化会館などでの取り組みを充実させる。また、来訪者の自由見学のほか、京都府教育委員会・木津川市教育委員会の専門職員だけでなく地域組織によるガイドツアーなどによる活用を促進する。来訪者のより主体的な取り組みを促すこと目的とした調査・研究成果について発表する方法・場所についても検討が必要である。

#### ③歴史的な生活や文化、出来事などを体験できる整備

恭仁宮では元日朝賀をはじめ、様々な儀式が行われ、宴もたびたび行われている。現在、正倉院宝物となっている様々な文物が用いられたことは想像に難くない。また、酒食の提供も行われていたと考えられる。

内裏・大極殿院・朝堂院地区を中心に行われた様々な文化体験を提供することを目的とした建物等施設や調度品・衣装などの復元についても検討する。特に、雨天時や特定のイベント以外でも体験が可能な施設の検討が必要である。

また、奈良時代の農耕や植物、酒食の生産・調理、木工や大工仕事などを学習・体験するための施設・機能も必要である。計画地の一角での古代米や農作物、万葉植物などの栽培についても検討を行う。

活用に当たっては来訪者が適切に体験できるよう解説やサービス提供を行う人材・場所が必要となるが、定期的なイベントとして実施する方法もあり得る。

### (3-2) 副次的価値を深く知るための整備

#### ①恭仁宮・山城国分寺の前後史について理解を深める整備

山城国分寺が衰退したと考えられる鎌倉時代以降の遺構として、計画地内には大井手用水、瓶原城跡（小田）、伊賀街道、信楽街道、例幣使料傍示石、恭仁小学校などが存在する。これ

らの遺構は、地域史を理解する上で欠かせないものであるが、現役で用水・市道・学校として利用されているものについては、積極的な整備を行わず、現状保存を原則として解説板の設置等を検討する。なお、恭仁宮に限らず地域全体の歴史を理解するための施設・設備についても検討を行う。

また、多くの人に、恭仁宮とその周辺の歴史を知ってもらうため見どころマップの作成などを行うことで、健康志向層のハイカーの取り込みを図ることも、ひとつの方策である。徒歩での散策ルートの設定においては、少し西側へそれるもの、伊賀街道の宿場町や、江戸時代の水運を支えた船屋の街並みがあり、船屋が衰退していくきっかけとなった恭仁大橋を渡って恭仁宮へと向かうなど、地域の歴史を感じながら散策するコースの設定が可能である。また、恭仁宮と駅の間には、個性的な道標があり、東へそれると現光寺や藤堂高虎供養碑などもあるが、観光地ではないため、地域住民の生活との調和を図りつつ、環境整備を行う必要がある。

恭仁宮跡を文化観光の拠点とするためには、恭仁宮跡を起点とした山城地域の観光のゴールデンルートを策定する必要がある。山城地域には多くの歴史資産が点在しており、これらを周遊するためのインフラ整備にあたっては、文化財の環境を損なわないものとする必要がある。

### (3-3) 地域に貢献する整備

#### ①地域の人々が集い、コミュニティを形成できる整備

現在、国分寺塔跡西側の広場は、地域の方々が祭りや、地域のイベントなど多目的に利用されている。整備に当たってはそれまでの活用状況だけでなく、ユニークベニューとしての活用など多様なあり方も踏まえた多目的広場の設置が必要である。

木津川市内の学校に通う児童・生徒に対しては、総合的な学習の時間などの取り組みにおいて、地域の歴史に親しむ機会を設けられてきた。今後は、木津川市における関係人口の増加策としての文化観光の役割といった視点でも、子供たちとともに恭仁宮跡活用の検討を行うなど、学校教育や府内他部局との連携が必要となる。また、木津川市内における知名度の向上により、木津川市で増加している家族層が憩えるような場所としての整備を目指す必要がある。

#### ②関係人口・交流人口を生み出し、地域に貢献するための整備

今後の人口減少を見据え、地域の人々と外部の人々が交流する施設の重要性は高まっている。整備に当たっては地域との連携し、外部の人々が積極的に参加できる活動の創出を図る。これまでにも、木津川アートの会場としてのユニークベニュー活用などが移住者の獲得につながっている。こうした定期的なイベントに加え、農業体験や陰陽師も観察したであろう星空観察会など地域の特質と歴史的事象を活かした活用方法も、史跡を活用した関係人口創出の一つの方法である。

この時、史跡の日常管理として行っているコスモスや蕎麦・古代米栽培などは、来訪の動機付けとなる事業と位置付けられる。また、このような層が最終的に恭仁宮や国分寺、古代などの歴史に興味をもてるようになる仕掛けを有する施設・設備整備を検討する。

活用に際しては、広報・広告活動が効果的であるほか、キッチンカーや各種物販などのイベントを合わせて開催することにより相乗効果を狙うことも考えられる。また、奈良時代をキーワードとした食品やアクセサリーなどの販売も有効と思われるため、行政・地域・民間で協力して実施していくことが必要である。

### ③地域の活性化に貢献する整備

恭仁宮では、専門職員によるガイドツアーのほか、NPO法人ふるさと案内・かもなどの地元組織がガイドを行っている。専門職員によるガイドの育成を行うことが効果的で、また、インバウンド対策として通訳が可能なガイドの拡充を図る。こうしたガイドを恭仁宮だけでなく、街歩きツアーなどにも拡げることも重要である。

瓶原地域だけでなく、広範囲な地域活性化に資する整備（目的）として、山城地域の文化観光に関する情報を発信する施設の設置が有効である。例えば、海住山寺や淨瑠璃寺、和束の茶畠、笠置寺、宇治茶などに関する情報発信が想定される。

併せて、物販施設など山城地域の特産物等を販売・公報する施設の設置についても検討を行う。行政・地域・民間活力の協力を深め、山城地域の魅力を発信するとともに地域への寄付などを含めた経済効果につながることを目指す。

### ④地域の生活環境向上に貢献する整備

公園はファミリー層をはじめ地域住民の憩いの場となることも重要である。現在、指定地の維持管理の手法の一つとしてコスモス栽培が行われているが、これを目的とした来訪者も多い。花などの栽培植物は、地域の生活環境の向上にも資するものであり、積極的に活用できるような整備についても検討する。

遺跡の本質的な価値から逸脱しない公園整備は、良好な生活環境にも資する。また、夜間の誘導灯やライトアップ施設など地域の防犯や景観向上に寄与する整備手法を検討する。近年、多発化する災害への対応も視野に入れ、便益施設として設置するベンチや、四阿、トイレなど非常時に対応できるものを検討する。活用に当たっては、防災情報について情報共有を行い、非常時の利用方法などを周知する必要がある。

## （3－4）多様な人々を視野に入れた整備

### ①アクセス環境の改善の検討

活用の課題として挙げられたアクセス環境であるが、公共交通機関の利用に関しては他部局や交通事業者との調整が必要であり、今後の検討課題である。併せてレンタカー、レンタサイクルあるいは超小型モビリティの導入についての検討もおこなう。恭仁宮跡（山城国分寺跡）周辺を2次交通のハブとして周遊観光を図る構想についても検討する。

また、現状のアクセス状況を活かすことも必要である。JR加茂駅からの徒歩による来訪を促すため、船屋地区や加茂駅周辺の文化財に関する情報発信を行うなど沿道の環境整備を検討

する。また、H Pでの情報発信のほか加茂駅や各拠点での散策マップの提供などが考えられる。

### ②ICT等を活用した国内外への情報発信に関する整備

整備そのものとは異なるが、S N SやH Pを介した国内外への情報発信は必須であり、整備事業の進捗状況、イベント情報、施設利用案内などを発信する設備・体制を整える必要がある。

活用に関しては恭仁宮（山城国分寺）のみならず、行政とD M O等民間団体が連携し山城地域全体を包括する情報を発信する。また、S N Sはリアルタイムでの情報発信が特徴であるため、地域に密着した人物による公式S N Sの運用についても模索する。

### ③すべての人に開かれた整備

整備にあたってはバリアフリーとなるよう多角的な検討を行う。例えば視覚障害のある方に対しては、瓦や実寸で復元した建物の柱などを触ることにより古代の技術や都城のスケールを体感できる設備・施設の設置を検討する。障害のある方を対象とした活用については障害に応じた様々な体験を提供することが可能と考えられるため、多様なメニュー開発を行うことが必要となる。

解説板をはじめとする様々な情報提供施設においても、言語の面におけるバリアフリーを目指す。これは、拡大する京都市や奈良市へのインバウンドを、相楽東部へと還流させるためにも必要な施策である。二次元コードを利用した多言語化や点字、音声ガイドの設置を検討する。この点についてはWi-Fi環境整備と併せて考える必要がある。

## （3－5）ガイダンス機能を有する施設等について

恭仁宮跡（山城国分寺跡）の活用整備を進めるためには、恭仁宮や山城国分寺に関するガイダンス機能を有する施設が必要である。恭仁宮跡を活用することを目標の中心に据えるのであれば、恭仁宮に特化したガイダンス施設があれば目的を達する。これに対して、恭仁宮跡を京都府南部地域における文化観光拠点として位置付ける場合は、文化観光のゲートウェイとしての機能を確保した施設の検討が必要となる。特に、山城南部地域を周遊するための学習施設としての博物館は、上質な文化観光体験を提供するために不可欠な施設といえる。いずれの場合であっても、平城宮跡との差別化を念頭におき、様々な奈良時代の体験が可能な施設についても検討する必要がある。

恭仁宮跡においては、指定地外であっても、重要遺構が検出される可能性があるため、計画に先立つ発掘調査の実施および、重要遺構が確認された場合の保全策について十分に検討しておく必要がある。福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館や、静岡市歴史博物館では遺構の露出展示が行われているが、遺構環境のモニタリングや、理化学分野の専門職員の配置などの配慮がなされている。

ガイダンス施設や博物館施設、歴史体験施設といった諸施設については、その運営等に民間活力の導入を検討する。この時、史跡の維持管理にかかる費用を少しでも軽減できるような収益施

設についての検討も、これから施設整備においては重要なポイントとなる。

これまでの記述を含めて改めてガイダンス施設に必要とされる機能を列記する。

- ・恭仁宮（山城国分寺）に関するガイダンス機能
- ・体験発掘、調査研究を来訪者が行う拠点機能
- ・歴史的な無形の文化を体験できる機能
- ・地域史を学ぶ機能
- ・地域のコミュニティ形成の拠点となり、関係人口・交流人口を生み出す機能
- ・山城地域の広範囲の情報発信を行う機能
- ・山城地域の特産品等を販売する物販機能
- ・ICT等を活用した情報発信の拠点機能
- ・外国人や障害のある方への体験を提供できる機能

これら以外にも

- ・史跡を維持管理するための施設としての機能が必要である。一方、これらの機能を現在のくにのみや学習館に備えることは規模的にみても現実的ではない。

一方で、新たな施設設置には用地の確保、建設工事にかかる財源、専門人材の確保や運営に要する経費など多くの諸課題がある。また、上記機能以外の高付加価値化を行うことも可能と考えられるため、ニーズの調査・実現可能性・民間活力の導入も含め、引き続き検討を進めていくこととする。

# 第10章 保存活用事業運営・体制

## (1) 運営・体制の現状

現在、史跡公有地及び大極殿基壇や塔跡の維持管理は管理団体である木津川市が窓口となっている。維持管理については、除草をはじめ、ゴミ処理、ベンチ等の維持管理・点検、樹木の枝払い、危険箇所の点検、水路の管理を瓶原まちづくり協議会に業務委託している。活用に関しては、第7章でも記述したとおり、くにのみや学習館がガイダンス施設としての役割を担っている他に、施設前庭では、地域農産物販売による農家の生産意欲向上と恭仁宮跡の観光客増加のため情報提供を目的とする恭仁京朝市が月2回開催されている。市文化財愛護団体であるNPO法人ふるさと案内・かもでは、恭仁宮跡だけでなく、瓶原地域の文化財全般や内藤湖南の恭仁山荘などの案内も実施している。

史跡地内の市道の維持管理については、市役所関係部局（建設部・上下水道部）から市道の舗装や水道管更新の場合において、市教育委員会との事前協議を経て現状変更許可申請書の提出により、保存管理計画に基づいて既存施設の維持管理の範囲で許可している。

水路の維持管理については、大井手用水を「瓶原土地改良区」が、大井手用水より末端の水路を「農地水環境保全委員会」が担っているが、各区からの要望に基づき、素掘水路にコンクリートU字溝を設置する工事を進めている。水路工事の場合も事前協議後に現状変更許可申請書の提出により、一部掘削がある場合は、市文化財保護課担当者が立会調査を実施している。

この様に関係団体との情報共有や連携を図りながら、木津川市教育委員会として史跡の保存活用に取り組んでおり、史跡指定地内における行為の多くは、市文化財保護課に事前協議が必要との認識が、市役所内だけでなく市関係団体にも浸透している状況である。

## (2) 運営・体制の課題

本章においては、史跡の運営・体制に関する現状を踏まえ、今後の史跡の保存管理、活用等に対する運営・体制の課題を下記のとおり記す。

### (2-1) 史跡地権者、市民・地域活動団体の協力や参加、協働の課題

42haの面積を有する恭仁宮跡を、適切に保存し、活用整備するためには、土地地権者、市民・地域活動団体の協力、協働の取り組みが不可欠である。現在、公有地の維持管理は瓶原まちづくり協議会に委託しているが、今後、構成員の高齢化により受託できる業務量が減少することが懸念される。

### (2-2) 史跡の関係人口増に向けた課題

史跡の保存活用には上記の関係者、関係団体に加え、幅広い協力、支援、参加が未来への推進力になることから、市内外の人々や団体など積極的に関わる関係人口を増やすネットワークづくりが必要である。

### **(2-3) 市民等への情報提供、発信の体制づくりの課題**

保存活用に関わる協力や支援、参加を推進するネットワークを進めるために、史跡や瓶原に関する情報提供が重要であり、分かりやすく興味を持つてもらえる情報を企画・発信し、情報を共有し連携する体制づくりへの取り組みが必要である。

### **(2-4) 市役所庁内の連携体制の課題**

史跡の保存範囲には住居や農地、工場や公共施設などが所在することから、文化財担当部局だけでなく、市道管理担当部局や水道担当部局の他、観光部局との連携体制を強化する必要がある。また、文化財部局の体制づくりも検討しなければならないが、発掘調査担当だけでなく、文化財の活用整備全般を取りまとめるマネジメント職員を配置する必要がある。

### **(2-5) 国・府、その他関係機関・研究機関との連携の課題**

史跡整備の主体は京都府となり、木津川市も協働する。整備にともなう国との連絡・調整や支援は不可欠であり、研究機関や学識経験者の協力が求められることになり、特に奈良文化財研究所とは連携を密にする必要がある。

## **(3) 運営・体制の方針**

史跡指定地の保存活用を図る主体は、これまでと同様、管理団体である木津川市である。土地地権者、市民、地域活動団体と木津川市が連携する運営体制の充実・強化を図る。京都府と恭仁宮跡の整備に向けた取り組みを推進するとともに、保存活用にも取り組んでいく。

今後も史跡を適切に保存しながら、観光や歴史文化の学びの場として史跡の活用を推進していく。また、市民・地域活動団体の協力や参加、協働に取り組み、恭仁宮跡や瓶原に積極的に関わる関係人口を増やすネットワークづくりにも取り組み、民間団体や企業等とも連携し、幅広い協力や支援、連携の体制の構築に努める。

## **(4) 運営・体制の方法**

### **(4-1) 史跡の整備及び維持管理運営**

木津川市は、文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、史跡を構成する本質的及び副次的価値を有する要素を保存活用し、次世代へ継承する。その他の要素については、史跡と地域の共存を図りながら、今後の取り扱い方法を検討する。史跡整備は京都府と木津川市協働により進めながら史跡指定地の地権者等の理解と協力を得て、未指定地の地権者は協力を得られるよう協議しながら、史跡全体を適切に維持管理運営する。維持管理事務は、木津川市教育委員会文化財保護課が担い、現状変更等の行政事務等を適切に行う。また、指定地の災害時の応急措置や復旧についても、基本は土地地権者や管理者が主体になるが、管理団体である木津川市も京都府と協力しながら協働して行う。

#### (4-2) 史跡地内公有地の管理

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の指定地内で公有化されている土地については、歴史的観光拠点及び歴史文化の学びの場として利活用できるよう保存及び整備までの間、仮整備を図っていく。保存及び仮整備された土地については、史跡管理団体である木津川市が、瓶原地域や地元活動団体、民間団体、企業等とも連携、協働しながら、活用を図り、維持管理運営を行う。

#### (4-3) 地権者等の協力による適切な管理

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の指定地内で公有化されていない土地については、地権者に適切な管理に対する理解と協力を得ることに努める。史跡指定地の地権者等が現状変更等を行う場合は、史跡保存の重要性の十分な理解を求め、管理団体である木津川市と協議したうえで、現状変更等の申請を提出するよう周知を図る。また、地権者や地番等の登記事項の異動があった場合も、速やかに木津川市に変更届を提出することも説明する。

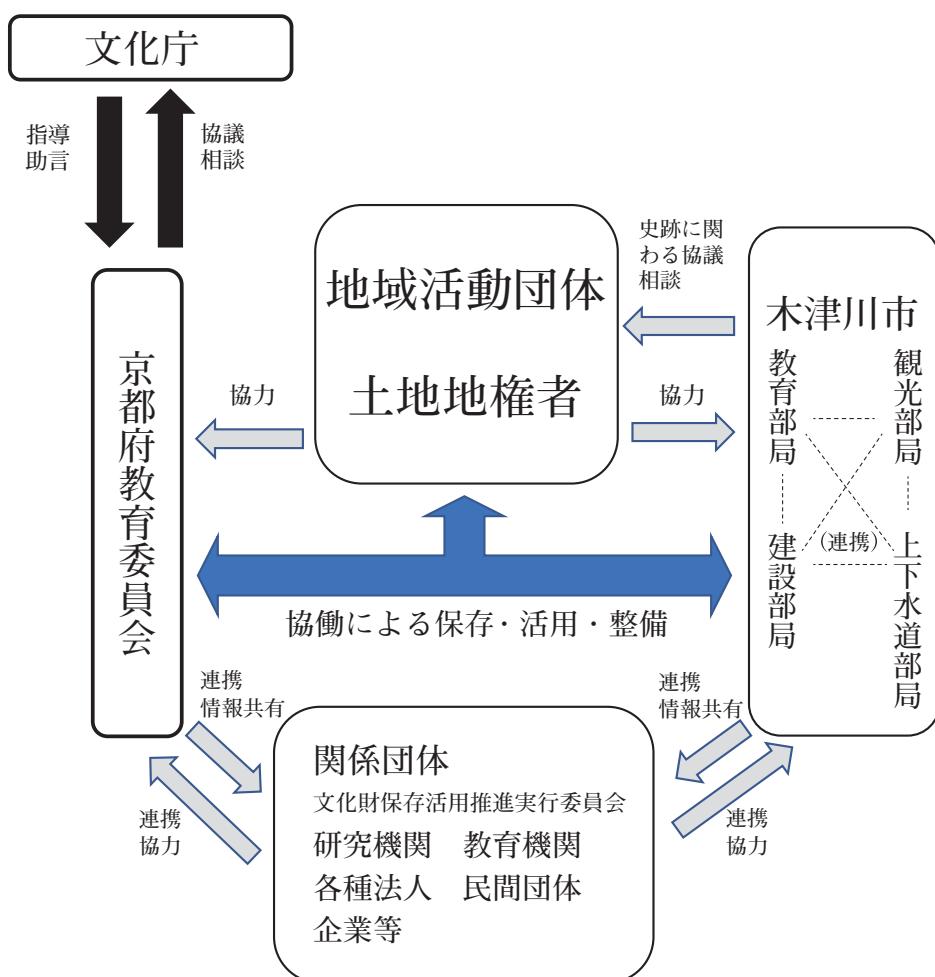
また、恭仁宮跡保存範囲の未指定地において掘削工事がある場合も、任意での発掘調査へ協力を求めている。

#### (4-4) 瓶原地域との連携・協働による維持管理運営

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保存活用については、地域住民や市民等の理解と協力が不可欠である。保存管理・活用の協働者として、積極的な連携・協働が必要であり、管理団体である木津川市と地域住民で結成される「瓶原まちづくり協議会」との史跡地内の維持管理業務や除草業務、花卉栽培業務を今後も継続する。さらに、瓶原地域を活動拠点としている他団体や民間団体とも、連携・協働を目指す。

#### (4-5) 国・府との連携体制

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保存活用については、文化庁や京都府教育委員会との連携のもと、管理団体である木津川市教育委員会が適切に行う。今後の史跡整備は京都府、木津川市が協働し、必要な環境整備等については、本保存活用計画に基づき、府・市の関係部局との部局横断的な連絡・調整体制を図る。また、『木津川市文化財保存活用地域計画』に基づき、市文化財保存活用推進実行委員会などの関係団体とも連携・協力体制を構築していく。



第22図 恭仁宮跡の保存・活用に関する運営体制

## 第11章 実施計画

本計画の計画期間は、第1章第6節でも記述したとおり、令和7（2025）年度を初年度とし、令和17年（2035）3月31日までの10ヶ年である。この章では、初年度から開始する第6章以降に定めた課題に対する解決方法を、これまでの保存及び活用の経緯と今後の活用整備の方向性と整合させながら、短期的（本計画期間内）に取り組む内容と、中長期的に取り組む内容に区分し以下のとおり実施する内容を記す。

区分・施策		短期（2035年度まで）	中長期（2035年度以降）	実施主体
史跡の保存	追加指定	地権者との協議が整えば追加指定		木津川市
	土地の公有化	計画的に公有化を実施		木津川市
	日常的・定期的な維持管理や点検			木津川市 地域・団体等
	調査・研究	府による発掘調査等の考古学的調査		京都府 木津川市
	現状変更対応	市が窓口となり対応		木津川市

※黒の実線：実施又は実施予定

黒の破線：実施の可能性、取組の有無を今後検討

灰色の実線：現状変更発生時に対応

地域・団体等：地域活動団体、関係団体等

区分・施策		短期（2035年度まで）	中長期（2035年度以降）	実施主体
史跡の活用	学校教育における史跡の活用	市内小中学校への出前授業・現地案内を実施		京都府 木津川市
	社会教育における史跡の活用	公民館講座等		京都府 木津川市
	市内における史跡案内ボランティアの活用	NPOふるさと案内・かも等との連携		京都府 木津川市 地域・団体等
	市域を越えた広域的な連携づくり	関係団体との連続講座等の連携		京都府 木津川市 地域・団体等
	ガイダンス機能の充実	くにのみや学習館の展示の充実		木津川市

区分・施策			短期（2035年度まで）	中長期（2035年度以降）	実施主体
史跡の整備	本質的価値を有する要素	①大極殿院 (山城国分寺 金堂跡)	維持管理（公有地、大極殿基壇跡）、公有化に向けた協議を地権者と開始	公有化を実施 整備に向けた協議を開始	京都府 木津川市
		②朝堂院	幟旗遺構の存在する土地の公有化を実施	公有化に向けて地権者との協議を継続 整備に向けた協議を開始	京都府 木津川市
		③朝集院	公有化に向けた協議を地権者と開始	公有化に向けた協議を地権者との協議を継続 整備に向けた協議を開始	京都府 木津川市
		④内裏地区	公有化に向けた協議を地権者と開始	公有化に向けた協議を地権者との協議を継続 整備に向けた協議を開始	京都府 木津川市
		⑤宮大垣地区	公有化に向けた協議を地権者と開始	公有化に向けた協議を地権者との協議を開始 整備に向けた協議を開始	京都府 木津川市
		⑥山城国分寺 塔院	維持管理（公有地、大極殿基壇跡、山城国分寺塔跡）、公有化に向けた協議を地権者と開始	公有化に向けた協議を地権者との協議を開始 整備に向けた協議を開始	京都府 木津川市
	有副次的要素を有する要素	近代の瓶原地域に関する諸要素 ③-2 移設された礎石および恭仁小学校敷地内礎石	移設された礎石の3D写真測量を実施し、現状の記録保存を実施		京都府 木津川市
その他の要素	環境整備（本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの）	管理施設	市担当部局と維持管理を実施		木津川市 地域・団体等
		解説施設	点検・維持管理（必要があれば修繕）		木津川市 地域・団体等
		便益施設	点検・維持管理（定期的な修繕を実施）		木津川市 地域・団体等
		広場	点検・維持管理（必要があれば修繕）		木津川市 地域・団体等
		修景整備	コスモス・蕎麦栽培継続、範囲拡大、枯れ木伐木や巨木化した樹木の剪定		木津川市 地域・団体等
		その他	地域との協議が整えば、まとまった公有地に接する農業用水路の維持管理を実施		木津川市 地域・団体等

## 第12章 経過観察

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保存管理、公開活用、運営体制等について、経過観察（モニタリング）の手法、点検内容を以下のとおり記す。なお実施時期の短期とは概ね本計画期間内である10年以内、中長期は10年以上を想定している。内容や自己点検基準等の追加や変更等の見直しについては、木津川市教育委員会文化財保護課が主体となって実施する。こうした経過観察の結果は、P D C A サイクルの考え方に基づき、計画の実施、修正、改善の基礎資料や判断材料としていく。

分野	経過観察の基本的指標 (実施の有無、状況・内容の把握)	経過観察の手法	
		点検内容	時期・期間
保存管理	本質的価値を有する要素は確実に保存されているか（き損の有無）。	・大極殿基壇跡（例幣中切29）表土に掘削や陥没の有無。周辺石垣の孕みや崩落の有無確認。 礎石のき損の有無確認。 枯れ木や巨木化した樹木の有無確認。	季節ごと（原則2～4回／年）、災害時
		・山城国分寺塔基壇跡（例幣溝垣内70）に掘削や陥没の有無確認。 礎石のき損の有無確認（周辺土の流出の有無確認）。	季節ごと（原則2～4回／年）、災害時
		・内裏地区周辺の枯れ木や巨木化した樹木の有無確認。	
	副次的価値を有する要素は確実に保存されているか（き損の有無）。	・瓶原城跡（例幣登垣内・内垣外）の空堀跡や土塁跡の状況確認。 枯れ木や巨木化した樹木、竹林の有無確認。	季節ごと（原則2～4回／年）、災害時
		・大井手用水（千本杭周辺）の状況確認。	年2回
		・例幣使料傍示石、道路元標、移設された礎石の状況確認。	年2回
	本質的価値の補完に好影響を及ぼすものは確実に保存されているか（き損の有無）。	・史跡標柱（例幣中切29）の状況確認。	年2回
		・説明板、史跡看板、くにのみや学習館案内看板の状況確認。	年2回
		・便益施設のき損の有無確認。	年2回
		・広場及びその周辺の環境美化、景観の状況確認。	季節ごと（原則2～4回／年）
		・コスモス・蕎麦の栽培の確認。	業務委託検査時

	・史跡公有地における樹木・雑草の状況確認。	除草業務委託検査時
	・追加指定に向けた地権者との協議の実施有無。	毎年度
	・現状変更許可申請の提出に対する事務処理の実施有無。	毎年度
	・史跡指定地やその周辺において、災害や事故等の発生有無。	毎年度

分野	経過観察の基本的指標 (実施の有無、状況・内容の把握)	経過観察の手法	
		点検内容	時期・期間
公開活用	恭仁宮跡に関する情報の提供・発信をどの程度行ったか。	市広報紙への掲載等の有無確認。	毎年度
	学校教育において活用されているか。	出前講座や現地での体験学習の実施有無確認。	毎年度
	社会教育において活かされているか。	公民館講座や現地での体験学習の実施有無確認。	毎年度
	観光振興や啓発活動による観光客数はどのぐらいか。	くにのみや学習館来訪者数や観光商工課の恭仁宮跡への入込客数の確認。	毎年度
	くにのみや学習館の展示の充実に取り組んだか。	展示の取り組みや来訪者数の確認。	毎年度
運営・体制の整備	市民等への恭仁宮跡に関わる文化財の情報の提供・発信及び啓発を行っているか。	文化財保護課による把握・確認	毎年度
	恭仁宮跡の保存活用に関して、市民・地域活動団体との連携、協働の取り組みは行われたか。	文化財保護課による把握・確認	毎年度
	恭仁宮跡などに関わる近隣市町及び広域的な連携は図られているか。	文化財保護課による把握・確認	毎年度

## 史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)保存活用計画

発 行 日 令和7年6月30日

編集・発行 木津川市教育委員会  
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9  
☎0774-75-1231

印 刷 株式会社明新社  
〒630-8141 奈良市南京終町3丁目464番地







